

## 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

### 1 方針策定の趣旨

#### (1) 出資法人改革の経緯

本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

その一方で近年、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国からの通知（詳細は次頁参照）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、平成16（2004）年度に策定した「出資法人の経営改善指針」について、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改め、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくこととした。

#### 【出資法人の統廃合等】

- ・ 出資率25%以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 21法人（R3（2021）年度） ※神奈川県住宅供給公社を除く

#### 【財政的関与の見直し】

- ・ 出資率25%以上の法人への補助金 5,933百万（H14（2002）年度決算）⇒ 1,068百万（H29（2017）年度）⇒ 1,391百万（R2（2020）年度決算）

#### 【派遣職員の引上げから再開】

- ・ 出資率25%以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 0人（H26（2014）年度）⇒ 2人（R3（2021）年度）

#### 【市退職職員の再就職規制等の見直し】（令和元（2019）年度以降）

- ・ 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することを可能とする。
- ・ 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額 年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入を推進。

#### 【経営目標の設定・評価・公表プロセスの見直し】

- ・ 平成29（2017）年度までの法人主体による「経営改善計画」の策定・評価・公表プロセスから、平成30（2018）年度以降、市が主体となった「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスに見直し。

## 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

### 1 方針策定の趣旨

#### (2) 出資法人を取り巻く状況（H26.8.5\_総務省自治財政局\_第三セクター等の経営健全化等に関する指針等の概況）

- ・総務省が平成21（2009）年度から取り組んできた第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は当初の予定どおり平成25(2013)年度末で終了。
- ・平成26（2014）年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
- ・人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活用が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、効率化・経営健全化と地域の元気創造の両立を図ることも重要。

#### ■留意点1 経営状況等の把握、評価

- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況、財政的リスク等について、適切に把握した上で、継続的に評価を行うことが必要
- ・第三セクター等の経営状況等について把握、評価を行った結果、経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要

#### ■留意点3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- ・第三セクター等は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰する。
- ・役職員の選任について、人材を広く求め、民間の経営ノウハウ等の知見を有する者が積極的に登用されるよう努める。
- ・役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要

#### ■留意点2 議会への説明と住民への情報公開

- ・地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類等を報告・公表することに加え、その経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

#### ■留意点4 公的支援（財政支援）の考え方

- ・第三セクター等の経営は自助努力により行われるべきであるが、その収入を持って充てることが適当でない又は能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費について、公的支援を行う。
- ・公的支援を行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性を有する損失補償は行うべきではない。

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 1 方針策定の趣旨

### (3) 方針策定の趣旨

#### ■「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、次のとおり方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

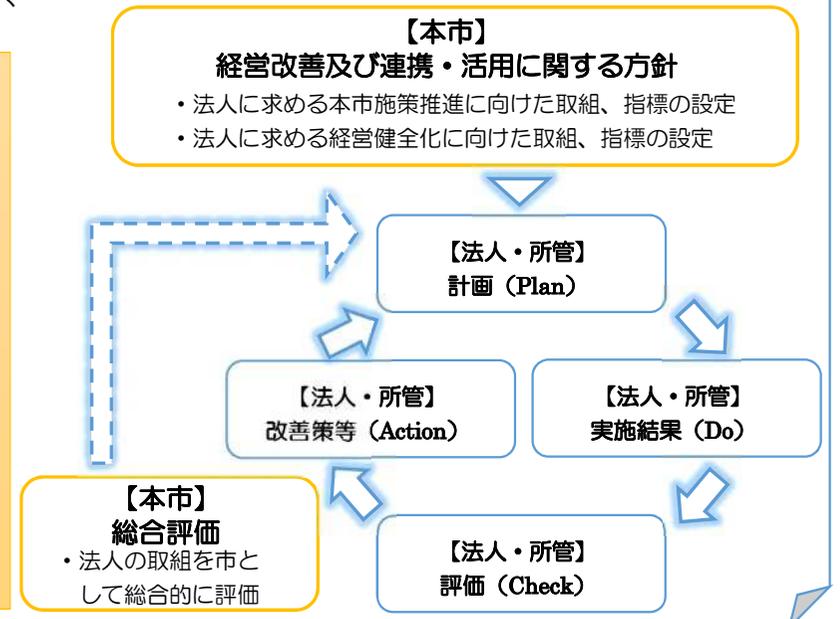
- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組む。
- ・各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図る。

#### ■「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、上記指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- ・本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下方針）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- ・その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- ・毎年度、方針に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を本市及び各法人が点検・評価（Check）するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

#### 【PDCAサイクル】





## 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

### 2 方針策定の考え方

#### (2) 現行の取組評価から見えてきた課題

現行の方針について、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度と取組評価を行ってきた中で、次期方針策定に向けて、社会状況の変化や本市施策の進展、記載内容の妥当性等、次のとおり課題となる事項が想定される場所である。

#### ■課題1 現行の方針策定時からの本市施策における法人の役割の変遷

- ・現行の方針を策定した平成30（2018）年8月から、社会状況の変化や本市施策の進展がある中、各法人に求められる役割についても変遷がないか確認が必要である。
- ・特に、令和2（2020）年3月に策定した民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく一層の民間活用の推進や関連施策における市と出資法人の役割分担の見直し、新型コロナウイルスの影響を踏まえた法人事業のあり方見直し等の検討が必要である。

#### ■課題2 各取組事業・項目の次期方針策定における妥当性

- ・「本市施策推進に向けた取組事業」については、法人が行う事業（次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業を含む）を網羅しているか、各事業の規模が独立して目標管理するのに相応しいものとなっているか等の確認が必要である。
- ・「経営健全化に向けた取組項目」については、各法人の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等を踏まえた包括的な内容となっているか等の確認が必要である。
- ・「業務・組織に関する取組項目」については、コンプライアンスの遵守等目標管理に馴染まないものではなく、「経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、効率的・効果的な事業実施や運営体制の構築・強化など、各出資法人の取組として優先して行う内容となっているか等の確認が必要である。

#### ■課題3 各取組事業等の指標及び目標値の次期方針策定における妥当性

- ・各取組事業等の指標については、現行の方針では、アウトカムとアウトプット指標があり、経営健全化指標についても率と額の指標に偏りがあるなど、当該事業等の結果や成果を評価するものとして、より目的に合致したものとなっているか等の確認が必要である。
- ・また、インプット指標である事業別の行政サービスコストについても、より実態に即した捉え方の検討が必要である。
- ・各指標の目標値の設定については、新型コロナウイルスの影響も想定されるため、経年での現状把握を行い、各取組事業等の実施により、発現を目指す結果や成果について、合理性と実現性を考慮したものとなっているか等の確認が必要である。

#### ■課題4 次期方針策定における将来の経営状況等の見通しの把握方法

- ・現行の方針策定時に作成した「資金計画表」と取組評価時に作成する「法人情報シート」の財務状況の関連性を整理（7頁・参考資料1参照）するとともに、その財務指標等から「経営健全化に向けた取組項目」を設定する仕組みとする必要がある。

#### ■課題5 次期方針の取組期間中における目標変更の取扱いの明確化

- ・次期方針の取組期間中に、想定外の社会状況の変化や本市施策の進展があった場合、実施する指定管理事業の管理者や実施内容に大幅な変更があった場合等で各取組事業等の適切な方向付け困難な場合には、目標変更を要することを明確化する必要がある。

## 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

### 2 方針策定の考え方

#### (3) 上記課題を踏まえた対応の方針

平成30(2018)年度～令和2(2020)年度を取組評価等を通じて、(2)のとおり見えてきた課題について、次のとおり方針を整理し、次期方針策定において、対応していくものとする。

##### ■方針1 川崎市総合計画 第3期実施計画等の策定と連動した本市施策における法人の役割の確認

- 本市施策における法人の役割の確認にあたっては、法人の設立目的やミッション、存続意義等を踏まえつつ、市総合計画上の関連する政策・施策の方向性はもとより、関連する分野別計画の内容等も考慮した上で、行うものとする。
- 法人自ら施策上の位置づけや経営面、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対する今後4年間の取組の方向性と具体的な取組・目標を明確化するものとする。

##### ■方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関わる優先的取組の反映

- 本市施策推進に向けた取組事業の網羅性については、出資法人の現況との照合のほか、次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業等が包含されているか、確認を行うとともに、各事業の規模を踏まえた整理・統合も検討するものとする。
- 経営健全化に向けた取組項目については、各法人の収益性・安全性・自立性を表す財務指標等を参考に、法人の種別や財務構造なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮の上、より包括的な内容となるようにする。
- 業務・組織に関する取組項目については、「経営改善及び連携・活用に関する指針」等に基づき、昨今の社会情勢の変化等に応じた事業見直しや将来の法人運営のための人材育成等、各法人の取組として優先して行う項目を設定(8頁・参考資料2参照)する。

##### ■方針3 各取組事業等の指標の合目的性及び目標値の合理性・実現性の確認

- 各取組事業等の指標については、現行の指標の他に総量と差分といったような視点も加え想定しうる指標との比較検討を行い、より目的に合致したものとなるようにするとともに、経営健全化指標については、効率性と規模感を把握する観点から、率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストについては、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方とし、効果分析を行う(9頁・参考資料3参照)ものとする。
- 各指標の目標値の合理性・実現性については、現行の方針の策定・取組期間(H29～R2)における実績把握の下、新型コロナウイルスの影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、各取組事業等により、発現を目指す結果や成果について見込むものとする。

##### ■方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

- 各法人の直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等については、H28～R2の5か年の推移を確認するとともに、次期取組期間(R4～7)における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえ、将来見通しを算出するものとする。

##### ■方針5 次期取組期間中における目標変更の可能性の確認

- 次期取組期間中における目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定予定や実施する指定管理事業の指定期間の更新等のタイミングを想定し、各取組事業等の適切な方向付けが困難となる場合には、目標変更を要することをあらかじめ明示する。

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 2 方針策定の考え方

(参考資料1) 各法人の経営状況等の確認と将来見通しの捉え方〔課題4関係〕

### ① 従前の資金計画表が意図していたこと (H22.11\_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・ 前回方針策定時に作成した資金計画表は、期間中、各法人において、いつ・いくらの・どういった種類のお金が入金になるか、また、どのような内容の支出が、いつ・いくら必要となるかを表にしたもの。
- ・ 資金計画表は、法人の活動を「経常収支」、「投資収支」、「財務収支」の3つに区分して表示。
- ・ 「経常収支」には、収入として事業収入や補助金収入等、支出として事業費、管理費等を計上。また、資金収支が発生しない減価償却費等は控除。
- ・ 「投資収支」には、固定資産の取得や売却に係る収支、定期預金の預入や満期に伴う収支等を計上。
- ・ 「財務収支」には、借入の実行や返済による収支、利息の支払による支出等を計上。

### ② 取組評価時の財務状況の記載項目との相違

- ・ 上記資金計画表が各年度の資金収支に着目していたのに対し、評価時の財務状況は実際の決算数値を用い、その収益状況、資産債務の状況、市の財政支出、財務指標、法人及び市の評価を総合的に表示したものであり、比較が困難であった。

### ③ 方針と評価で連動した経営状況把握手法の確立

- ・ 方針策定から取組評価まで連動した経営状況の把握手法とするため、旧「資金計画表」を改め、評価時の財務状況の記載項目を基本に、事業収益や人件費、特定資産、有利子負債等をその他主たる勘定科目として特記する様式とする。

資金計画表 【平成30年度～令和3年度】						取組評価時の財務状況の記載項目				
法人名						●法人情報				
(単位:千円)						(1)財務状況				
項目						収支及び財産の状況(単位:千円)				
						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
経常収支	収入	事業収入								
		営業債権増加								
		補助金収入								
		委託費収入								
		寄付金収入								
		雑収入								
		その他収入								
		...								
		経常収入合計	0	0	0	0	0	0	0	0
		経常収支	支出	事業費						
管理費										
減価償却費(Δ)										
貸倒引当金繰入(Δ)										
退職給付引当金繰入(Δ)										
営業債権増加(Δ)										
法人税等支払										
...										
経常支出合計	0			0	0	0	0	0	0	0
経常収支	0			0	0	0	0	0	0	0
投資収支	収入	固定資産取得支出								
		固定資産売却収入								
		...								
		投資等収支	0	0	0	0	0	0	0	
財務収支	収入	借入れによる収入								
		借入金償還による支出								
		利息/配当金の支払								
		財務収支	0	0	0	0	0	0	0	
現金預金増加						0	0	0	0	0
期首現金預金										
期末現金預金						0	0	0	0	0

取組評価時の財務状況の記載項目				
●法人情報				
(1)財務状況				
収支及び財産の状況(単位:千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正味財産増減の部				
(一般正味財産増減の部)				
経常収益				
経常費用				
当期経常増減額				
当期一般正味財産増減額				
(指定正味財産増減の部)				
当期指定正味財産増減額				
正味財産期末残高				
総資産				
流動資産				
固定資産				
総負債				
流動負債				
固定負債				
正味財産				
一般正味財産				
指定正味財産				
エラーチェック				
本市の財政支出等(単位:千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金				
委託料				
指定管理料				
貸付金(年度末残高)				
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
出捐金(年度末状況)				
(市出捐率)				
財務に関する指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率(流動資産/流動負債)				
正味財産比率(正味財産/総資産)				
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)				
総資産回転率(経常収益/総資産)				
収益に占める市の財政支出割合((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)				
法人コメント		本市コメント		
現状課題	今後の取組の方向性		本市が今後法人に期待することなど	

## 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

### 2 方針策定の考え方

(参考資料2) 業務・組織に関する取組項目への優先的取組の反映イメージ〔方針2関係〕

① 旧経営改善計画での「業務・組織に関する取組」の位置づけ (H22.11\_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・旧経営改善計画では、業務・組織に関する取組について、業績目標や「財務の改善」を実行するために、主に業務の見直しの観点と組織・人員の観点から、抜本的な経営改善につながる施策を検討することとしてきた。
- ・具体的には、業務の能率向上、組織体制の見直し、人事給与制度及び研修制度の見直し、適正な業務運営、透明性の高い法人運営などの項目設定と、その指標についても、人事給与制度の改革、人件費比率の低減、正規職員・市派遣職員の削減、事業評価制度の導入、業務・組織の最適化などを参考に計画を策定することとした。

② 「経営改善及び連携・活用に関する指針」上の業務・組織に関する取組

- ・指針上、出資法人が取り組む課題として「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組のほか、効率的・効果的な事業実施、運営体制等の構築・強化、本市に準じた取組の推進、情報公開の推進、監査の実施など(右表大項目)が挙げられている。
- ・そのうち、本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組に当たらないもの、(数値による)毎年度の目標管理に適したものを選択すると右表小項目のとおりとなる。

指針上の取組(大項目)	業務・組織に関する取組(小項目)
効率的・効果的な事業実施	事業の抜本的な見直し、業務プロセスの可視化等
運営体制等の構築・強化	簡素・効率的な運営体制、役職員の選任・採用、役員の報酬、職員の人事・給与制度、職員の人材育成
本市に準じた取組の推進	契約、広報
情報公開の推進	情報開示、インターネットの活用
監査の実施	監査体制の強化、外部監査の実施

③ 上記業務・組織に関する取組の体系からの項目及び指標設定イメージ

- ・次期方針策定においては、旧経営改善計画から「業務」「組織」の観点を踏襲しつつ、指針に掲げられている取組(小項目)を基本に分類分けを行った右表の取組項目及び指標例にならって、各法人において優先的に取り組むべき事項を選定する方法が考えられる。

	取組項目	指標例
業務	事業見直し・業務改善	事業の縮小・廃止、業務フローの作成等
	情報公開	規定資料の開示率、インターネットの活用率等
組織	運営体制	役職員数、プロパー比率、民間出身者比率等
	役員報酬・職員給与体系	業績評価導入状況、勤務形態の弾力化等
	人材育成	役職員の研修参加率、資格取得率等
	監査体制	外部監査の実績数・反映実績等

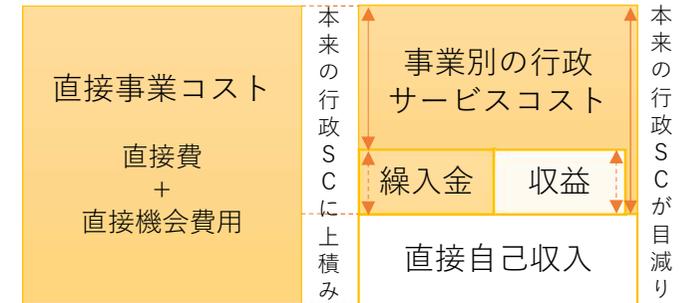
# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 2 方針策定の考え方

### (参考資料3) 本市施策推進に向けた取組事業における事業別の行政サービスコストの捉え方〔方針3関係〕

#### ① 現行の事業別の行政サービスコストの考え方 (H24.3\_経営改善計画の手引(評価編)より)

- ・事業別の行政サービスコストとは、実施している事業単位に着目して算出するもので、各事業の成果に対してどの程度のコストが発生しているかを明らかにするもの。直接事業コストから直接自己収入を控除した差額を事業別の行政サービスコストという。
- ・直接事業コストは「各事業に直接的に関連づけられるコスト」をいう。財団法人の事業費と管理費・機会費用のうち事業に直接的に関連づけられるもの、株式会社の売上原価・販管費・機会費用等のうち直接的に関連づけられるものが該当。
- ・機会費用とは「団体が市から有利な取扱い(市有財産の減免等)を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」をいう。
- ・直接自己収入は「事業に直接的に関連づけられる自己収入」をいう。この自己収入とは「出資法人が市以外の者から得た収入」のことで、各事業で受益者負担の原則に基づき得た収入や国・県からの補助金収入などが該当。自己収入に該当しないものとしては川崎市からの補助金、受託収入、指定管理料収入、特定預金取崩収入、繰入金収入などが当たる。



#### ② 事業別の行政サービスコストの算定上の課題

- ・事業別の行政サービスコスト = 直接事業コスト - 直接自己収入 (前期繰越額や特定資産からの繰入金等は含まれず、逆に収益となるような自己収入は含まれる) であるため、本来の本市の財政支出以上又は以下の値となり、実態が反映されないことがあった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入」「機会費用」等の考え方が分かりづらいという課題があった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられないコストや自己収入」である間接費や間接自己収入が見えづらい仕組みとなっていた。

#### ③ 新たな事業別の行政サービスコストの捉え方

- ・これまでどおり「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入、繰入金等」を捉えながらも、本市からの補助金、受託収入、指定管理料などの財政支出も直接的に捉えることとする。それによって、本市の財政支出の単純な増減だけでなく、直接事業コストに占める本市の財政支出の割合など、本項の主旨である費用対効果や本市への依存度等をよりの確に把握できるようになる。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコスト」から、実際に費用が生じていない機会費用は計算上除外するものとし、そのあり方は別途コメント等において加味するものとする。
- ・間接費や間接自己収入の評価については、経営状況の将来見通しと確認を行う中で、一層の効率化や確保を図っていくものとする。

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4 年計画の目標
かわさき市民放送 (株)	<p>1 法人の事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送法に基づく超短波放送事業</li> <li>放送番組の制作及び販売</li> <li>出版および録音事業</li> <li>音盤の制作および販売</li> <li>映画会、音楽会、講演会等の企画と実施</li> <li>放送に関する人材の育成のための教育事業</li> <li>防災関連用品の企画、販売</li> <li>前記各号に関連附帯する事業</li> </ul> <p>2 法人の設立目的</p> <p>上記事業を行うことを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>地域社会に密着した、市民が主人公のコミュニティFMとして、川崎市の豊かな街づくり、市民生活の安心安全に貢献します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活に必要な地域の情報や市の魅力情報をタイムリーに提供します。</li> <li>市民が発信する情報を通じ、地域のコミュニティづくりに貢献します。</li> <li>災害時における緊急放送の担い手となります。</li> </ul>	<p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内唯一のコミュニティFM局として、市政情報や安全・防災等の生活に役立つ情報から、音楽・芸術・スポーツ等の文化的な情報まで、地域密着の放送を継続しています。</li> <li>コロナ禍のなか、スタジオ出演の人数制限を実施する一方で、電話出演を積極的に取り入れ、継続して地域のコミュニティづくりに貢献しています。</li> <li>令和元年台風19号の際の特別放送の実施やコロナ関連情報の随時発信など、災害時等には市民が必要とする地域のきめ細かい情報を迅速かつ的確に放送できるよう備えています。</li> <li>平成28年度に累積負債を解消し、その後も継続して営業利益を確保しています。</li> <li>AIアナウンサーを導入し、天気予報等の情報を発信しており、災害時には、長時間の放送にも備えることができています。</li> </ul> <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高単価で販売可能な生放送枠はほぼ完売しており、放送収入を増収するには実勢価格の値上げが必要になりますが、メディアの多様化によりラジオへの広告出演は減少をしている中での値上げは厳しい状況です。また、今後も放送外収入の拡大等にも取り組むなど、安定経営を継続していくことが求められています。</li> <li>災害時等における緊急放送の担い手として期待される役割は、近年の異常気象や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、一層重要になってきており、少人数で24時間365日災害時等に備える体制の構築が急務であるといえます。</li> <li>近年、放送局がある中原区を中心に川崎市では若い世代の転入者が多くなっていますが、そういった新しい市民に対する認知度向上が課題となっています。</li> </ul>	<p>1 経営改善項目</p> <p>市内に特化した地域情報、災害情報などの提供というコミュニティFMとしての役割を一層発揮していくとともに、引き続き、適正なコスト管理やスポンサー獲得に向けた積極的な営業活動を行い、本市に依存しない財務体質の確立を図ります。また、市民と地域をつなぎ、街が盛り上がる番組制作やSNSと連動した情報発信などを行い、認知度の向上を図ります。</p> <p>2 連携・活用項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内唯一のコミュニティFMとして、広域ラジオやテレビなどのメディアではカバーしきれない市民向けのきめ細やかな情報を発信できることから、市政情報や地域安全・防災等の生活に役立つ情報、音楽・芸術・スポーツ・イベントなどの市の魅力情報の発信を行います。</li> <li>リモート出演等、新しい生活様式に合わせ、引き続き市民が出演し情報発信ができる環境を作ります。</li> <li>災害時においては、川崎市地域防災計画に規定されている重要な情報媒体として、総務企画局危機管理室と連携を図りながら、災害応急・復旧時に市民に不可欠な情報を的確かつタイムリーに放送します。</li> </ul>	<p>身近で役立つ魅力的な番組や地域安全・防災情報を提供するとともに、放送事業を中核とした収益の確保を図り、市に依存しない経営を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内唯一のコミュニティFMとして、地域の話や、行政・イベント・交通等の地域に密着したきめ細かな情報を提供し、自社ワイド番組での情報発信を強化します。</li> <li>音楽・スポーツ等、魅力ある番組制作を行うとともに、市民の放送参加や番組出演についても積極的に推進します。</li> <li>災害時における緊急放送の担い手としての役割を果たすため、定期的に緊急割込放送の訓練を実施するとともに、防災意識の啓発に向けた番組の放送を一層強化します。</li> <li>新規番組等の獲得に合わせて、放送料金の実勢価格の値上げ及び放送外事業の開拓拡大に取り組む、継続的な収益確保に努めます。</li> <li>新たに転入してきた市民（特に若い世代）に対する認知度を向上するため、SNS等を活用した情報発信を積極的に行ってきます。</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
川崎市土地開発公社	<p>(1) 法人の事業概要 公有地の拡大に関する法律（昭和47年法律第66号。以下、「公拡法」という。）第17条に基づき市が必要とする公共用地等の取得、管理、処分等を行います。</p> <p>(2) 法人の設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与します。</p> <p>(3) 法人のミッション 地域の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地を公拡法に基づき市の依頼により市に代わって先行取得し、市の再取得まで適正に管理するとともに、市の再取得依頼に速やかに対応することにより、良好な都市環境の計画的な整備に寄与します。</p>	<p>川崎市の事業計画を円滑に進めるため、市の公共用地先行取得の要請に応じた機動的かつ安定的な用地取得を行い、市の再取得まで適正に管理することで公共の福祉の増進に貢献します。また、川崎市土地開発公社に係る長期保有土地解消計画に基づき、市と連携して長期保有土地の解消に向け取り組みます。</p>	<p>(1) 現状 平成31年2月に策定した川崎市土地開発公社に係る長期保有土地解消計画に基づき公社保有地を処分してきたこと及び、令和元年6月に資金調達手法を公社債発行に見直したことにより、簿価総額が軽減されました。</p> <p>(2) 課題 保有地の処分件数は市の事業進捗によるものが大きく、一時貸付により貸付収入を得ていた土地についても市への処分により収入は減少しており、収支均衡を図る上で課題となっています。また、市からの用地取得の要請に対し、機動的かつ安定的に対応できていますが、簡素で効率的な組織体制を進めていく中で、効率的に業務を進める必要があります。</p>	<p>(1) 経営改善項目 ・現状の土地貸付率を維持するとともに、新たな収入源について検討を行うことで、安定的な土地貸付収入の確保を図ります。 ・市の再取得により、土地貸付収入が減少する場合においても、費用の抑制等により、計画期間を通じて経常収支の黒字を確保します。</p> <p>(2) 連携・活用項目 ・公拡法に基づき市の依頼により機動的かつ安定的に公共用地を先行取得するとともに、保有期間中における適正かつ効率的な保有地管理を行い、市の再取得依頼に速やかに対応します。 ・先行取得3制度における土地開発公社の利点・特徴を活かし、機動的かつ安定的な公共用地取得に活用します。なお、新規取得については、必要性、効果及び事業化の確実性等を検討し、慎重な運用を図ります。 ・長期保有土地の解消に向け、その処分に向けた見直しを整理するとともに、金利負担の軽減により将来的な市の財政負担の軽減を図るため、先行取得資金調達の際には、最も有利な資金調達手法を検討します。 ・事務改善により業務の効率化に向けて取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公拡法に基づき市の依頼により機動的かつ安定的に公共用地を先行取得するとともに、保有期間中における適正かつ効率的な保有地管理を行うことで、市の再取得依頼に速やかに対応します。</li> <li>・保有土地の買戻しは市の財政事情によるところが大きいものの、市と協力して今後の見直しを整理しながら、計画的な処分を行います。あわせて、将来的な市の財政負担軽減のため先行取得資金調達の際には、最も有利な資金調達手法を検討します。</li> <li>・安定的な経常利益を実現するため、市の再取得により財源が減少する場合には新たな収入源について検討します。</li> <li>・業務改善を推進し、効果的、効率的な業務運営を行います。</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市文化財団	<p>(1) 法人の事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術の創造及び発信</li> <li>文化芸術活動の支援及び協働</li> <li>文化施設の管理・運営</li> <li>その他公益目的事業の推進に資する事業</li> </ul> <p>(2) 法人の設立目的</p> <p>市民の文化芸術活動の振興を図り、もって川崎市における文化芸術の創造を促進します。</p> <p>(3) 法人のミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な文化芸術事業の実施（市民の文化芸術活動の振興、川崎市における文化芸術の創造を促進、多様なジャンルの文化芸術事業の推進）</li> <li>文化芸術施設の管理運営（市民の自発的かつ創造的な文化芸術活動の場を提供、文化芸術の創造と発信、文化芸術活動の支援と協働を推進）</li> <li>効率的な事業運営（財団全体の組織力を結集、経営感覚に富んだ効率的な事業運営）</li> </ul>	<p>誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、財団は市とともに文化施策を担う両輪となって、多様な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の効果的な運営を行うとともに、市民の主体的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進することが求められます。</p> <p>さらに、平成30年には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されるなど、文化芸術を通じたダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を実現することが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内の文化芸術活動も大きな影響を受けており、社会変容を踏まえた取組や、文化芸術団体等を支援することも求められているところです。</p> <p>市制100周年を迎える令和6（2024）年を見据え、持続的な文化芸術を振興していくためには、文化芸術の専門組織である財団の役割はますます大きくなるものと思われます。</p>	<p>(1) 現状</p> <p>文化芸術の振興を目的として設立された川崎市文化財団は、多様な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の管理運営等の公益性の高い事業を展開しています。平成29年度より市の文化芸術施策の中核を担うための財団の機能強化を進め、「音楽のまち・かわさき」推進協議会事務局と機能統合した上で、本市職員を1名派遣するなど組織強化を図るとともに、浮世絵ギャラリーの運営、パラアート推進事業の実施など、新たな文化芸術事業の取組を展開しています。</p> <p>一方で、経営面においては、施設使用料収入、入場料収入等を主たる収入源としていたところ、新型ウイルスの感染拡大により施設使用料収入等が大幅な減収となったことから、財団において収支改善の取組を進めています。しかし、施設運営等にかかる固定経費（建物の賃借料、人件費等）が大きな割合を占めることなどから、その取組の効果は限定的です。</p> <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市における文化芸術の振興のために、財団が文化芸術振興に関する専門性やノウハウを蓄積し、魅力的な文化芸術事業のさらなる展開、優秀な人材の確保・育成、中間支援機能の強化に努める必要があります。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従前の文化芸術事業の効果検証を行いながら、社会変容に対応した文化芸術事業を構築する必要があります。</li> <li>管理運営する文化芸術施設について、稼働率や老朽化等の課題があり、その対応を図りながら、施設の有効活用を図っていく必要があります。</li> <li>自立的な財団運営に向けて、財団の経営基盤の強化が求められています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、効率的な施設運営等による支出削減を行うとともに、新たな自己収入の確保も求められます。</li> </ul>	<p>(1) 経営改善項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財団が主催する文化芸術事業について、参加者数の増加、効率的な経費執行を図り、収益性を高めます。</li> <li>管理運営する文化芸術施設について、施設の有効活用の見地から稼働率の向上に向けた取組を進め、収益性を高めます。</li> <li>自己収入割合を向上させるとともに、効率的な施設運営等による支出の削減をすすめ、財団経営の健全化を進めます。</li> </ul> <p>(2) 連携・活用項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財団において、文化芸術事業の実施、施設の管理運営を適正かつ効果的に行うとともに、広報、相談、ネットワーク構築など中間支援の取組を展開して、誰もが文化芸術に親しむことができる環境の整備を行います。市は、財団と密接に連携し、適切な支援を行いながら、人材育成などの財団の自主的な取組を促していきます。</li> <li>平成30年度より本市職員（係長級）を財団に派遣していますが、財団の人材育成等の取組を進め、中間支援のための組織・事業体制を整備するために、市が財団の組織・事業に関与していく必要があります。</li> </ul>	<p>(施策推進に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会変容を踏まえた多様な文化芸術事業の実施、運営施設の利用促進、文化芸術に係る中間支援の取組を推進し、文化芸術の一層の振興を推進します。</li> </ul> <p>(経営健全化に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己収入割合を向上させるとともに、効率的な施設運営等による支出の効率化をすすめることで収益性の強化及び自立性の強化を図り、財団経営の健全化を進めます。</li> </ul> <p>(業務組織に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市の文化芸術振興に寄与する専門組織として、研修等を通じた人材育成を行うなど、職員の専門性の向上を図り、財団の組織強化を推進します。</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市国際交流協会	<p>1 事業概要</p> <p>(1)諸外国の情報及び資料の収集並びに提供</p> <p>(2)市民レベルでの国際交流、多文化共生の推進に関する事業</p> <p>(3)国際交流事業等の調査及び研究</p> <p>(4)市民団体及びボランティアの育成</p> <p>(5)川崎市国際交流センター事業</p> <p>(6)その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 設立目的</p> <p>川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすことを設立目的とします。</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与するために、市民や外国人のための情報提供や、国際理解・多文化共生のための講座などの事業を実施するとともに、国際交流や多文化共生の推進のための市民団体及びボランティアの育成、ネットワーク化、活動支援を行います。</p>	<p>○本市の国際施策に係る総合計画「川崎市国際施策推進プラン」及び多文化共生社会の実現に向けた「多文化共生社会推進指針」に基づく施策が効率的・効果的に行われるよう、市関係部局と密に連携、役割分担をしながら、法人が専門性や柔軟性をもって具体的取組を推進します。</p> <p>【取組内容】</p> <p>1 市民レベルでの国際交流を促進するための事業を実施するとともに、市民団体やボランティア等の活動を支援し、活動支援のための情報提供機能、ネットワーク機能、コーディネート機能、人材育成機能等を有する支援組織としての役割を担います。</p> <p>2 多文化共生を推進するため、外国人市民への日本語学習支援をはじめとする生活支援、平常時・災害時の情報提供、多言語による相談等、公共性が高く、専門性を要するサービスの担い手としての役割を担います。</p> <p>3 国際交流や多文化共生の推進にかかわる地域の課題について、実践的な調査・研究を行い、解決に向けた事業の展開につなげます。</p>	<p>【現状】</p> <p>1 組織体制</p> <p>役員を除く職員は24名。うち、常勤職員3名(市退職職員2名、公募1名)、非常勤職員21名。</p> <p>2 財務状況</p> <p>法人収益はおよそ以下のとおり。①施設管理受託収益(指定管理受託、国際交流センター利用料収益等):6.5割、②市補助金:2割、③講座事業収益:1.2割、④その他(基本財産運用益他):0.3割。</p> <p>3 その他の状況</p> <p>市内在住外国人市民の増加が続いていること(令和3年3月末現在45,168人)、外国人観光客の増加や市民のボランティアへの関心の高まりが見られるなど、法人設立時(平成元年)から社会環境が大きく変化しています。定住外国人市民の増加・多様化に伴う多方面における支援や新たな課題等に対する相談対応など、法人に期待される役割は増加しています。</p> <p>【課題】</p> <p>1 嘱託職員の人件費の大部分を国際交流センター事業収益及び同センター利用料収益に依存しているが、厳しい財政状況の中、経営や事業展開のさらなる効率化を図る必要があります。</p> <p>2 市民レベルの国際交流促進や、日本語講座をはじめとする外国人市民を対象とした各種講座、相談等の多文化共生事業は、公共性・必要性が高いが、収益性が低いため自主財源の確保に努める必要があります。</p> <p>3 臨時・人材派遣等多様な人材活用等、効果的・効率的な人員・人材の配置に努める必要があります。</p>	<p>1 経営改善項目</p> <p>(1)川崎市の国際交流・多文化共生機能の担い手として、健全な組織運営に向けて経営能力をさらに高めるため、各職員の専門性の向上を図りながら、市民等からの要望に対して関係機関・団体・ボランティア等と連携、協力、調整して速やかに対応できるような体制の整備を構築します。また、自立的経営を担う人材育成のため、研修機会の拡大に努め、職員の資質向上を図ります。</p> <p>(2)講座事業や施設利用収入等の国際交流協会事業において主たる自主財源となり補助率の抑制につながることから、今後引き続き確保・拡大に努めます。また、外部助成金の活用や寄附受入など、その他財源の確保に向けた取組を進めます。</p> <p>2 連携・活用項目</p> <p>本市の国際施策に係る総合計画「川崎市国際施策推進プラン」及び多文化共生社会の実現に向けた「多文化共生社会推進指針」において法人の役割は明記されており、これらに基づく施策の推進において、市関係部局と緊密に連携、役割分担をしながら、法人が専門性や柔軟性をもって具体的取組を進め、さらに貢献していくことが望まれます。</p> <p>また、本市の外国人市民が近年増加傾向にある中、外国人市民の多様なニーズがあることから、異文化交流や国際理解の促進、外国人市民への情報発信や相談窓口としての支援など、行政と連携・協力しながら、多文化共生の実現に向けた取組を進めます。</p>	<p>1 法人の役割として、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現を目指すために市民や外国人への情報提供や、国際理解・多文化共生のための講座などの事業を実施します。</p> <p>2 交流促進のための民間国際交流団体及びボランティアの育成・登録を促進するとともに、行政や教育機関等からの依頼に対し登録者をコーディネートし、様々な活動支援を行います。さらに、幅広くネットワーク化することで、市民を主体とした国際交流・多文化共生活動の幅を拡充します。</p> <p>3 高い専門性を持ちながら、外国人市民の行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の役割を果たします。</p> <p>4 事業収益の確保に引き続き努めながら、その他の自主財源確保に向けた取組も継続して進めます。</p> <p>5 日常生活に必要な日本語の習得や文化の違いなどにより支障をきたしている外国人市民や外国につながる子ども達が、文化的アイデンティティを保持しながら、主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語講座や学習支援などの取組を進めます。</p> <p>6 法人組織体制を構築するため、職員の管理運営能力及び専門性の向上を図り、さらに認知度向上のための取組を進めます。</p> <p>7 令和5年度には、長寿命化に伴う改修工事(空調機の更新、昇降機改修等)による3ヶ月間程度の全館休館が見込まれることから、各事業等に影響がありますが、施設・設備の経年劣化に伴い、本市が実施する施設長寿命化工事等と調整を図りながら、中長期的な視点を持って維持管理に努めます。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4 年計画の目標
(公財) 川崎市 スポーツ協会	<p>1 事業概要</p> <p>(1) スポーツ文化の普及・振興事業</p> <p>(2) スポーツ指導者の養成・確保に関する事業</p> <p>(3) スポーツ団体の育成・指導</p> <p>(4) 競技力の向上に関する事業</p> <p>(5) 受託したスポーツ振興事業の実施</p> <p>(6) スポーツ施設等の管理運営</p> <p>(7) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 設立目的</p> <p>市民のスポーツ文化の普及・振興・競技スポーツの強化及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図ることにより、川崎市のスポーツ振興の核づくりに努め、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>超高齢化社会の到来や人口減少、地域コミュニティの希薄化など市民の暮らしを取り巻く環境も変化しており、スポーツへのニーズや求められる役割が多様化しています。</p> <p>スポーツを市民一人ひとりの生活に根付いた文化にするとともに、スポーツの力で市民生活の充実を図るため、川崎市との連携を強化し、両輪となって、時代の流れに対応したスポーツ施策の推進を展開します。</p>	<p>川崎市では、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などが進行している中、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を整備し、健康増進やコミュニティの形成を図るため、生涯スポーツの推進に力を入れています。また、競技力の向上を目指し、全国・世界レベルに通用する選手や指導者の育成を図るとともに、ホームタウンスポーツ活動を振興し、スポーツを通して市民に川崎への愛着と誇り、連帯感を育むことを行っています。</p> <p>川崎市スポーツ協会においては、次の項目を法人の役割とします。</p> <p>①子供から高齢者まで幅広い世代を対象に裾野を広げ、数多目の種目のスポーツ教室を開催して、スポーツ体験機会の拡大を図る。</p> <p>②多様化するスポーツの中で市民のニーズを的確に捉え、競技人口の多少にかかわらず専門性を発揮しながら、生涯スポーツ・競技スポーツ・ホームタウンスポーツの振興を図る。</p> <p>③スポーツを市民一人一人の生活に根付いた文化にすることを目的とし、市民スポーツ文化の普及・振興、指導者や組織の育成、競技力向上に関する事業を実施し、41の加盟団体を統括して、市と加盟団体をつなぐ役割を果たすとともに、市のスポーツ施策の中核を担う。</p> <p>④新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受けている各種スポーツ大会やイベント等に対して、感染防止対策物品の配布や加盟団体との事前協議を行い、市民に安全・安心して参加してもらおうための環境を整備する。</p>	<p>(1) 現状</p> <p>当協会は川崎市と共に「スポーツのまちづくりの推進」を進めることが重要と考えています。平成18年度から受託していたスポーツ施設の指定管理が平成28年度に全てなくなるといった厳しい状況になり、29年度以降、人員配置の見直しや事業の見直しなど抜本的な改革を行ってきました。令和元年度に41事業あった事業を、廃止5事業、予算を伴わない共催事業への転換5事業と整理し、31事業に縮小するとともに、業務の効率化、支出の削減、指定管理施設の受託など財源の拡充を図りました。令和2年度から、市のスポーツ施策に合致した事業について、市からの補助金が増額され、財政基盤安定化の端緒についたところです。</p> <p>また、運営組織体制として従来は定期的な経営会議を実施していませんでしたが、令和元年度からは定期的に経営会議（役員会）を実施し、財政状況をはじめ協会のもつ課題について共通理解を図っています。</p> <p>更に、市と協会の役割分担の見直しを図り、「スポーツ協会取組方針」を作成し、その役割と方向性を確認したところです。</p> <p>(2) 課題</p> <p>財政状況について、補助金の増加や新たな指定管理の確保など一定の改善がみられるものの、未だ黒字になっていない状況にあり、今後さらに経営改善の必要があります。</p> <p>また、かわさきパラムーブメントに見られるような障害者理解を促進し、共生社会の実現についての取組がまだ十分でない部分もあると考えています。</p> <p>川崎市のスポーツの中核としての役割を果たすため、川崎市や加盟団体、総合型地域スポーツクラブと連携した取り組みを進めてきましたが、連携についてまだ不十分と考えており、更なる取組が求められています。</p>	<p>(1) 経営改善項目</p> <p>1. 財政基盤の安定化を第一に考えるとともに、市と同じ方向性でスポーツ振興を進めることが肝要であると考え、市との定期的なミーティングを月1回開催するとともに、取組方針の職員への徹底を図るため、事務局会議を月1回開催します。</p> <p>2. 安定的な経営を図るため経営会議（役員会）を四半期ごとに開催し、情報の共有化を図りながら、財政の改善を進めます。</p> <p>3. 事業評価を行い、41事業あったものを31事業へと整理しましたが、引き続き各事業の執行方法など検討し、効率的な運営を図ります。</p> <p>4. 令和3年度に新たに指定管理施設の管理を構成企業として3カ所獲得し計4カ所となりましたが、引き続き等々力緑地や富士見公園の再編整備進捗状況を踏まえ、これら2公園のスポーツ施設管理運営に関わっていきます。</p> <p>(2) 連携・活用項目</p> <p>スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」</p> <p>市民がスポーツを身近に感じ、もっと楽しむことができるよう、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を創出し、多くの市民がスポーツに参加するきっかけを作ります。</p> <p>1. 「する」：マラソン大会をはじめとする市民が気軽に参加できる大規模大会の開催や市民大会、スポーツ教室などを開催し、体験機会の拡充を図るとともに、生涯スポーツの推進や競技力の強化を実施します。</p> <p>2. 「みる」：国内外のトップクラスの選手が競うトランポリン競技大会を開催するとともに、かわさきスポーツパートナーと連携し、試合日程・結果などを広報誌でお知らせするなどのサポートをします。</p> <p>3. 「ささえる」：指導者や競技団体の育成などスポーツ指導者の育成・強化に努めるとともに、ボランティアの育成を実施します。</p> <p>4. かわさきパラムーブメントを進展させるため、年齢や国籍、障害があるなしに関わらず、多様なニーズに応じて、誰もが生涯にわたって日常的にスポーツに親しみ、そして楽しめる機会を充実していきます。</p> <p>5. 総合型地域スポーツクラブ、区スポーツセンターなどと連携し、地域スポーツを盛り上げます。</p> <p>6. 競技団体の統括組織として、各競技団体との連携を深め、市民スポーツの振興を図っていきます。</p>	<p>(1) 施策推進</p> <p>既存の事業については、社会的な要請や参加者の需要を調査やアンケートなどで把握し、実施方法の見直しなども含め効率的な運営を図りながら、参加料、協賛金や負担金・補助金などを活用し、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を創出し、多くの市民がスポーツに参加するきっかけを作ります。具体的には、様々なスポーツイベントの実施、ジュニア選手やトップアスリートの支援など競技力の向上事業の実施、年齢や性別、国籍、障害のあるなしに関わらず、多様なニーズに応じて、誰もが生涯にわたって日常的にスポーツに親しみ、そして楽しめる機会を充実していきます。また、各年代に合わせた教室の実施、スポーツ指導者の育成・確保、障害者スポーツの理解・普及によりスポーツを通じた共生社会の実現を進めます。さらに、指定管理施設等において、参加者ニーズを把握し、市民満足度の高い事業を実施いたします。</p> <p>(2) 経営健全化</p> <p>市と両輪で進めるスポーツ施策推進に合致した事業については市補助金だけでなく、市財政支出以外の自主財源など安定的な収入の確保に努め、効率的な運営による支出の削減を進め、経常収支比率を向上させ安定的な黒字経営による正味財産の確保を目指します。</p> <p>また、経営会議を定期的に実施し経営幹部が常に情報の共有化と同じ方向性で経営が進むようになります。</p> <p>(3) 業務・組織計画</p> <p>職員の意識や専門性を向上させるため、スポーツ、救命救急、安全確保、組織運営などに係る研修への参加を進めます。また、プロパー職員の幹部登用など意識の向上により、組織の活性化を図ります。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)かわさき市民活動センター	<p>1 法人の事業概要  <b>【市民活動推進事業】</b>                      市民活動団体が必要とする様々なリソース（場所・情報・人材・資金等）を提供し、市民活動団体を育成するとともに、その活動を支援します。  <b>【青少年健全育成事業】</b>                      指定管理者として、こども文化センター及びわくわくプラザの管理・運営を通じ、子ども・若者の心身の健全育成を図ります。</p> <p>2 法人の設立目的                      川崎市民相互の連帯と協調の意識を高めるとともに、市民主権と参加の原則に基づき、ボランティア活動その他の地域的諸活動への100万市民参加を推進援助し、もって住みよい文化的な地域社会の確立に寄与するために、財団法人川崎ボランティアセンターを設立。（設立趣意書昭和57年2月3日）その後、川崎市からこども文化センター及びわくわくプラザの管理・運営を受託し、財団法人かわさき市民活動センターと改称、機能拡充を経て平成22年7月に公益財団法人に移行しました。</p> <p>3 法人のミッション                      川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的としています。（定款第3条）</p>	<p>1 市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準である「川崎市市民活動支援指針」において、行政による直接支援よりも、中間支援組織を通じた支援の方が効果的・効率的であり望ましい旨がうたわれており、当法人が市域における市民活動の中間支援組織を担うものと位置づけられています。</p> <p>2 子どもと若者が安全に安心して過ごせる居場所となるよう「こども文化センター」・「わくわくプラザ」を適正に管理運営するとともに、市民活動拠点として、その利用を促進する役割も担っています。</p> <p>3 この二つの公益目的事業を通じ、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待されています。</p>	<p><b>【市民活動推進事業】</b>                      (現状)                      「川崎市市民活動支援指針」に基づき、市民活動団体へ「人材の育成」「資金の確保」「場の提供」「情報の共有」に係る支援サービスを提供し、市民活動団体の支援に取り組んできました。                      (課題)                      ・市民活動支援にかかる市の拠点としての専門機能の強化や、他の中間支援組織との連携強化を引き続き図っていく必要があります。                      ・新型コロナウイルス感染症の影響による市民活動団体を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、市民活動団体の活力や社会的評価が高まるように、支援サービスの見直しや新規開発が課題となります。</p> <p><b>【青少年健全育成事業】</b>                      (現状)                      ・こども文化センターにおいては、少子高齢化の進行や核家族世帯の増加など、子ども・若者を取り巻く環境が変化中、地域や関係機関等と連携しながら、乳幼児親子や小・中学生などへの支援機能を高めています。                      ・わくわくプラザにおいては、地域人材を活かし、子供たちの体験を支えたり、安全安心の場としての環境を整えたりできる取り組みを推進しています。                      (課題)                      ・共働き世帯の増加や核家族世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が変化中、子育て家庭のニーズも多様化しており、プログラムを充実していくことが課題となります。                      ・乳幼児から青年期に至るまで、切れ目のない支援と、地域で子ども・若者を見守る体制づくりを進めることが課題となります。</p> <p><b>【共通】</b>                      (現状)                      ・法人としての使命を果たすべく公益目的事業の2本柱である市民活動推進事業及び青少年健全育成事業を円滑に推進するとともに、健全経営に向けて収支の均衡を図りながら経費の効率的な執行に取り組んでいます。                      (課題)                      ・公益目的事業を安定的に推進する必要がある、収益事業がない中でどのように自主財源の確保を行い、市の財政支出とのバランスを図っていくことが課題となります。</p>	<p>1 経営改善項目                      (1) 全市・全領域的な中間支援組織として、市民活動団体が必要とするリソース及び支援サービスを時宜に即して提供するとともに、全市拠点として求められる役割・機能を十分に担い得る執行体制を確立します。                      (2) こども文化センター・わくわくプラザの指定管理者として、資格取得や研修を通じて職員の資質向上とスキルアップを図りながら良質なサービスの提供に努めるとともに、利用者の信頼を一層得られる事業運営を行います。                      (3) 公益法人の会計基準により即した予算執行及び会計処理を確立し、自主財源の確保と収支均衡の達成を図っていきます。また、スケールメリットを生かした事業運営を推進します。法人の中核を担う人材を確保・育成します。コーポレートガバナンスの取組を強化します。</p> <p>2 連携・活用項目                      市民活動の一層の活性化を図るためには、その自主性・自立性の確保に対する適切な配慮を前提とし、区役所及び他の中間支援組織との情報共有、連携を進めることで、かわさき市民活動センターの中間支援機能の充実・強化を進め、各区内におけるソーシャルデザインセンターの進捗状況に応じて、有機的連携のあり方等について検討します。また、青少年の健全育成事業を通じ、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待できることから、当該法人の活用を図ります。</p>	<p><b>【市民活動推進事業】</b>                      ・市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するため市民活動団体が必要とする支援サービスを時宜に即して提供するとともに、全市・全領域的な中間支援組織として求められる役割・機能を十分に担い得るよう職員を高め執行体制を強化します。                      ・市民活動の自主性・自立性を前提とし、新型コロナウイルス感染症収束後を想定した市民活動支援の新たなサービスを企画開発し、他の中間支援組織との情報共有、連携を進めて、市民活動の一層の活性化を図ります。                      「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえ、各区やこども文化センター等との有機的連携、まちのひろばの活動などに資する支援等の取組を図ります。また、各区におけるソーシャルデザインセンターの進捗状況に応じて、有機的連携のあり方等について検討します。</p> <p><b>【青少年健全育成事業】</b>                      ・青少年の心身の健全な育成を目的としてこども文化センター・わくわくプラザの指定管理者として、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者ニーズに寄り添いながら、子供の成長を見守り、多世代交流の場づくりに向けた事業展開を推進します。                      ・「こども文化センター」は、市民活動の拠点としての役割を担っており、その役割を推進します。                      ◎この二つの公益目的事業を通じ、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待できることから、当該法人の活用を図ります。                      ◎健全経営に向けて経費の効率的な執行を行いながら公益目的事業の推進を図ります。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
川崎アゼリア(株)	<p>1 法人の事業概要 川崎駅前の立地を生かして次の事業を通じて、商業施設としてのイメージアップや集客の向上を図ります。 (1) 公共地下歩道、公共地下駐車場、店舗等の管理運営事業、(2) 不動産賃貸業、(3) 駐車場業・広告業・催事事業等</p> <p>2 法人の設立目的 市民が安全で快適に利用できる公共地下歩道や公共駐車場を適切に維持管理するとともに、川崎駅周辺の各大型商業施設及び商店街と地下空間で繋がりを、魅力的な商業施設としての運営をすることで、川崎駅周辺市街地における商業活性化の中核的な役割を担います。</p> <p>3 法人のミッション ・駅周辺商業施設の集客を高め、中心的な商業施設として活動します。 ・川崎市のイメージアップに資する明るく楽しい地下空間を創出します。 ・公共地下歩道を設け、川崎駅前広場の人車分離により歩行者の安全性を確保します。 ・公共地下駐車場の管理・運営により、川崎駅周辺の道路交通の円滑化や都市機能の維持・増進に努めます。 ・災害時における一時滞在施設としての対応や地域等と連携したイベント等の実施により、地域社会に貢献します。</p>	<p>1 周辺の各大型商業施設や商店街と地下空間で繋がるメリットを活かし、魅力的な商業施設として運営することで、川崎駅周辺における集客や回遊性の向上、賑わいの創出を図ります。また、川崎駅周辺の開発動向等に対応しながら、当該エリアの中心的な商業施設として商業活性化を推進します。</p> <p>2 川崎駅前広場の人車分離により歩行者の安全性を確保するため、市民が安全で快適に通行できる公共地下歩道を管理・運営するとともに、道路交通の円滑化や都市機能の維持・増進を図るため、公共地下駐車場を適切に管理運営します。</p> <p>3 災害時における一時滞在施設として、防災訓練等により対応力を向上させるとともに、近隣商店街や行政、被災地域等と連携したイベント等に取組むことにより、地域社会に貢献します。</p>	<p>1 現状 ・昭和61(1986)年10月から川崎駅東口駅前広場地下で地下街『アゼリア』を管理・運営しており、地下1階に約150店舗で構成する商業ゾーンと地下歩道・広場、地下2階に自動車347台、バイク15台収容の自走式駐車場ゾーン、これらに付帯する機械室等を配置して、地域経済活性化、駅前広場周辺の利便性・回遊性向上に寄与しています。 ・川崎市から東口駅前広場施設等の維持管理を委託し、川崎駅前の地下、地表一体となった総合的管理業務を効率的・効果的に進めています。 ・「安全・安心かつ快適に買い物やサービスを楽しんで頂ける施設・空間づくり」を実践していくため、計画的な施設整備及び施設更新を実施することはもとより、施設の集客力を高める施策として魅力的かつ収益性の高い店舗の誘致に努める必要があり、大規模リニューアル工事を実施し、平成28(2016)年3月にオープンしました。 ・平成30(2018)年に収支改善計画を作成し、経費の削減に努めるとともに、店舗の入替などにより店舗売上増に取組んできました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、現状、同計画を下回っていることから、引き続き、収支の改善に取り組んでいます。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国等による行動制限や在宅勤務の広がり等により人流が減少するとともに、E・Cが一層発展する等、法人を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。</p> <p>2 課題 ・新生アゼリアの店舗施設運営において、「ライフシェアモール」の理念のもとに、川崎アゼリアの将来にわたる持続的発展に向けた施設運営を行うため、日々の店舗管理、店舗指導を的確に行い、強固な販売体制を築き、売上増を目指すとともに、リニューアルコンセプトに添ったリーシングを遂行し、各ゾーンに最適なテナントミックスを実現することにより施設全体の活性化、店舗売上の向上を図っていくこと ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、平成30(2018)年に策定した収支改善計画を見直し、新たな計画のもと施設全体の活性化を図り、収入の拡大、経費の縮減等の経営健全化に取組むこと ・魅力的なセールや催事の開催、ポイント付与等、効果的なプロモーションの展開により、アゼリアのブランディングと店舗売上の促進を図るとともに、リニューアルに当たって作成したデザインの基準に則り、各テナントと共に、快適で心地良い施設環境、施設空間づくりを推進していくこと ・公共的な地下施設としての特性、役割を生かし、災害時の対応力の向上や地域と連携したイベント等の取組などにより、地域社会へ貢献すること</p>	<p>1 経営改善項目 ・具体的な増収策、抜本的な経費の見直しによる収支改善の取組の推進 ・各ゾーンの最適なテナントミックスを実現することによる施設全体の活性化及び店舗売上の向上 ・効果的なプロモーションの展開による新生アゼリアのブランディングと店舗売上の促進 ・各テナントと連携した快適で心地良い施設環境、施設空間づくりの推進 ・勤務形態の合理化及び効率化並びに組織・機構の適正化の推進 2 連携・活用項目 ・川崎駅周辺における集客や回遊性の向上、賑わいの創出、商業活性化の推進 ・市民が安全で快適に利用できる公共地下歩道及び公共地下駐車場の管理運営 ・災害時対応力の向上や地域と連携した取組等による地域社会への貢献</p>	<p>・ライフシェアモールの理念のもとに、各テナントと共に、快適で心地良い施設環境、施設空間づくりを推進し、川崎アゼリアの将来にわたる持続的発展に向けた施設運営を行います。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、平成30(2018)年に策定した収支改善計画を見直し、新たな計画のもと、顧客に支持される魅力ある店舗への入替や効果的なプロモーションの展開、イベント広場の活用等により施設全体の活性化を図り、店舗家賃収入等の増加に取組むとともに、委託費等の経費の縮減に取組むなど、経営の健全化に向けた対応を強化します。 ・在宅勤務やWeb会議等のITを活用した業務の効率化、働き方の見直しなどに取組むとともに、適正な組織体制の構築を図ります。 ・安全・安心・快適な公共地下歩道、公共地下駐車場、店舗設備環境等を提供します。 ・計画的な施設・設備の整備・更新を進めるとともに、環境に配慮した施設整備及び維持管理を実施します。 ・災害時対応力の向上や地域と連携した取組等により、アゼリアの公共的施設としての役割を的確に担うとともに、地域社会への貢献を一層推進します。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
川崎冷蔵(株)	<p>1 法人の事業概要</p> <p>(1) 冷蔵凍結の業務</p> <p>(2) 氷の製造及び販売</p> <p>(3) 上記に付帯する一切の業務。</p> <p>2 法人の設立目的</p> <p>上記事業を通じて、市民への生鮮食料品等の供給拠点である川崎市中央卸売市場北部市場の冷蔵・冷凍保管機能等を担い、市民の豊かな食生活を支えることを設立目的としています。</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>食の安全・安心が求められている中、冷蔵・冷凍保管機能等のサービス提供や凍氷の製造販売を行うことにより、市民への安定的な食料供給体制の一翼を担います。また、独立した法人として経営を行うよう効率的な業務運営に努め、持続可能な安定した経営を確保していきます。</p>	<p>生鮮食料品等を大量に取引する北部市場においては、取り扱い物品の円滑な流通を図るために冷蔵・冷凍保管機能が必要不可欠であり、冷蔵・冷凍設備は、欠かすことのできない附属設備です。また、これらの業務や施設の運営は専門性が高いことから、専門性を有した外部主体の活用が効果的です。当該法人が柔軟かつ効率的な業務運営を行うとともに、公共性を保持しつつ企業の創意と工夫を行うことにより、市民への安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給を実現するための一翼を担っています。</p>	<p>1 現状</p> <p>北部市場水産物部の取扱量が低迷を続ける中、冷蔵庫利用ニーズを踏まえ、稼働率を上げることで売上を確保するとともに、計画的な修繕による経費の平準化や効率的な動力の運用による動力費の抑制などによる経費の削減に向けた取組を継続的に行っています。「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」等を通じて、「経営改善基本計画書」の進捗管理やこれら経営改善に向けた取組の検証を行っており、令和元(2019)年度には債務超過を解消するなど、経営の改善が図られています。</p> <p>2 課題</p> <p>債務超過は解消したものの、依然として利益剰余金がマイナスで借入金の残債があり、また経営支援として、現在市より使用料の減免を受けている状況であることから、今後もさらなる経営改善を進め、独立した法人として経営が行われるよう取組を進めていく必要があります。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響については、市場取扱量の増減は経営に影響を及ぼすことから、市や場内事業者等と連携しながら、引き続き注視するとともに、経営の効率化を進める必要があります。</p>	<p>1 経営改善項目</p> <p>場内事業者の利用ニーズを踏まえ、場内外事業者への効果的な営業展開等に努め、稼働率の向上、売上の確保を図るとともに、計画的な修繕や動力費の抑制等により経費の削減を、継続してまいります。併せて、経営の健全化に向けて、「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を継続し、「経営改善基本計画書」に基づき、効率的な運営に努めてまいります。また、独立した法人として経営が行われるよう使用料の減免の見直しを進めるとともに、機能更新を見据えて基本的な経営の方向性について市と協議してまいります。</p> <p>2 連携・活用項目</p> <p>市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する卸売市場の機能は、今後とも大変重要で必要な機能です。当該法人が、効率的で安定的な経営を確保しながら、場内事業者等に対して冷蔵・冷凍保管機能等のサービス提供や凍氷の製造販売を行うことは、その機能の実現に大きく寄与するものであることから、今後とも連携・活用を図ってまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する卸売市場の機能は、今後とも大変重要で必要な機能です。当該法人が、効率的で安定的な経営を確保しながら、場内事業者等に対して冷蔵・冷凍保管機能等のサービス提供や凍氷の製造販売を行うことは、その機能の実現に大きく寄与するものであることから、今後とも連携・活用を図ってまいります。</li> <li>・場内事業者の利用ニーズを踏まえ場内外事業者への効果的な営業展開等に努め、稼働率向上及び売上の確保を図るとともに、計画的な修繕や動力費の抑制等により経費の削減を引き続き行ってまいります</li> <li>・引き続き、「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を開催し、「経営改善基本計画書」に基づき、効率的な運営に努めてまいります。</li> <li>・当該法人が建設した3号棟冷蔵庫にかかる借入金を、経営改善計画に基づき返済を進めるとともに、市からの使用料の減免については、令和6(2024)年度の借入金の返済終了時に向けて、「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」での意見等も踏まえ、独立した法人として経営が行われるよう開設者と協議し見直しをまいります。</li> <li>・今後の経営にむけては、機能更新までの基本的な方針の作成に向けて取組みを進めるとともに、北部市場の機能更新後のあり方に向けて、独立した法人としての対応を市と協議してまいります。</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市産業振興財団	<p>1 法人の事業概要 川崎市産業振興会館、かわさき新産業創造センター及びナノ医療イノベーションセンターを拠点に、市内産業の高度化と地域産業、科学技術振興のための事業を実施。</p> <p>2 法人の設立目的 高度情報化に対応するとともに、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業経済に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市内及び周辺地域における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって地域の産業経済の発展に寄与すること、また、先端的な医療分野、薬学分野等における研究開発の推進、技術移転、人材の育成等を産学公のもとに行うことにより、医療、福祉の向上及び産業経済の発展、さらに学術の進歩に寄与することを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション (1) 市内中小企業・ベンチャーの成長を支援する総合的な相談支援サービスの実施 (2) 戦略的情報発信の実施 (3) 指定管理者としての効果的・効果的な川崎市産業振興会館及びかわさき新産業創造センターの運営 (4) 事業の適切な執行と効果的・効果的な執行体制の整備 (5) 先端的な医療分野、薬学分野等における研究開発の推進、技術移転、人材の育成等を産学公のもとに実施 (6) キングスカイフロントのクラスター機能の活性化・発展を目指します。</p>	<p>1 当該財団は、本市をはじめ関係機関との緊密な連携を保持しながら、社会経済環境の変化等を的確に捉え、複雑化する経済状況下における中小企業の産業競争力の強化に向けて、長年にわたる中小企業等への支援により蓄積された知見や、これまでに構築したネットワーク等を活用し、ネットワークの核となる中間支援組織としての役割、中小企業へのコーディネートマッチング支援、起業及び新事業の創出を支援する役割や市内中小企業支援のワンストップサービス窓口としての役割を担っています。</p> <p>2 川崎市産業振興会館の指定管理者として会館の適正かつ効率的な運用やかわさき新産業創造センターの指定管理者として創業・成長支援や新分野進出支援等に努めています。</p> <p>3 本市が推進するライフイノベーションなど新しい分野の産業振興にも積極的に参画し、ナノ医療イノベーションセンターを拠点として、先端的な医療分野、薬学分野等における研究開発の推進、技術移転、人材の育成に取り組むことで、医療技術や福祉の向上、産業経済の発展、学術の進歩に貢献していくとともに、市内中小企業と同センターの研究開発機能とのコーディネートを図ることにより、市内中小企業を含む市内産業のさらなる高度化を支援する役割を担っています。</p>	<p>1 現状 (1) 中小企業サポートセンターの登録専門家を活用した市内中小企業・ベンチャー等の経営支援のほか、創業支援、新製品・新技術開発、海外展開支援など様々な経営課題に対応しています。また、社会経済環境の変化等に的確に対応し、市や関係団体との連携を図ることなどにより、組織力の向上等に繋げています。令和2(2020)年度からは、キングスカイフロントのクラスター機能の活性化・発展に資する事業を行っています。</p> <p>(2) 産業振興施設管理運営として、川崎市産業振興会館及びかわさき新産業創造センターの管理運営を行っています。</p> <p>(3) ナノ医療イノベーションセンターを管理・運営し、川崎市の進めるライフサイエンス分野の国際戦略拠点の中核を担っています。</p> <p>2 課題 (1) 効果的な中小企業支援を行うために事業間連携を進め、産業振興施設を適切に運営します。また、ナノ医療イノベーションセンターの持続的、安定的な運営を確保していく必要があります。</p> <p>(2) 財務の安定性を確保するために財団全体の収益性向上を目指すとともに借入金の返済財源を確実なものとしていく必要があります。</p> <p>(3) 事業の実効性を高めるために継続的な業務改善を推進するとともに職員を育成・強化し、専門性を向上する必要があります。</p>	<p>1 経営改善項目 多様な事業を効率的かつ効果的に実施するために、組織での横の連携や業務の改善等に取り組みます。安定的な事業運営にむけては、産業振興施設管理運営においては指定管理施設の利用増、研究開発推進事業においては国等の補助金への応募やiCONMでの共同研究や入居促進等によって収益の確保を目指します。また、オンラインでの支援や在宅勤務等の社会環境の変化に対応した投資による生産性向上を図りながらコストの管理を行います。</p> <p>2 連携・活用項目 (1) 当財団の強みを活かして幅広い業種の市内中小企業・ベンチャーの成長を支援する「総合的な相談サービス」を提供します。</p> <p>(2) 川崎市産業振興会館及びかわさき新産業創造センターの指定管理事業の効率的な管理・運営を行います。</p> <p>(3) ナノ医療イノベーションセンター事業は、施設の効率的な管理・運営を行いながら医療・薬学分野における研究開発を推進し、オープンイノベーションによりスマートライフケア社会の実現に向けた社会実装を目指します。</p>	<p>1 ビジネスにおけるオンラインの活用やDXへの取組など、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への変化に市内企業・産業が適切に対応できるよう、事業間の連携・連絡体制を強化し、様々な支援施策のメニューを総合的に活用して、中小企業・ベンチャー支援を効果的に実施します。また、キングスカイフロントのエリア価値の向上に努めます。</p> <p>2 指定管理施設である川崎市産業振興会館及びかわさき新産業創造センターは、当該財団の他の事業との連携を更に進めることにより事業の効果を高めるとともに、引き続き効率的な運営に努めます。</p> <p>3 ナノ医療イノベーションセンターについては、引き続き基礎研究と社会実装を進めるとともに、更なるイノベーションの創出に向けて支援体制の強化に努めます。</p> <p>4 財団全体として、産業振興施設管理運営においては指定管理施設の利用増、研究開発推進事業においては国等の補助金への応募やiCONMでの共同研究、入居促進等によって収益の確保に努めるとともに業務システム等への効率的な投資とコストの管理を行います。</p> <p>5 継続的な業務改善と並行して事業運営に必要な組織体制の構築を推進するとともに、中小企業支援スキルの向上や事業実施に必要な資格取得を支援することにより職員の能力開発に努めます。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
川崎市信用保証協会	<p>1 法人の事業概要 市内中小企業者等の金融円滑化を図るため昭和23年に設立された「信用保証協会法」に基づく公的機関で、中小企業者等が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となります。</p> <p>2 法人の設立目的 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション 信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者等に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化を図るとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業者等の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業者等の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。</p>	<p>信用保証協会は、中小企業者等の金融の円滑化を図る信用補完制度の中心的役割を担うため、信用保証協会法に基づき設置されている認可法人です。「川崎市中小企業融資制度」の実施にあたり、中小企業者等が金融機関から貸付を受ける際の債務を保証する他、経営支援・再生支援等中小企業の経営環境を整備することにより、地域経済の活性化、産業振興等に寄与しています。</p>	<p>1 現状 ・令和2（2020）年初頭から感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある中小企業者等に対し、当協会ではセーフティネット機能を発揮し、令和2年5月に創設された川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金等の保証制度による資金繰り支援に取組みました。令和2年度は、各種政策の効果もあって、企業倒産が低く抑えられ、当協会の代位弁済も前年度より減少しました。しかしながら、コロナ禍の終息が不透明な状況であり、中小企業にとって厳しい状況が続いていることから、協会においても代位弁済の増加が懸念されます。</p> <p>・そのような中で、協会は、厳しい経営環境にある中小企業者等への金融支援や、ポストコロナに向けた、中小企業者等の経営改善のための経営支援を図る役割も求められています。</p> <p>・また、中小企業者等や金融機関に信頼される体制を維持強化するために、安全で効率的な資金運用や回収の最大化、経費の節減による経営基盤の強化が求められます。</p> <p>・なお、経済状況の変化に適切に対応するため、信用保証協会法に基づく通知により策定する中期事業計画及び年度経営計画における計画値に適宜修正します。</p> <p>2 課題 ・信用保証協会と金融機関の緊密な連携による、創業支援・経営改善・生産性向上・事業再生・事業承継等の各種支援の強化を図ること ・中小企業者等の経営状況に応じた多様な資金需要への的確な対応をすること ・大規模な経済危機や災害時など、中小企業者等が支援を必要とする際の迅速かつ的確な対応をすること ・総合的中小企業支援機関としての役割を果たすための優れた人材の確保及び育成をすること ・経営基盤の強化を図ること</p>	<p>1 経営改善項目 コロナ禍において厳しい状況にある中小企業者等からの資金需要に応えるため、安定的な収入の確保や経費の削減に努め、効率的・安定的な事業執行の確保に努めるとともに、組織体制及び機能の強化を図り、職員の育成・強化を進めることで、より機能的な組織体制の構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証事業</li> <li>・回収事業</li> <li>・財務基盤の強化</li> <li>・信用補完制度の適切な運営</li> </ul> <p>2 連携・活用項目 (1) 将来に渡って中小企業者等の発展を支えるため、市及び取扱金融機関と協働して実施している「川崎市中小企業融資制度」の円滑な運用を行います。 (2) また、企業の発達状況や事業の継続性に応じた多様な支援や、SDGs・働き方改革等社会情勢に応じた支援を通じ、地域経済活性化のための取り組みを推進します。</p>	<p>1 中小企業者等の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進 厳しい経営環境にある中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業者等の安定的な資金調達を支援します。</p> <p>2 経営支援に関する取組の推進 厳しい経営環境にある中小企業者等の経営状況に応じたきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関と連携・協調した経営支援に取り組みます。</p> <p>3 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進 市内中小企業者等の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取り組みを推進します。</p> <p>4 回収の最大化に向けた取組の強化 求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取組みます。</p> <p>5 利用者から信頼される体制の維持・強化 中小企業者等や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員的能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。また、適切な収入確保と経費の抑制に努めるとともに安全で効率的な資金運用により、収益確保に努め経営基盤の強化を図ります。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4 年計画の目標
(公財)川崎・横浜公害保健センター	<p>1 法人の事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害被認定者の閉そく性呼吸器疾患に係る検査、検診に関すること</li> <li>・被認定者の保健福祉に関すること</li> <li>・被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること</li> <li>・被認定者の応急医療に関すること</li> <li>・広く市民に対する大気汚染等による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防に関すること</li> <li>・その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul> <p>2 法人の設立目的</p> <p>川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的としています。</p> <p>3 法人のミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎・横浜公害保健センターは、川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、広く川崎・横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与する専門施設として設立されたものです。</li> <li>・両市の公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことにより認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を行い、更には広く市民に呼吸器疾患に係る予防事業を行うことにより、両市における環境保健事業の効果的推進に寄与しています。</li> </ul>	<p>川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害に係る専門的施設として設立され、被認定者への医学的検査やリハビリテーション事業、また市民に対する呼吸器健康相談事業を実施することにより、被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、広く市民への呼吸器疾患の予防を図っていることから、本市の環境保健事業を推進する役割を担っています。</p>	<p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害の新規認定が昭和63(1988)年3月の第1種指定地域の指定解除により既に終了し、被認定者も年々減少しており、検査・検診事業が減収傾向にあると言えます。</li> <li>・組織面では、令和元年度に正規職員が定年となり、在職している職員は、嘱託職員及びパート職員です。</li> </ul> <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被認定者数は減少傾向にあるものの、40～50代の被認定者が多数存在しており、公害保健センターが担う役割は今後も継続して必要とされています。</li> <li>・また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に基づく収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業を充実させることが求められます。</li> <li>・組織面では今後、職員間の円滑なチームワークを向上させるとともに、緊急時の執行体制を構築し、安定した事業継続を図る必要があります。</li> </ul>	<p>1 経営改善項目</p> <p>今後は、収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業の委託事業の増加の検討と事業実施手法を含めた執行体制を確立するほか、少人数職員による効率的・安定的な事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。</p> <p>2 連携・活用項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害保健センターの主な設立目的は、公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、市民への大気汚染による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防となっています。</li> <li>・特に、被認定者の医学的検査結果を基に判断する認定審査においては、公平性の確保が重要であるため、客観的事実に基づいたデータ収集に注目しながら検査を実施しています。</li> <li>・また、呼吸機能訓練等の保健福祉事業の実施や、呼吸器健康相談等の健康被害予防事業の実施により、公害保健センターが本市の環境保健事業の一翼を担っていることから、今後も当法人と連携し、本市環境保健事業を推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことで、本市における認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を実施し健康の回復と福祉の向上に寄与すること、また、広く市民に対して呼吸器疾患に伴う予防事業を行うことにより、環境保健事業の効果的な推進に寄与することを目標としています。</li> <li>・特に、被認定者の医学的検査、認定更新や障害程度の見直し等については、専門性が高く、長年にわたる医学的データが蓄積されていることから、被認定者の専門施設として当法人を今後も活用していくことが効果的です。</li> <li>・今後、被認定者が減少していく中で、検査・検診事業が減収傾向となる一方、相対的な固定費の割合の増加が見込まれることから、呼吸機能訓練等の保健福祉事業や呼吸器健康相談等の健康被害予防事業に注力する必要があります。</li> <li>・委託事業等の事業実施手法を含めた執行体制の確立とチームワークの向上により安定した事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市 シルバー人材センター	<p>1 法人の事業概要 市内の一般家庭や公共・企業などから高齢者向けの仕事を受注し、これを生きがいや健康のために働きたいという高齢者に就業の場として提供する事業などを行います。また、川崎市葬祭場の指定管理者として管理運営業務を行います。</p> <p>2 法人の設立目的 健康で働く意欲を持つ高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、あわせて市民サービスの向上に寄与することを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行います。また、指定管理者として、川崎市が設置する葬祭場を円滑かつ適切に運営します。</p>	<p>高齢化の継続的な進展により、超高齢社会を迎える中、高齢者が培ってきた知識や経験を活かして、身近な地域の社会活動に参加することの重要性が増している状況にあります。</p> <p>シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保、就業を通じた生きがい・健康づくりの促進、社会参加の場の提供等を通じて、高齢者の社会活動を促進する役割を担っています。</p> <p>また、葬祭場の運営には、施設の用途・特性を踏まえた、公益性・持続性の確保が求められることから、公益財団法人として適切な運営を確保するとともに、施設の管理運営を担うことにより、高齢者を対象とした新たな就業機会の確保を通じ、市民サービスの向上が見込まれています。</p>	<p>1 シルバー人材センター事業の現状 シルバー人材センター事業は、「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者に地域に、密着した臨時的かつ短期的、その他の軽易な作業を家庭、企業、公共団体から受注し、会員に提供することにより、より多くの高齢者の方に働くことを通じて健康的に生きがいを持って地域に貢献してもらうことを目的として始まりました。</p> <p>その後、本格的な高齢社会を迎え、少子高齢化による生産年齢人口の減少が続く中、年金の支給開始年齢の引き上げや、企業等における定年延長など、高齢者を取り巻く環境が多様化したことで、就業能力の高い会員を確保することが困難になったことに加え、安定した労働力を提供することが求められ、適正就業の推進や新型コロナウイルス感染症による影響もあって、契約金額が減少しております。</p> <p>また、経費や人員等の面から3事務所体制の維持が困難な状況となってきています。</p> <p>2 シルバー人材センター事業の課題 職員のスキルアップ等による効率的な事業推進体制を図ること、登録会員数の増加及び受注増による契約金額の増額を最優先課題としています。</p> <p>3 葬祭場運営事業の現状 かわさき北部斎苑の大規模改修工事も完了し、工事期間中制限していた火葬受入れ件数が従前の件数に戻ったため、概ね火葬需要に対応している状況です。</p> <p>4 葬祭場運営事業の課題 高齢者人口の増加に伴い、今後更なる火葬需要の増加が見込まれることから、火葬受入れ件数の増加への対応が必要となります。</p>	<p>1 経営改善項目 限られた経営資源を効果的・効率的に活用するため、職員のスキルアップにより、効率的な事業推進体制の構築に努めるとともに、3事務所のうち、中部及び北部事務所を統合し、2事務所体制とすることで固定経費等の運営コスト削減を目指します。また、市及びシルバー人材センター、だいいーOBセンター、キャリアサポートかわさきとの情報交換会を通じて、関係機関相互の連携を図りながら、シルバー人材センターの特徴である「臨時的かつ短期的、その他の軽易な仕事」を希望する高齢者に対しての就労を促進することなどを通じて、契約金額の増額を図ります。</p> <p>2 連携・活用項目 シルバー人材センター事業の認知度向上に向けた広報活動を強化します。また、会員になり得る高齢者の掘り起こしを行うとともに、他センターと比較して、契約金額の公民比率が低率であるため、川崎市などの公共団体部門を中心に就業開拓活動をしていきます。</p> <p>葬祭場運営事業については、市及びシルバー人材センター・富士建設工業共同体において、定期的な会議等を通じ緊密な連携を図るとともに、火葬需要の増加への対応に向けて、南北斎苑の連携による受入れ体制の確保や、組織運営体制の維持を図ります。</p>	<p>川崎市シルバー人材センター「第3期基本計画（令和2年～令和6年度）」を基本とした事業活動を展開し、組織体制の整備、職員の資質向上等に努めつつ、シルバー人材センターの認知度向上及び登録会員数、就業者数の増加を図ります。</p> <p>また、他都市と比較して低率となっている公共団体部門を中心に、訪問営業活動などの就業開拓に取り組むことで、契約金額の増額を図り、正味財産の適正な水準を保持してまいります。</p> <p>葬祭場運営事業については、火葬件数の確保を図り、葬家や葬祭事業者等の斎苑利用者に対して、一層の利便性やサービスの向上に努めてまいります。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市 身体障害者協会	<p>1 法人の事業概要 身体障害者団体に対する組織活動の推進事業、身体障害者の福祉事業、地方公共団体からの受託事業及び指定管理事業、身体障害者スポーツ及び文化活動の促進に関する事業、障害者・児に関する第2種社会福祉事業、その他この法人の目的を達成するのに必要な事業</p> <p>2 法人の設立目的 川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション 全国的に身体障害者団体は、高齢化や参加者の減少という共通の課題に直面しています。一方で、川崎市には多くの流入人口があります。老若男女を問わず、障害をお持ちの方々がイベント等に参加いただくことによって、社会参加の機会を提供するとともに、団体の活動を交え、各種事業を展開することで身体障害者の福祉の向上を図るものです。</p>	<p>川崎市の身体障害者福祉事業における実施体制の中核として、団体の育成、障害者理解促進のための普及・啓発、地域生活支援及び社会参加推進等を行うことを通じて、市内の身体障害者福祉の充実・発展と、「完全参加と平等」の理念に基づく身体障害者の地域社会での自立と社会参加の支援に寄与しています。</p> <p>また、市内の身体障害者の自立更生と福祉向上のため、身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行う法人としての役割を担うとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの拡充など自主財源の確保に努め、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>さらに、市内に在住、在勤、在学の障害者に対して、部局の枠組みにとらわれることなく、その成長を促す取り組みを通じて市民とともに、存在意義を高めていきたいと考えます。</p>	<p>1 現状 市内における身体障害者福祉の充実・発展及び障害者のニーズに対応するため、身体障害者に対する福祉事業、障害者社会参加推進事業、川崎市中部身体障害者福祉会館事業（以下「中身館」）等を実施しています。</p> <p>2 課題 課題としては、高齢化の影響が当法人にも及んでおり、会員数の減少等の事態を招いており、法人の活性化や一層の福祉の向上のためにも会員の拡大(非加盟団体・非会員障害者の取り込み)を行う必要があります。また流入人口が多くある川崎市においては、既存の枠組みだけでは新たなニーズに対応できなくなっている側面もあり、より効果的・効率的な事業の実施が求められています。</p> <p>経営面については、職員の資質向上により提供するサービスの質の向上を図りながら、同時に提供する各種サービスの安定化・拡充により、より収益的な経営基盤の構築を図りたいと考えており、中期的な課題として向き合い、取り組むことによって、当法人自身の成長を図っていききたいと考えます。</p>	<p>1 経営改善項目 安定的に各種サービスが提供されるように、意欲ある優秀な職員の育成に取り組み、同時に引き続きコスト意識を持ちつつ収益の改善を図り、安定的な経営となるよう努めてまいります。</p> <p>2 連携・活用項目 障害者スポーツに関しては障害者や市民が持てる能力を発揮できる環境や機会の提供に努め、生活訓練においては広報周知や会場確保などに努め、これらの取組を通じて広く市民に障害者スポーツや生活訓練等の機会の提供ができるよう関係機関とより一層の連携を図ってまいります。また川崎市福祉キャブ運行事業や地域相談支援センターすまいるにおける利用数や利用者満足度の向上、中身館における貸し会議室の利用向上やサークル活動の活性化、同作業室における利用の向上等に取り組み、障害者福祉や地域福祉に一層寄与できるよう取り組んでまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活訓練等事業などの障害者の社会参加のための事業の充実</li> <li>・障害者スポーツの更なる普及・促進のための、スポーツ大会等への参加増や障害者スポーツ協会の基盤整備</li> <li>・福祉キャブ運行事業における顧客満足度の向上</li> <li>・相談支援センターすまいるにおける相談体制の向上</li> <li>・中身館管理部門における事業（貸し会議室の提供・講習会の実施等）の充実</li> <li>・中身館作業室における利用の向上</li> <li>・職員研修を通じた職員の資質向上や各種資格保有者の増加、及び職員が働きやすい環境整備</li> <li>・収益事業を中心とした収益の改善</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(一財)川崎市 母子寡婦福祉協 議会	<p>1 法人の事業概要 生活支援事業、自立促進事業 交流促進事業、地区母子寡婦福祉会の育成、研修会の開催、職業紹介事業、物資の販売並びに自動販売機及び売店の設置運営、調査研究事業、その他母子家庭等に対する総合的な支援等</p> <p>2 法人の設立目的 母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、川崎市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション 川崎市内の母子家庭及び寡婦の福祉のため地域で活動する地区母子寡婦福祉会の育成を図りながら、母子家庭及び寡婦 に対する生活援助、自立促進対策を行うほか、母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査研究及び各種研修会の開催、啓発広報等の事業を行います。</p>	<p>当該法人は、母子父子寡婦福祉法に規定された市内唯一の母子、父子及び寡婦の福祉団体であり、長い歴史の中で母子父子寡婦福祉の専門知識を蓄積していることから、当該分野の本市施策の一部について受託団体として実施するとともに、市が実施に至っていない事業を自主事業として主体的に実施するなど、市の施策推進の一翼を担っています。また、9地区の福祉会を包含していることから、地域に密着した事業推進を可能としています。</p> <p>一般財団法人に移行後も、法人の目的・趣旨には、公益性が強いため、母子・父子福祉団体として本市との施策上の関係性を維持し、「法人の自立化」と「施策上の役割強化」を両立させていきます。</p> <p>また、母子・父子福祉団体は、生み出した収益を福祉に還元することが目的であるため、法人が生み出す収益を有効活用し、法人の事業拡充を図り、ひとり親家庭及び寡婦の支援を強化し、母子父子寡婦福祉の向上に還元していきます。</p>	<p>1 現状 ・生活・就労相談事業における個々の相談内容については、ひとり親家庭となる経緯が様々であり、また新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化に伴い多様化しています。 ・ひとり親家庭については、その生活環境から職種や雇用条件等が特に限定されることもあり、依然厳しい雇用状況にあります。 ・地域活動については、長年における地域ネットワークを活用しながら実施しており、参加者の満足度も比較的高いです。 ・法人の収益事業の一つである川崎市内南部斎苑及び川崎市北部斎苑で実施している売店事業については、新型コロナウイルスの感染拡大以降の社会状況の変化により、販売収益が大幅に悪化しています。 ・多様化するニーズや事案に対応するべく、更なる関係機関との連携、専門知識・能力の向上が求められています。</p> <p>2 課題 ・ひとり親家庭における相談内容の多様化により、支援相談における対応が困難化しています。 ・ひとり親家庭における雇用状況が厳しい中、経済的自立に向けて、より効果的な就労支援が必要です。 ・効果的な地域活動を実施する一方、現在、若い世代の組織離れ等の傾向により、法人会員数が近年横ばい傾向です。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大以降、斎苑売店事業の収益が大きく悪化しており、法人の財産額が減少している状況を踏まえ、改善のための取組を早急に進める必要があります。 ・社会情勢が変遷するなかでひとり親家庭等を取り巻く現状を踏まえ、課題やニーズを把握した適切な対応を行うために、専門知識の習得と資質向上に努める必要があります。</p>	<p>1 経営改善項目 ・収益事業について、長期的な収益の確保に向けて今後の収益事業の在り方も含め検討します。 ・多様化するニーズや事案に対応するべく、外部研修への参加等により職員の資質向上を図ります。</p> <p>2 連携・活用項目 ・生活相談や就労相談について、相談員の専門知識及びスキルの向上や関係機関との連携により、効率的かつ効果的な対応を行います。 ・生活支援や就労支援について、ニーズを捉えた講習を的確に実施しながら、利用者への効果的な支援を行います。 ・地域活動について、主に若い世代のひとり親家庭に向けた広報や交流事業を強化し、会員の確保や地域活動の活性化に繋がります。 ・ひとり親家庭等に関する専門知識や地域の情報等を共有し、市と法人双方の支援体制の連携・強化を図りながら、効果的に事業を進めていきます。 ・その他、国の動向や社会状況等を踏まえながら、適宜関係機関との連携・調整を行っていきます。</p>	<p>1 施策の推進に向けた事業計画として、主に次の事業における取組を向上又は維持を図ります。 ・生活支援事業において、生活相談の適切な対応や効果的な生活支援講座を実施することで、ひとり親家庭の生活力の向上を図ります。 ・自立支援事業において、就労相談に対しては、ニーズに応じ関係機関と連携しながら適切に対応するとともに、効果的な資格や技能の取得に向けた就業支援講習を実施し、ひとり親家庭の将来の安定した自立の促進を図ります。 ・地域活動推進事業において、会員確保に向けた取組や地区母子寡婦福祉会を通じた地域活動や交流を促進し、地域力の向上を図ります。</p> <p>2 経営健全化に向けた事業として、主に斎苑の売店事業等の収益事業において、法人の事業執行や運営に必要な収益の確保を図ります。</p> <p>3 業務・組織に関わる計画として、主に法人職員の専門意識の向上やスキル習得等の取組を推進し、法人組織の支援体制の強化を図ります。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4 年計画の目標
(一財) 川崎市 まちづくり公社	<p>1 法人の事業概要 「川崎市のまちづくりと一体となり、良好な都市環境の形成を図り、市民生活の向上に寄与する。」ことを経営の基本方針とし、定款に基づいて実施している事業を次の4つに分類して基本目標として定め、個別事業を推進しています。</p> <p>(1)各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営 (2)川崎市が進める公共施設等の建設や適切な維持管理への支援 (3)市民等の良質な資産形成を支援し、良好な都市環境の形成への寄与 (4)市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援</p> <p>2 法人の設立目的・ミッション 川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境に適した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的としています。</p>	<p>都市諸施設の管理運営事業（再開発事業等に関連して取得した施設の管理運営等）、公共施設等整備・設計・監理・建設業務（公共建築物等の改修、補修工事の設計、工事監理業務の委託）、住宅・マンション管理相談等住宅情報提供事業（ハウジングサロンにおける住宅・マンション管理相談、専門アドバイザーの派遣等）等を通じ、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図ります。</p>	<p>1 現状 (1)所有施設の良好な稼働 所有するオフィスビル、集合住宅、商業施設、ホテルの入居率、稼働率は高い水準を達成しており、街の活性化に資するとともに、安定した賃料収入を確保しています。これによって、借入金の返済及び施設の大規模修繕のための積み立てを計画的に実施しています。 (2)公共施設等の適切な維持管理の支援 市のパートナーとして、公共施設等の建設、維持保全業務を受託し、市の施策推進を支援しています。 (3)ハウジングサロンの運営 市の住宅政策に基づく取り組みとして、一般住宅相談、マンション管理相談、住宅関連の図書の閲覧などを行っており、多くの市民やマンション管理組合から多数の相談を受けています。また専門家を講師としたマンション管理基礎セミナーを年2回開催し、参加者から高い満足度を得ています。 (4)効率的、効果的な運営 市の出資する一般財団法人として、公共的機関の持つ安定性と信頼性、民間企業が持つ柔軟性と機動性を活かして、公益的事業を効率的かつ効果的に推進し、自立した経営を実現しています。</p> <p>2 中期的課題 (1)所有施設の適切な維持・管理 各拠点におけるまちづくりを支える施設を良好な状態に保ち、現在の高い入居率を確保していくことが重要です。そのため、テナント等の状況を把握し満足度を高める対応するとともに、計画的に大規模修繕等を行っていきます。 (2)借入金の計画的返済 当社の長期借入金は、令和2(2020)年度末において約123億円であり、これを令和22(2040)年度に完済する返済計画を策定して実行しているところです。 (3)技術力の維持・向上 公共施設等の建設関係業務や所有施設の管理を行っていくため、高い技術力、知識、経験を有する組織を維持し、人材の確保・育成をしていきます。</p>	<p>1 経営改善項目 ・長期借入金の計画的返済 ・自己資金で賄う大規模修繕工事 ・技術力の維持・向上、人材の確保・育成</p> <p>2 連携・活用項目 個性と魅力にあふれた利便性の高い地域生活拠点等の整備推進、安心して暮らせる住宅・住環境の整備と既存ストックの有効活用の推進、良質な公共建築物の整備と長寿命化の推進など市の施策を実施する上で、適宜連携・活用を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市諸施設の管理運営、計画的修繕の実施、高い入居率・稼働率の保持</li> <li>・市の進める公共施設の適正な維持管理の支援、業務の受託</li> <li>・住宅相談、マンション管理相談の継続</li> <li>・長期借入金の計画的返済、有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持</li> <li>・技術力の維持・向上、人材の確保・育成</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
川崎市住宅供給公社	<p>1 法人の事業概要</p> <p>(1) 住宅の積立分譲を行うこと。</p> <p>(2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(4) 市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(5) 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合においてそれらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(6) この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(8) 水面埋立事業を施行すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。</p> <p>(10) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。</p> <p>2 法人の設立目的</p> <p>住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>安全・安心な暮らしを支える住まい・まちづくりを通じて、活力ある地域社会の実現に向けた貢献をすることです。</p>	<p>川崎市住宅基本計画において、公的団体として市民や事業者等の信頼があり、ノウハウを有するため、住宅政策を市と連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組を実施することが期待されており、主に次の4つの役割があります。</p> <p>1 住宅事業者としてのノウハウを活かしたコーディネーターとして、また、地域に根差した実施主体として、住まいに関する施策を推進する役割</p> <p>2 住まいに関する取組におけるNPO等の活動を支援し、育成を図るため、NPO等と連携して事業を行うことや、事業委託、研修支援等を行う中間支援組織としての役割</p> <p>3 様々な分野の多様な主体による取組を効果的・効率的に実施する上での、民間事業者のみでは実現が難しい、異なる業種・団体・主体間のコラボレート機能としての役割</p> <p>4 健全な住宅市場の育成に向け、広く各専門家やNPO等と連携し、専門家等が持つノウハウや情報を収集、発信する住情報拠点としての役割</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅困窮者が増えているとともに、今後30年程度は、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者数が高い水準で推移していく状況が見込まれており、今後も引き続き、川崎市の住宅政策の一翼を担い、地域に根差した住宅やまちづくりのノウハウを有する事業者として、住宅を必要とする市民に対し、安全・安心な住まいを提供していくことが重要となります。</p>	<p>1 現状</p> <p>(1) 住宅政策実施のパートナーとしての役割</p> <p>市の住宅政策実施のパートナーとして、市営住宅の管理代行業務やすまいの相談窓口業務等を市より受託して事業を実施しています。受託事業については、適正な業務執行や事務の効率化、市民サービスの向上などを旨とし、業務を実施しています。市営住宅の管理代行については、令和4(2022)年度から新たに5年間の管理代行の協定を締結する予定となっています。</p> <p>(2) 賃貸住宅の適切な管理</p> <p>住宅供給公社は、賃貸住宅の管理者として、公社所有賃貸住宅や民間所有者より管理受託を受けた賃貸住宅の管理を行っています。管理している住宅は、住宅を必要としている市民に対して供給を行い、適切な管理を行っています。</p> <p>(3) 財務状況について</p> <p>現在、公社の財務状況は健全であり、出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現しています。</p> <p>(4) 組織体制について</p> <p>組織については、各事業の業務内容や人員構成等を踏まえ、組織の見直しと人事異動を毎年実施し、組織の活性化を図っています。また、職員の育成については、住宅供給公社独自の人材育成計画や人事評価制度を導入し、計画に基づいた研修や職員ひとりひとりの評価を実施することで、職員の人材育成を進めています。</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 市営住宅については、令和4(2022)年度から5年間の管理代行制度の継続が決定しているが、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組も示されているため、住宅供給公社も市と連携をしながら取り組む必要があると認識しております。また、管理代行に係る各種の事務については、更なる効率化に向け、見直しを図っていきます。</p> <p>(2) 公社所有賃貸住宅については、現在高い入居率を維持しておりますが、入居率を維持するためにも、建物の保全工事(大規模修繕工事等)を適切な時期に実施するとともに空家対策(設備のリニューアルやリノベーション等)を実施していく必要があると認識しています。</p> <p>(3) 公社の財務状況は健全ですが、今後も現状の維持と公社事業の一層の効率化が必要と考えています。</p>	<p>1 経営改善項目</p> <p>(1) 賃貸住宅管理事業をはじめとした各事業の実施による安定した収益の維持</p> <p>(2) 住宅供給公社が策定した人材育成計画及び人事評価制度の推進による職員の人材育成</p> <p>2 連携・活用項目</p> <p>(1) 川崎市営住宅の管理代行による適切な管理の維持、市民サービスの向上、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向け、市と連携しながら、「市営住宅管理事業」を推進します。</p> <p>(2) パートナースhip事業の実施による市の施策の推進と多面への展開</p>	<p>「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的に実施します。</p> <p>・川崎市の管理代行者として適切な入居管理を行いながら、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組めます。また、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向け、市と連携しながら、「市営住宅管理事業」を推進します。</p> <p>・市や専門家団体(宅建団体等)との連携を行いながら「パートナーシップ事業」の推進を図ります。</p> <p>・「賃貸住宅管理事業」については、適切な建物管理を行うことで管理物件の高い入居率を維持し、経営基盤の充実・強化を図ります。</p> <p>経営面や組織に関しては、安定的な収益確保や個人情報資産の適切な管理に努めるとともに、人材育成計画や人事評価制度を活用して人材育成を推進していきます。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
みぞのくち新都市(株)	<p>1 法人の事業概要 溝口駅周辺の地域経済活性化のため、「再開発ビルの管理・運営並びにこれに関する工事の調査、請負、企画、設計及びコンサルティング」、「都市再開発事業に関する調査、請負、企画、設計及びコンサルティング」などの事業を推進します。</p> <p>2 法人の設立目的 溝口駅北口地区第1種市街地再開発事業の一環として平成9(1997)年9月に開業した再開発ビル(ノクティプラザ)の公正な管理・運営を行う第3セクターとして、平成7(1995)年に設立されました。法人の運営にあたっては、川崎市・地元権利者・株式会社丸井の三社の総意を運営の基本としています。</p> <p>3 法人のミッション 商業及びコミュニティ機能が導入された大規模複合施設の全体的な調整や適正・公正な管理運営を行うとともに、地域社会に貢献する事業を通じて、溝口駅周辺地区の商業振興とまちづくりの発展に寄与します。</p>	<p>再開発ビルの管理・運営並びにこれに関する各種調査等の再開発事業関連施設の管理運営事業を通じ、個性と魅力にあふれた利便性の高い地域生活拠点等の整備推進を図ります。</p>	<p>1 現状 ・平成9(1997)年に開業したノクティ1、ノクティ2(マルイファミリー)は、溝口駅前複合再開発のシンボリックビルとして、堅実な営業を持続し、溝口駅周辺の商業振興とまちづくりの発展に寄与してきました。 ・商業施設を管理運営する株式会社として、継続的な発展を目指した経営に努めた結果、純利益を計上していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で純利益を計上することができなかったことから、商業動向や景気動向を踏まえた経営が必要となっています。 ・社会状況の変化が厳しい中、ESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮した公正な管理運営に努めています。</p> <p>2 課題 ・持続的に企業価値や施設価値の向上に取り組むとともに、地域や行政と連携しまちづくりへ寄与することが求められています。 ・経営の安定的運用を図るため収支状況の改善を図るとともに、継続的な自己収入の確保が求められています。 ・複合商業施設の管理運営会社として、公正な管理運営に努め、安定的・成長的な経営基盤づくりが求められています。</p>	<p>1 経営改善項目 ・地域に根ざした会社として地域貢献を行える経営を目指します。 ・株式会社として収益性の維持を図り持続的な経営を目指します。 ・複合商業施設の管理運営会社として、公正な管理運営に努め、安定的・成長的な経営基盤づくりに努めます。</p> <p>2 連携・活用項目 個性と魅力にあふれた利便性の高い地域生活拠点等の特殊性を活かし、地域商業の活性化、持続可能なまちづくり、市政情報の発信などの取り組みを進めます。</p>	<p>・川崎市施行の市街地再開発事業に伴い開業した複合商業施設の管理運営会社として、公正な管理運営に努め、溝口の地域商業の活性化とまちづくりの発展に寄与してきました。引き続き、経営資産、資源等を活かした堅実な経営を継続してまいります。</p> <p>・お客様や社会のニーズに的確に対応し、地域、お客様、ステークホルダーに信頼され、愛される商業施設へ進化し続ける努力を重ねるとともに、魅力ある施設づくり、環境にやさしい施設づくりを計画的に進めます。</p> <p>・地域、行政等と連携し、地域生活拠点としてまちづくりに貢献していきます。</p> <p>・安定的、継続的な経営を行うため、収益の確保に努めます。</p> <p>・複合商業施設の管理運営会社として、公正な管理運営に努め、安定的・成長的な経営基盤づくりに努めます。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市 公園緑地協会	<p>1 法人の事業概要 【公益目的事業】</p> <p>(1) 緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業</p> <p>(2) 公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業</p> <p>【公益目的事業の推進に資するために実施する収益事業等】</p> <p>駐車場及び売店等の経営</p> <p>2 法人の設立目的</p> <p>緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進、潤いと安らぎのある街づくりを行うことによる地域社会の健全な発展への寄与</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>(1) 民有地の緑の保全及び緑化の普及啓発と市民の緑化意識の向上、市民による緑の街づくりの推進</p> <p>(2) 緑のボランティアセンター機能としての、緑のボランティアの育成、活動支援の充実</p> <p>(3) 公園緑地施設等の円滑な運営と健全な利用の増進</p> <p>(4) 行政との協働により、市民の窓口となり市民ニーズを踏まえた多様な事業展開ができる緑の情報発信基地としての機能を果たし、緑豊かな潤いと安らぎのある街づくりに寄与すること</p>	<p>市の緑地等に関する事業及び民有地の緑化に関する事業の推進に協力し、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の促進並びに市民の緑化意識の向上を図ることによって緑豊かな潤いと安らぎのあるまちづくりに寄与するとともに、ボランティアセンターとしての機能を付加することで、市民活動拠点として充実させること</p> <p>・緑のボランティア育成及び持続的な活動の支援</p> <p>・民有地に対する助成事業を行い、緑の保全、緑化の推進及び緑化意識の向上</p> <p>・公園緑地施設等の管理運営</p>	<p>【現状】</p> <p>「川崎市緑の基本計画」に基づき、市民との協働による都市緑化の推進と緑のボランティア活動支援に取り組み、各種講座、コンクール、イベント等を実施しています。また、公益目的事業の推進、公益財団法人としての自立的な経営に向けて、事業の簡素化、効率化、収益事業の拡充、組織再編等を図り経費削減に努めています。</p> <p>【課題】</p> <p>協会は、定款記載の公益財団法人としての目的を達成すべく緑に関する事業に特化した法人運営を目指していきたいと考えています。そのために緑のボランティアセンターとして現在継続している緑のボランティアの育成と支援を行う活動拠点を中心とした事業運営の拡充し、グリーンコミュニティの形成を図ることが必要であると考えています。また、等々力緑地再編に伴い協会自主財源の主である収益事業の減収に伴う既存事業の見直し及び組織再編を含めた人員配置計画の策定並びに継続的な事業経費の確保と自主的・自立的な協会運営が今後の課題であると考えています。</p>	<p>(1) 経営改善項目</p> <p>公園緑地における新たな管理運営を踏まえた事業の再構築を行うとともに経営改善に向けて、事業の簡素化・効率化を図ります。</p> <p>(2) 連携・活用項目</p> <p>「川崎市緑の基本計画」における各施策について、これまでの取組の継続に加えて、以下の観点を踏まえ、法人の役割を確認しながら連携・活用します。</p> <p>・緑のパートナーとして多様な主体との連携、促進を図り、「緑育」という視点で、特に次世代を担う子供たちに対する活動支援</p> <p>・緑の空間の持続的な保全・創出・育成という観点から、緑化助成制度の更なる普及と充実</p> <p>・グリーンコミュニティ形成の観点から、ボランティアセンター機能の拡充と身近な公園における地域コミュニティ形成、柔軟な利活用</p>	<p>○地域社会の健全な発展に寄与するため、緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行います。</p> <p>○「緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業」「緑のボランティアセンター運営事業」「公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業」の3つを柱に、川崎市の緑の保全と緑豊かな街づくりを推進し、法人を市民等の緑の活動支援や育成、普及啓発のためのボランティアセンターとしての機能を有する緑の拠点として位置づけ、緑に関する事業運営を推進拡充していきます。</p> <p>○自己収入を向上させることにより、経営健全化に向けた財政構造の検討を行います。</p> <p>○人員配置計画の策定を行い、当該計画に基づき、引き続き、効率的かつ安定的な業務を遂行します。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4 年計画の目標
川崎臨港倉庫埠頭(株)	<p>1 法人の事業概要 倉庫等の運営事業では、主に川崎港を利用する港運事業者に保管機能等を提供しています。コンテナターミナル管理運営事業では、国所有の岸壁は貸付を受けて、また、市所有の荷役機械や荷さばき地等の岸壁の背後にある施設は、法人が指定管理者の指定を受けて、管理運営を行っています。</p> <p>2 法人の設立目的 公共ふ頭自社倉庫を立地する優位性を生かして、川崎港利用貨物を中心に集貨することにより、公共ふ頭の利便性を高めるとともに、自社で保管施設を有しない地元の中小港運事業者に保管スペースを提供し、川崎港を利用する地元企業の経済活動に寄与することを目的に、昭和35(1960)年8月に設立しました。</p> <p>3 法人のミッション 地元の中小港運事業者や川崎港を利用する企業に対して、ニーズに応じた保管スペースを提供するとともに、川崎港コンテナターミナルを適切に管理運営することにより、川崎港の利用を促進し、生活関連物資や産業物資の本市等背後圏への安定的供給を図り、市民生活や産業活動を支えること、また、カーボンニュートラル化への対応や千鳥町の再整備など、市の施策と連携した取組を推進し、川崎市総合計画に位置付けられた広域連携による港湾物流拠点の形成に寄与すること。</p>	<p>1 公共ふ頭の背後地に倉庫等を有する優位性を生かして、川崎港利用の貨物を中心に集貨することにより、公共ふ頭の利便性を高めること。</p> <p>2 自社で保管施設を有していない地元港運事業者等に保管スペースや事務所を提供し、川崎港を利用する地元企業の経済活動に寄与すること。</p> <p>3 川崎港コンテナターミナルの管理運営に民間のノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図ること。</p> <p>4 広域連携による港湾物流拠点の形成に向けて、本市施策と連携した取組を推進すること。</p>	<p>1 現状 (1) 倉庫等の運営事業 地元港運事業者等に対し、低廉かつ安定的に保管スペースや事務所等の供給を図ることにより、川崎港の発展に寄与しています。一方で利用者ニーズの変化や施設の老朽化への対応が課題となっています。</p> <p>(2) コンテナターミナル管理運営事業 指定管理者として川崎港コンテナターミナルの管理運営を行うとともに、官民連携による積極的なポートセールスを行うことによりコンテナ貨物取扱量は概ね堅調に推移しています。</p> <p>(3) 経営面及び業務組織 事業を適切に運営し安定した経営を維持しています。業務プロセスの可視化や役割分担の明確化など、業務を適正かつ効率的に遂行するための体制を整備しています。</p> <p>2 課題 (1) 倉庫等の運営事業 施設の老朽化への対応を図りながら、安定した収入確保に向けて、利用者ニーズを捉えた適切かつ柔軟な倉庫等運営を行い、引き続き高い稼働率を維持していくことが求められます。</p> <p>(2) コンテナターミナル管理運営事業 更なるコンテナ貨物取扱量増加に向けて、引き続き効率的かつ効果的な施設の管理運営を行うと同時に、適材適所や必要な体制整備を図り、適切な物流動向把握に基づく官民連携した積極的なポートセールスに取り組むことが求められます。</p> <p>(3) 経営面及び業務組織 安定経営を維持するため、コンプライアンスを遵守するとともに、業務プロセスの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、目的に照らして業務を適正かつ効率的に遂行するための体制のチェック、必要に応じた見直しが行われます。また、カーボンニュートラル化への対応など、本市施策とのさらなる連携を図ることにより、市出資法人として社会的要請に応えることも求められます。</p>	<p>1 経営改善項目 ・倉庫等の運営事業では、引き続き、利用者ニーズに応じた適切かつ柔軟な運営を行いながら、効率的な老朽化対策を実施し、高稼働率を維持することにより経営の安定を図ります。特にテントハウスについては、より弾力的な運用を図りつつ、従来の主要取扱貨物であった製材の国内需要減少への対応として、新たな貨物ニーズの掘り起こしに努めます。</p> <p>・コンテナターミナル管理運営事業では、指定管理者として管理運営を行うことにより培ったノウハウを生かすなどし、引き続き、効果的・効率的なコンテナターミナルの管理運営を行います。また、荷主企業と築いてきたパイプを生かしつつ、本市等とも連携してポートセールスを行い、集貨に努めることで利用料金収入の増加を図ります。</p> <p>・また、各事業の取組を効率的に推進するため、引き続き業務プロセスの可視化や役割分担の明確化などの体制整備、積極的な人材育成に取り組んでいきます。</p> <p>2 連携・活用項目 コンテナターミナル管理運営事業では、川崎港コンテナターミナルの指定管理者として適切な管理運営を行うと同時に、本市等と連携して積極的なポートセールスを行い、取扱貨物量の更なる増加を図ることにより、川崎港コンテナターミナルの活性化を図ります。さらに、全ての事業を通じて川崎港の利便性の向上や利用促進を図るとともに、カーボンニュートラル化への対応や千鳥町の再整備など、市の施策と連携した取組を推進し、川崎市総合計画に位置付けられた広域連携による港湾物流拠点の形成に寄与します。</p>	<p>次の事業に積極的に取り組み、川崎港の発展と地域振興に貢献します。また、法人の安定経営を堅持するとともに、コンプライアンスを遵守するとともに、業務プロセスの可視化や役割分担の明確化等、各事業を適正かつ効率的に遂行するための体制のチェックや必要に応じた見直し、積極的な人材育成に取り組めます。</p> <p>1 倉庫等の港湾物流施設の運営事業 引き続き利用者ニーズに応じた適切かつ柔軟な運営を行いながら、効率的な老朽化対策を実施し、経営の安定を図ります。特にテントハウスについては、より弾力的な運用を図りつつ、従来の主要取扱貨物であった製材の国内需要減少への対応として、新たな貨物ニーズの掘り起こしに努めます。</p> <p>2 港湾共同事務所等の運営事業 引き続き、港湾共同事務所等の利用者の利便性向上に努めるなどし、高利用率の維持・向上を図ります。</p> <p>3 コンテナターミナル管理運営事業 指定管理者として、効果的・効率的な管理運営を行うとともに、本市等と連携し積極的なポートセールスを行い、令和7年度までに、年間のコンテナ取扱貨物量20万TEU達成を目指します。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4 年計画の目標
かわさきファズ(株)	<p>1 法人の事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産及び附帯施設の賃貸及び管理</li> <li>保税及び関連情報サービス</li> <li>電気・ガス・水道等の供給、廃棄物・排水等の終末処理に関する事業</li> <li>輸入貨物の保管・荷捌き場、その他の輸入促進に関連する各種施設の建設、運営についての調査、企画、立案等</li> </ul> <p>2 法人の設立目的</p> <p>平成4(1992)年7月、著しい貿易黒字の縮小をするために輸入の促進を目的として「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」が制定され、本市は同法に基づき、東扇島地区に輸入促進基盤施設としてのかわさきファズ物流センターを建設、運営することにより川崎港の港湾物流機能の充実、卸売業などの物流関連産業の集積、市内における国際取引機会の増加、雇用機会の創出、輸入の拡大に寄与することを目的に川崎FAZ計画を策定しました。平成6(1994)年3月に本市が「輸入促進地域」に指定されたことを契機に、同センターの事業主体として設立となりました。</p> <p>3 法人のミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管・加工・輸送・展示と一貫完結型物流を担う総合物流センターとして、その特性を最大限に活用し、高度な流通加工を行うテナントを誘致することで、川崎港の港湾物流機能の強化を図るとともに市民生活関連物資等を提供する広域物流拠点形成。</li> <li>東扇島総合物流拠点地区の中核企業として、他の同地区進出企業とともに川崎港の港湾物流機能の高度化に寄与し、川崎港の更なる発展を図る。</li> </ul>	<p>かわさきファズ株式会社は、かわさきファズ物流センターの運営主体として総合物流拠点地区形成の一端を担い、市民生活に密接な生活物資を保管・加工・流通させ、かつユーティリティー設備を活かして高度な流通加工を行うテナントを積極的に誘致し、就業機会の増大を図っています。</p> <p>また、総合保税地域の強みを活かした総合物流センターの運営を行うことで、市が目指す「臨海部における港湾物流機能の高度化・高付加価値化」に寄与し、市民の豊かな消費生活に貢献しています。</p> <p>更には、「東扇島総合物流拠点地区形成計画」において、当該法人は既存の中核企業と位置づけられており、本市と東扇島総合物流拠点地区進出企業が一体となって東扇島地区の港湾物流機能の強化を目指しています。</p>	<p>【現状】</p> <p>かわさきファズ株式会社は、ユーティリティー施設を活かした総合物流センターを運営し、高度な流通加工を行うテナントを積極的に誘致することで、東扇島地区の港湾物流機能の充実を図り、市民生活関連物資等を提供する広域物流拠点を形成しています。また、東扇島総合物流拠点地区の中核企業として、同地区における進出企業の円滑な事業推進を目的とした同地区協議会の会長を担っています。</p> <p>さらに、社会情勢等による経営環境の変化に対して柔軟に対応できる人員の教育に努めています。</p> <p>【課題】</p> <p>安価な倉庫を提供する外資系倉庫会社等の進出や、経済情勢の変化など会社経営に影響を及ぼす事態が生じることも想定されますが、安定した収入を確保すべく、ユーティリティー施設を活用する流通加工型テナントの誘致を図り、引き続き、テナントの高入居率維持による経営の安定化、借入金の計画的返済及び老朽化した施設の計画的な設備更新に取り組む必要があります。</p> <p>また、日々激しく変化する物流状況を把握し、入居テナントの多様なニーズへの対応が求められることから、常に経営環境の変化に対応できる人員の育成を図る必要があります。</p>	<p>(1) 経営改善項目</p> <p>激しく変化している物流状況の把握や、入居テナントの多様なニーズに対応できる人員構成を構築することで、各事業における計画を着実に実行し、収入の増加を目指すとともに、計画的な修繕の実施により施設を適切に維持管理するなど、効率的に事業を行うことで、経常利益を確保し、安定した経営を継続します。また、財務の更なる健全化を目指し、有利子負債比率の改善に努めます。</p> <p>(2) 連携・活用項目</p> <p>計画的な修繕の実施により施設を適切に維持管理するとともに、流通加工型テナントの誘致等適切なテナント構成に努めることにより、かわさきファズ物流センターの運営主体として総合物流拠点地区形成の一端を担い、港湾物流機能の高度化に寄与します。</p>	<p>かわさきファズ物流センターの安定運営を実現するとともに、東扇島総合物流拠点地区の中核企業として、港湾物流機能の高度化・高付加価値化を目指します。</p> <p>テナントの高入居率を維持することに加えて、ユーティリティー施設を活用する流通加工型テナントの誘致を図ることで収入の増加を目指し、適切な施設の維持管理等により効率的に事業を行うことで、継続的に経常利益を確保します。また、有利子負債比率の改善により、財務の健全化を図ります。</p> <p>東扇島総合物流拠点地区協議会の活用による川崎港の機能高度化に取り組めます。</p> <p>監査法人との業務監査において、コンプライアンスに対する取組についても意見交換会を実施し、事案の発生を未然に防ぐとともに、施設見学会及び勉強会へ参加することで人員の育成に努め、より実効的な組織の実現に向けて取り組みます。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市 消防防災指導公社	<p>1 法人の事業概要 火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減など、公共の福祉の向上に寄与することを目的として、消防防災に関する普及啓発事業、各種講習会事業及びアクアライン消防活動支援事業を展開しています。</p> <p>2 法人の設立目的 消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>3 法人のミッション 消防防災に関する普及啓発や調査研究、消防防災に関する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、公共の福祉の向上に寄与し、安全安心なまちづくりを構築することが法人としてのミッションです。</p>	<p>消防に対する市民ニーズが年々増大し、かつ多岐にわたっており、これに対応するためには行政として、組織整備や質的改革をはじめ、市民ニーズへの的確な対応に向けて、組織の最適化に取り組んでいるところです。そこで、法人の消防に係る専門知識を有している消防退職者を有効活用し、本市の消防行政の推進に寄与し更には市民にとって最適なサービスを提供できるよう事業を推進します。</p> <p>・公権力が伴わない消防事務のうち、予防関係事務では火災予防広報、訓練指導、防火・防災管理に関する各種資格取得講習会の開催などにより、防火意識の普及啓発及び有資格者の養成を推進します。</p> <p>・公権力が伴わない消防事務のうち、警防関係事務では地震体験車の活動及び各種救命講習の開催などにより、防災意識の普及啓発及び市民救命士等の養成を推進します。</p>	<p>1 現状 ・法人は、職員の9割以上が消防吏員退職者で、消防の専門的な知識を有しており、この専門的な知識を活用し消防防災に関する普及啓発や調査研究、消防防災に関する指導育成及び防火・防災管理に関する各種資格取得講習会等を行い、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、公共の福祉の向上に寄与しています。</p> <p>・消防の専門的な知識を活用し、本市から地震体験車を活用した消防訓練等業務を受託するとともに、平成29年度から修了証及び認定証を交付する全ての救命講習を受託しています。</p> <p>・支出抑制を目的とした臨時職員の活用等、経費の削減を図っています。</p> <p>2 課題 ・「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」の地震体験車の派遣を伴う訓練指導及び「各種講習会事業」の各種資格者講習会の開催の実施方法について、コロナ禍の社会変容、市民のニーズ等を踏まえて実施する必要があります。</p> <p>・経営健全化に向けて、効率的な事業の実施及び管理費の削減を検討する必要があります。</p>	<p>1 経営改善項目 事務能力及び市民サービス向上のため、職員研修会の実施による職員の資質向上を図るとともに、事務の効率化による経費削減に努めます。</p> <p>2 連携・活用項目 ・本市施策を補完する防火防災及び救急に関する普及啓発事業及び各種講習会事業について、コロナ禍の社会変容等を踏まえて、効果的に実施します。</p> <p>・消防施策の補完的である受託事業について、高い専門性を活用し効果的に事業を推進することにより、本市事業との相乗効果により、地域防災力の向上及び救命効果の向上につながっていきます。</p> <p>・防火・防災管理に関する各種資格取得講習会について、受講者のニーズに柔軟に対応することにより受講機会が増え、本市事業との相乗効果による防火防災意識の向上につながっていきます。</p>	<p>1 消防施策の補完的である受託事業について、高い専門性を活用して効果的に事業を推進することにより、市民の防火防災意識の向上及び応急手当の知識・技術の習得を図り、本市事業との相乗効果により、地域防災力の向上及び消防施策の成果指標であるバイスタンダーによる心肺蘇生実施率の更なる増加につなげていきます。</p> <p>2 防火・防災管理に関する各種資格取得講習会について、企業等への講習会を実施するなど柔軟に対応することにより、本市事業との相乗効果による消防法令違反の削減及び早期改善につながっていきます。</p> <p>3 東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下からの災害対応に必要な車両及び資機材の適正な維持管理により、公設消防隊の活動を支援していきます。</p> <p>4 コロナ禍の社会変容を踏まえた社会情勢等に基づき「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」、「各種講習会事業」及び「アクアライン消防活動支援事業」を実施しながら、職員の能力の向上を図るとともに、人員、資機材等管理費の削減に取組み、経営健全化を図ります。</p>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4 年計画の目標
(公財) 川崎市 学校給食会	<p>(1) 法人の事業概要 市内小学校・中学校など約11万人の給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的に低廉な価格で供給しています。また、学校給食費の管理に関する事業として、引き続き、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を行います。その他、学校給食実施に寄与する講習会や研究会等を開催する事業、学校給食の普及奨励に必要な事業等を行っています。</p> <p>(2) 法人の設立目的 事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的としています。</p> <p>(3) 法人のミッション 本市との委託契約により、給食物資の調達購入、物資代金の支払い等の業務を行うことを基本としています。市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めています。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与することを目的としています。</p>	<p>本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。</p> <p>本法人は、本市との委託契約により、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけでなく、味・品質・安全性等を考慮して献立に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、給食に関わる研究協議会の開催等、市と連携して児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っています。</p>	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食費徴収(令和3年度以降の学校給食費に係る未納分の債権管理を含む)及び食材調達については、本市の事業となりました。</li> <li>食材調達については、本法人が本市と委託契約を締結し、受託事業として市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全で安心な給食物資を廉価で安定的に供給しています。今後においても学校給食事業の円滑な運営に積極的に関わっていくために、物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必要です。</li> <li>令和2年度までの学校給食費に係る債権については、引き続き、本法人が未納金の回収や、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行うなど、適切に管理してまいります。</li> <li>学校給食実施に寄与する講習会、研究会等を開催する事業及び学校給食の普及奨励に必要な事業は継続して行っています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給食物資の調達に関する事業については、今後も、安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に低廉な価格で供給していくという法人の公益的使命を達成していく必要があります。</li> <li>学校給食費の未納の債権管理については、過年度分の債権となり、年度を追って回収が困難なものとなるため、当法人としては、督促状・催告状の発送や家庭訪問等を密に行い、より一層、未納の回収に努めていく必要があります。</li> <li>これまででも、効率的な執行体制を図るため、給食管理システムの導入や電子データの積極的な活用等業務改善に努めてきましたが、今後もより効率的な業務執行を図っていく必要があります。</li> </ul>	<p>(1) 経営改善項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当法人は公益財団法人として安全・安心で良質な給食物資を安定的に学校に供給し、円滑な学校給食事業の運営に寄与することとしており、自主財源の確保や経常利益を上げることは困難です。物資の購入に係る経費及び調達業務を円滑に執行するための事務管理経費について、市は適切な費用を委託料として支払い、また、令和2年度までに生じた学校給食費の未納者への対応などが円滑適正に実施されるための運営体制を維持していくための経費については補助金として交付し、健全経営を推進していきます。</li> <li>令和2年度までの学校給食費の未納者については、学校訪問等により状況を把握し、督促状・催告状の発送や家庭訪問等により、効率的な回収に努めていきます。できる限りの徴収努力を行う中で、未納保護者の生活困窮や所在不明など、やむを得ない事情により回収の見込みがない債権については、債権管理規程に則り債権放棄を適切に行います。</li> <li>引き続き、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制を図り、必要に応じて、電子データの活用等による業務改善を進めていきます。</li> </ul> <p>(2) 連携・活用項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心な給食物資を安定的に供給するために、規格衛生検査の実施、物資選定に伴う食品成分表、配合内容表の提出を業者に求めていきます。また、学校や学校給食センターからの物資に関する連絡に対しては、給食提供前に速やかに交換、代替品等で対応していくとともに、業者指導を徹底していきます。</li> <li>給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行、給食食材を活用した食育講座等により、市と連携して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心で良質な給食物資を継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供、給食食材を活用した食育講座等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。</li> <li>物資調達等の事業に係る会計処理に当たっては、引き続き複数のチェック体制が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (1) 各法人の役割と取組の方向性

法人名	法人の概要	本市施策における法人の役割	現状と課題	取組の方向性	4か年計画の目標
(公財)川崎市 生涯学習財団	<p>1 法人の事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習に関する学習機会及び情報の提供並びに活動支援事業（かわさき市民アカデミー協働事業、青少年学校外活動事業、生涯学習プラザ施設提供事業、シニア活動支援事業、生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業など）</li> <li>生涯学習関連施設管理運営事業（大山街道ふるさと館、子ども夢パークの指定管理）</li> <li>生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業（寺子屋先生養成講座の受託など）</li> <li>収益事業（生涯学習に関する多様な体験講座事業など）</li> </ul> <p>2 法人の設立目的</p> <p>川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的としています。</p> <p>3 法人のミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全学的・広域的な視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を推進します。</li> <li>シニア活動支援事業やかわさき市民アカデミーへの支援など、市民の高度で専門的な学習ニーズに対応した学習の場を提供します。</li> <li>中間支援組織の特性を活かして学校教育やNPO法人、民間事業者、大学等との多様な連携により事業を展開します。</li> </ul>	<p>本市の生涯学習の推進のために、全学的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、シニア活動支援事業、かわさき市民アカデミーへの支援など市民の高度・専門的な学習ニーズに対応した学習の場を提供し、学校教育やNPO法人、民間事業者、大学等の多様な主体との連携により、市民の学習成果を学校教育や青少年の学校外活動、まちづくりに活かせるよう地域の人材を育成するほか、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的・主体的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めます。</p>	<p>1 現状</p> <p>市民の健康で生きがいのある、創造性と個性を生かせる活力ある地域生涯学習社会の形成と振興に寄与することを目的として設立された、川崎市生涯学習財団は、市民の生涯学習の支援を行うとともに、学習の場の提供や多様な主体との連携により地域人材の育成や環境づくりを進めています。これまでも新たな事業の展開や受講料・施設使用料の改定、組織体制や各事業等の見直しを行い、収益の改善並びに経費の削減に取り組んでまいりましたが、平成22年(2010)度から恒常的な赤字が続いています。</p> <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益財団法人の設置目的や役割に基づき、全学的な視点で各事業を継続的・効果的に実施するためには、社会情勢に応じて事業内容の見直しが必要となっています。多様化するニーズを踏まえ、魅力的な事業の実施や快適性・利便性向上のための環境整備、新しい生活様式に対応した取組等が求められています。</li> <li>公益財団法人として社会状況の変化、施設利用ニーズに適切に対応していくためには、引き続き収益事業・施設提供事業による収益増加に取り組むほか、組織体制や事務分担、各事業、委託業務等の見直しを推進し、経営基盤の強化を図っていくことが必要となります。</li> </ul>	<p>(1) 経営改善項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的かつ多彩な講座の展開、施設の快適性・利便性の向上、施設利用促進に向けた広報強化等の推進により収益の増加を図り、安定的な自己財源の確保と経営基盤の強化を図ります。</li> <li>各事業における恒常的な内部事務の精査や集約化、手法の変更等による事務経費の削減及び組織体制・事務分担の見直しを行い、効率的・効果的な執行体制にすることで、事業運営のさらなる効率化を推進し、コスト削減を図ります。</li> <li>安定的な財政基盤の確保のため、収入の増加及び管理費の縮減に向けた取組を着実にを行い、より一層の自主・自立した経営を目指します。</li> </ul> <p>(2) 連携・活用項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間支援組織の特性を活かし学校教育やNPO法人、民間事業者、大学等との多様な連携を進めるため、本法人への適切な助言・指導を行いながら、市民の学習機会の充実を図ります。</li> <li>市民が主体的に学ぶ機会を提供したり、生涯学習に関する相談や情報誌の発行、ICTの活用による情報提供等に取り組むなど、自らの知識や技術を地域づくりに活かすための活動を支援していきます。</li> <li>市の「地域の寺子屋事業」との連携を図りながら、シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の生涯学習の推進のために、全学的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行います。</li> <li>かわさき市民アカデミーへの支援を通して市民の高度・専門的な学習ニーズに対応した学習の場を提供するとともに、学校教育やNPO法人、民間事業者、大学等の多様な主体との連携により、市民の学習成果を学校教育や青少年の学校外活動、まちづくりに活かせるよう地域の人材を育成するシニア活動支援事業を推進します。</li> <li>市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的・主体的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めます。</li> <li>また、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、施設提供事業・収益事業による収益増に取り組むほか、組織体制や事務分担、各事業、委託業務等の見直しにより、効率性を高めることでコスト削減を図り、安定的な経営基盤を確保します。</li> </ul>

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

※事業・項目名や指標について、現方針から新規・変更・統合があるものは【新規】【変更】【統合】と表示  
 ※所管局及び法人と調整中のものについては〔調整中〕と表示

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
かわさき市民放送(株)	本市施策推進に向けた事業計画	放送事業	市民の身近な放送局として、市提供番組枠外においても市民に役立つ情報の提供や市民の番組出演を積極的に実施している。防災関連放送については、コミュニティFMの最大のミッションとして取り組んでいる。市委託料の逦減に対し、市委託料以外の民間等の売上増により事業収益の確保に努めている。	ワイド番組（自社放送枠）内で、地域密着情報の発信、ニーズの高い市政情報の発信や市民の放送参加を可能な限り拡大する。また、防災関連については市と連携した訓練や防災啓発番組等の強化を推進する。	・地域情報の発信件数 ・市民の放送参加人数 ・防災啓発番組の放送回数	2,965 759 162	3,640 930 185	件 人 回
		経営健全化に向けた事業計画	市に依存しない経営体制の確立	引き続き、スポンサー獲得に向けた積極的な営業活動により、放送枠・スポットCM等の販売を強化するだけでなく、朗読セミナーなど、放送外の収益も確保するとともに、適正なコスト管理により、費用を縮減する。	・営業費用のうち市財政支出額の占める割合【変更】 ・営業収益（市財政支出額を除く）の推移【新規】	52.9 37,668	44.0 41,089	% 千円
		業務・組織に関する計画	認知度の向上【新規】	市内の認知度は必ずしも高いとは言えず、放送サービスを安定的に提供するための収益確保に向けて、認知度向上への取組の推進が求められている。	ホームページやSNS等を活用し、認知度向上に資する情報発信の強化を推進する。その取組の中で、アウトカム指標（アクセス数、SNSフォロワー数等）を参考にしながら発信する情報内容の改善等を図る。	・認知度向上のための情報発信件数【新規】	50	500

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

※事業・項目名や指標について、現方針から新規・変更・統合があるものは【新規】【変更】【統合】と表示  
 ※所管局及び法人と調整中のものについては〔調整中〕と表示

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
川崎市土地開発公社	本市施策推進に向けた事業計画	公共用地取得事業	道路、公園、緑地など、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地を、市の依頼に基づき、先行的に取得しています。土地の先行取得については、令和元年度に1事業分、令和2年度に1事業分実施しており、確実に遂行しています。	引き続き、市の依頼に基づき、地権者との調整や土地売買契約等の公共用地等先行取得に関する手続きを迅速に遂行します。また、市の将来の財政負担を軽減するため、土地の先行取得資金調達の際には、最も有利な資金調達手法を検討します。	・市の依頼に基づく土地の迅速な先行取得の対応状況	100	100	%
		公共用地処分事業	市の依頼に基づき先行取得した土地は、市からの再取得依頼があった場合に処分しています。市の再取得依頼に基づく保有土地の処分については、令和元年度に6事業分、令和2年度に3事業分実施しており、確実に遂行しています。	日頃から市との情報共有を綿密に行い、市の再取得依頼に基づき、土地売買契約の締結や関係資料の提出等、公共用地等の処分に関する手続きを確実に遂行します。	・市の再取得依頼に対する保有土地処分の対応状況	100	100	%
		公共用地管理事業	市の依頼に基づき先行取得した土地は、管理状況について、随時市と情報共有を行いながら、定期的なパトロールを行っています。また、隣地地権者の境界立ち合いの際についても状況確認を行う等、適正に管理しています。	保有土地について、市と情報共有を行いながら適正に管理します。不法投棄が発生した場合についても、早急に状況を把握し、迅速に撤去作業を行う等、適切に対応します。	・保有土地の適正管理及び迅速な不法投棄の対応	0	0	件
	経営健全化に向けた事業計画	公社経営の健全化	これまで経営改善を進めてきたことで、平成27年度以降は経常収支が黒字となっていますが、一時貸付により貸付収入を得ていた土地についても市への処分により収入は減少しており、収支均衡を図る上で課題となっています。	市の再取得により、土地貸付収入が減少する場合においても、費用の抑制等により、計画期間を通じて経常収支の黒字を確保します。保有土地貸付について、新たな収入源について検討を行う等、収入確保に向けて取り組みます。	・経常収支比率【新規】	100.6	100	%
					・主要な経常収益【新規】〔調整中〕	1,405,809	1,029,132	千円
					・長期保有土地の貸付実施割合【新規】	55	55	%
	業務・組織に関する計画	業務改善【新規】	執務室内の紙文書が多く、共有性や検索性の点で非効率になっています。また、オンライン会議が導入されていないため、すべての会議について対面で実施しており、会議資料の準備や移動等に時間を要しています。	計画的に紙文書の電子化を推進し、共有性や検索性を向上させることにより、業務の効率化を進めるとともに、オンライン会議を導入することにより、会議準備にかかる時間を縮減させる等、効果的な会議運営を行います。	・紙文書電子化の推進【新規】	—	50	%
					・オンライン会議の実施【新規】	—	60	%
		社会貢献【新規】	職員3名で業務を実施しており、調達件数は少ないものの、障害者就労施設等からの調達について、市に準じた取組を進めることを検討しています。	調達件数は少ない中で、電子化関連業務やホームページ関係業務等、障害者就労施設等から調達できるものについて検討し、市に準じた取組を進めます。	・障害者就労施設等からの調達の推進【新規】	—	1	件

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財)川崎市文化財団	本市施策推進に向けた事業計画	財団本部事業	財団は、川崎市能楽堂等の文化芸術施設を運営し、文化芸術振興に係る多様な主催事業を実施しています。公益事業として収支の均衡をとることが難しい状況にあるところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って利用キャンセルが多く発生するなど、施設運営や事業実施に大きな影響を受けているところではありますが、これらの事業は市民が文化芸術に触れるきっかけとなるものであり、事業実施方法の転換も視野にいれながら、その機会を増やしていく必要があります。	様々な媒体を活用した施設広報、社会変容を踏まえた多用途での施設利用、施設相互の連携、施設の利便性の向上等に向けた取組を進め、段階的な施設稼働率の向上を図ります。併せて、地域の文化資源やIT技術を活用した多様な文化芸術事業を実施し、事業に関する市民ニーズや効果を検証しながら参加者数の増加を図ります。	・財団所管施設の稼働率	32.3	52.0	%
				・財団所管施設における財団主催事業の参加者数	2,196	6,000	人	
		指定管理事業	市民の自発的かつ創造的な文化芸術活動の場として、指定管理施設（ミュージアム川崎シンフォニーホール等）の運営を行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って利用キャンセルが多く発生するなど、施設運営や事業実施に大きな影響を受けているところではありますが、事業実施方法の転換も視野に入れながら、市民の文化芸術活動の振興のため、施設稼働率の向上、主催事業の参加者の増加を図る必要があります。 【各施設の指定管理期間】 ミュージアム川崎シンフォニーホール：R2～R11 川崎市アートセンター：R4～R8 東海道かわさき宿交流館：H30～R4	様々な媒体を活用した各施設の広報、社会変容を踏まえた多用途での施設利用、施設の利便性の向上等に向けた取組を進め、段階的な施設稼働率の向上を図ります。併せて、IT技術等も活用した多様な主催事業を実施し、事業に関する市民ニーズや効果を検証しながら参加者数の増加を図ります。 なお、各施設の指定管理の継続受託を見据えていますが、本計画期間中に指定管理者の変更があった場合は各指標の見直しを行います。	・指定管理施設の稼働率	49.8	71.0	%
			・指定管理施設における主催事業の参加者数	63,803	164,000	人		
	文化芸術に係る中間支援	財団は、市が推進する「アート・フォー・オール」に向けた取組も見据え、広報、相談、ネットワークの構築、ボランティア等の人材育成など、文化芸術に係る中間支援の役割を担うことが期待されています。新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動が様々な制限を受けるなか、その中間支援の役割の重要性は増えています。 財団は、これまで音楽やパラアートの分野における中間支援の実績を蓄積してきましたが、そのノウハウを文化芸術全般へ広げていくことが求められます。	・文化芸術に関する相談に幅広く対応できるよう、職員のスキルアップを図るとともに、相談窓口の広報周知の取組を行います。 ・財団が管理する「『音楽のまち・かわさき』推進協議会」「ばらあーとねっと」のWEBサイトを周知するとともに、社会変容により文化芸術活動が多様化していることも踏まえ、多くのイベント情報を掲載し、文化芸術活動の広報を通じた支援を行います。 ・文化芸術公演の主催者に対する会場使用料の助成など、新型コロナウイルス感染症の文化芸術活動への影響を踏まえた中間支援の取組を行います。	・文化芸術に係る相談件数	94	140	件	
				・WEBサイトにて広報支援を行った市内での文化芸術イベントの件数【新規】	1,137	2,300	件	
	経営健全化に向けた事業計画	収益性の強化【変更】	主要な経常収益（事業収益）から市の指定管理料を除いた財団の自己収入は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度以降大きく減少しましたが、財団の経営基盤を強化して、新たな事業展開や優秀な人材の確保等の課題に対応するためには、自己収入を増やしていく必要があります。	主催事業の実施による入場料収入や施設利用の促進による施設利用料収入の増加により、段階的な自己収入の増加を図っていきます。	・主要な経常収益（市財政支出を除く）【変更】	286,660	644,000	千円
		自立性の確保【変更】	経常費用に対する市財政支出（補助金、指定管理料）の割合は、新型コロナウイルス感染症に係る逸失収入補償金を計上したことなどにより、令和2年度以降大きく増加しましたが、自己収入の増加と当該収入に基づく費用の執行に努めて、市からの財政支援依存度を低減し、財団の自立性を確保する必要があります。 一般正味財産額については、新型コロナウイルス感染症等の影響で減収となったため、減少の傾向にありますが、財団経営の安定性、自立性を確保する観点から、一般正味財産の確保に取り組む必要があります。	有料事業の実施、協賛金の確保等により事業収入の増加を図るとともに、市に依存しない事業執行に努めることで、市からの財政支援依存度の低減を図っていきます。 収支均衡に向けた取組を推進し、一般正味財産額の確保に取り組みます。	・経常費用のうち市財政支出の負担割合【変更】	77.6	68.0	%
			・一般正味財産額【新規】	404,096	398,805	千円		
	業務・組織に関する計画	職員の専門性の向上	文化芸術の専門組織として、職員のスキルアップを図り専門性を向上させることは大きな課題であり、財団では、施設や職域ごとに文化芸術等に関する職員研修を実施しています。	施設ごとに実施している研修を合同で実施したり、国等が主催する外部の研修に職員を積極的に派遣させるなどし、職員のスキルアップを図るとともに、研修の内容を職員間で共有するなどし、組織としての専門性向上やサービス向上につなげます。	・研修への参加回数	10	28	回

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位	
(公財)川崎国際交流協会	本市施策推進に向けた事業計画	国際交流促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、インバウンドや2020オリンピック・パラリンピックを契機とする海外からの訪日外国人の増加により、各種語学講座や通訳ボランティア研修など受講者の増加がみられましたが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、対面による国際交流は難しく、国際交流等に関する講座受講者数も減少傾向にあります。</li> <li>・外国人留学生は増加傾向にあるものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、現在、オンラインによる交流活動にとどまっています。今後は、コロナ後を見据え、地域において留学生や在留外国人との国際交流の取組の拡充が必要です。</li> <li>・外国人市民が地域で主体的に活動したり、社会参加するための取組を支援することが求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流や国際理解に向けた事業として、「各種語学講座」や「通訳ボランティア研修」、「国際文化理解講座」等を開催いたします。「国際理解講座」では、外国人市民に事業への企画や運営に関わっていただき、地域社会で活躍する場づくりを行います。</li> <li>・多文化共生社会の実現に向けては、「外国人市民と共生するまちづくりセミナー」など一般市民を対象に外国人市民の生活上の課題や多文化共生を考える講座・研修を開催いたします。</li> <li>・外国人市民・外国人留学生との交流事業として、オンラインなどの活用を含め、「留学生との交流事業」や「日本語スピーチコンテスト」など外国人市民と日本人とが相互理解や交流を深める機会を創出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流・理解のための講座、外国人市民・留学生との交流事業の参加者数【統合】</li> </ul>	890	1,500	人	
		市民団体及びボランティア活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協会では、市民レベルでの国際交流・国際協力を目的とした国際交流民間団体の登録を受け付けています。登録団体は、地域の国際化の推進、相互交流、情報交換を目的とした「かわさき国際交流民間団体協議会」に加入していただき、川崎国際交流センターを拠点とする協会の各種イベント等への参加・協力をいただいています。</li> <li>・民間交流団体について、かわさき国際交流民間団体協議会として現在59団体が加盟しており、活動内容に応じて「国際協力・援助部会」「国際交流部会」「音楽・文化・スポーツ部会」「日本伝統文化部会」「異文化理解・研究・奉仕部会」に分かれています。主な協議会の活動として、「インターナショナルフェスティバル」や「地球市民講座」の企画運営、各加盟団体の情報交換を行っています。現状の取組として、コロナ禍の中、交流や発表の機会がない状況になっていますが、多文化共生に係る取組を実施する団体の加盟が増加しています。</li> <li>・市内在住外国人市民及び訪日外国人観光客の増加に伴い、通訳ボランティア等の登録件数は増加しています。</li> <li>・市民レベルでの交流を支えるホームステイのボランティアなど対面での交流を伴うボランティア活動については新型コロナウイルスの影響を受けて減少してしまっています。</li> <li>・2019年の入管法改正等により、在留外国人が増加傾向にあり、日常生活に必要な日本語習得に向け日本語講座や外国につながる子どもの学習支援のニーズが増加しています。また、そうした支援活動に関わるボランティア養成研修へのニーズも高まっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生社会の実現に向けては、市民による主体的な活動を通して、共生社会の構築に関わることが必要です。法人では、通訳・翻訳ボランティア、日本語ボランティア、災害ボランティア等の養成研修や国際交流・多文化共生に関わる市民団体の育成支援を行うことを通じて、外国人市民の自立支援や国際交流の促進を図ります。</li> <li>・外国人市民の地域生活を支援するため、公的機関の手続き等の通訳・翻訳などの依頼の的確に対応できるよう、市民のボランティア活動のコーディネートを積極的にを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア登録件数</li> </ul>	1,314	1,415	件	
		多文化共生推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民を支援するため、11言語の相談員による多文化共生総合相談ワンストップセンターを開設しています。</li> <li>・日本で生活を築く上で必要な情報を提供するセミナーについて、日常生活に必要な日本語習得に関わる学習支援としての日本語講座、外国につながる子どもの学習支援や日本の教育システムに関するガイダンスなどを実施しています。今後は多文化共生社会の実現に向け、外国人市民の社会参加や自立に向けた支援の拡充が求められています。</li> <li>・当法人は、災害時には「川崎市災害時多言語支援センター」を担っており、川崎市やかわさきFMと連携した多言語での情報発信を行うなど、外国人市民の支援を推進するよう努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップセンター外国人相談窓口の実施など、多言語相談体制の充実に努めるとともに外国人市民を対象とした講座等については、ニーズを的確にとらえた企画を行い、実施します。</li> <li>・外国人市民の日常生活に必要な日本語の習得を図るため、平日午前・夜間の「日本語講座」や土日にマンツーマンで行う「生活にほんごサロン」、「外国につながる子どもの学習支援」の取組を実施します。</li> <li>・防災については、国際交流センターにおいて外国人市民を主な対象とした体験的な防災訓練の実施、広報など災害に備える意識啓発を図るとともに、市と協働して「川崎市災害時多言語支援センター」設置運営訓練を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民対象のイベント・講座参加者数、日本語講座等受講者数【統合】</li> </ul>	547	800	人	
	経営健全化に向けた事業計画	自主財源の確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民レベルの国際交流促進や、日本語講座をはじめとした外国人市民を対象とした講座、多言語による生活相談等の多文化共生など、法人の事業分野は公共性・必要性が高く、補助金等の財政的関与は一定程度必要ですが、自主財源を確保し経常費用に占める市財政負担割合を抑制することも必要です。現在、補助金及び指定管理料が自主財源ですが、それ以外に国際交流センター利用料収入、講座事業収入、賛助会費等の自主財源を安定的に確保するため、主たる自主財源となる語学講座を中心とした事業収益や国際交流センター利用料収益の増が必要となります。なお、指標とする市財政負担割合や主要な経常収益の現状値である令和2年度の値については、コロナ禍が影響を及ぼしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な経常収益であり自主財源の大きな部分を占める語学講座をはじめとする事業収益やセンター利用料収益等については、コロナ禍において減となりましたが、4年間の計画期間において、令和6年度までには改善し、自主財源の確保増を図ります。</li> <li>・また、基本財産運用、賛助会費、受託業務、収益事業など様々な手法について検討し、自主財源の増加を行い、経常費用に占める市財政負担割合の抑制を図ります。また、令和5年度に長寿化に伴う改修工事による3カ月程度の全館休館が見込まれており、指標とする市財政負担割合、主要な経常収益の令和5年度目標値の変動に影響を及ぼしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常費用のうち市財政支出額の負担割合【新規】</li> </ul>	78	66.6	%	
		業務・組織に関する計画	国際交流をめぐる多様化するニーズに対応する組織体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の外国人市民は増加（登録人口は令和3年3月末現在45,168人、人口に占める割合は約2.97%）しており、外国人観光客の増加や、市民ボランティアへの関心の高まりが見られるなど、法人設立時（平成元年）から社会・経済情勢が大きく変化しています。また、定住の外国人市民の増加・多様化に伴う多方面における支援をはじめ、新たな課題等への相談対応業務など、当法人に期待される役割は増加しています。</li> <li>・正確な情報を発信する必要性から、専門知識を備えた人材育成に努める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容、人員体制等を検証して必要な改善を行います。</li> <li>・自主的・自律的な運営を行うための管理運営能力及び専門性向上のための研修に積極的に参加します。</li> <li>・これまで習得した専門的な知識を研修等の講師として活かしていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営能力及び専門性向上のために参加した研修の回数</li> </ul>	21	24	回
			認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人及びその指定管理施設である国際交流センターについて、市民、外国人市民の認知度は、必ずしも高いとは言えない状況にあることから、認知度向上への取組が必要です。</li> <li>・認知度向上に向けて、国際交流センター外での当法人の事業企画・参加が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流センターを拠点としながら、当センター外で開催・実施されるイベントや事業に積極的に参加し、当法人の主催事業等をPRします。</li> <li>・広報誌などの紙媒体、ホームページ、ブログ、フェイスブック、各種ポータルサイト、かわさきFM等の様々な媒体を活用し、広報の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページアクセス件数</li> <li>・各種メディアへの掲載及び出演回数</li> <li>・国際交流センター外での活動回数</li> </ul>	119,150	139,000	件
							21,593	41,907	千円
							89	90	%
							2,895	2,770	件

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位	
(公財)川崎市スポーツ協会	本市施策推進に向けた事業計画	スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の市民大会等開催数は54回となっています。</li> <li>多種多様な事業を実施する上で、市民のニーズにあったスポーツ教室の開催や参加者の増加ができるようアンケート調査を行いながら事業内容の工夫を行っています。</li> <li>市内の小中学校の児童・生徒を対象に、パラスポーツの体験教室を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各加盟団体に市民大会の意義の周知や、各競技の魅力を伝えていくことでスポーツを実施し大会に参加する市民を増やします。</li> <li>スポーツ協会が各加盟団体や市と連携して実施する教室について、市民のニーズを把握するためにアンケート調査を行い、次期開催時の教室に反映します。</li> <li>体験教室の参加者を増やし、パラスポーツの普及・啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民大会等参加者数</li> <li>スポーツ教室参加者満足度【変更】</li> <li>パラスポーツ体験教室の参加者数【変更】</li> </ul>	7,362	30,150	人	
		競技選手強化・指導者育成事業【変更】	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に川崎市出身の選手が各種世界大会等で活躍できるようなトップアスリートの人材育成を行います。</li> <li>国体や全国大会に川崎市出身の選手が出場できるような選手強化を行います。</li> <li>川崎市内にスポーツを普及・振興できるよう、選手や指導者の人材育成を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟団体が実施するトップアスリート育成・強化支援事業に対して、年間を通して支援を行っていきます。</li> <li>加盟団体が実施する、スポーツ普及や指導者育成事業に対して、年間を通して支援を行っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トップアスリート育成・強化支援関連事業の参加者数【新規】</li> <li>指導者育成事業の参加者数(育成数)【新規】</li> </ul>	257	650	人	
		施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内施設(とどろきアリーナ、宮前・多摩スポーツセンター、青少年の家)の管理運営を行っています。</li> <li>各地域にてアンケート調査を行いニーズの把握を行います。</li> <li>宮前・多摩スポーツセンター及び青少年の家の指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日、とどろきアリーナは、令和2年4月1日から令和4年3月31日となっており、延長されない場合は目標値の変更が生じることとなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズに沿った施設管理運営を行いながら、アンケート結果をもとに、利用満足度を向上させ、事業参加者の増加を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設事業参加者数【新規】</li> <li>施設事業参加者満足度【新規】</li> </ul>	20,499	43,710	人	
	経営健全化に向けた事業計画	収益性の確保【変更】	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業毎の管理を行うことにより、赤字事業の縮小・廃止に随時取組ながら、経費削減・収入の確保をし、効率の良い事業運営を行う必要があります。</li> <li>財務の安全性の確保を目的に、正味財産の推移の把握と共に、収益性の比率分析を行い経営改善を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き、黒字となる自主事業等の継続・拡大とともに、赤字事業の縮小・廃止にも取り組む必要があります。また、効率の良い事業運営を行いながら経営基盤を強化し、新たな事業展開や優秀な人材確保を行い健全かつ安定的な事業運営に努めます。</li> <li>収益率を明確にし、正味増減額の推移とともに経営改善の指標としながら事業運営に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正味財産の推移</li> <li>経常収支比率の推移【新規】</li> </ul>	166,161	166,623	千円	
		自立性の向上【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛助会費や協賛金等の収入確保を行いながら事業参加料収入等の自主事業を拡充し、主要な売上高を確保し自立性の向上を図ります。新たな収入の確保や経費削減の取り組みを進めて、市財政支出の依存度を低減し、自律的な事業運営を行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民のニーズを把握しながら事業参加料収入や協賛金収入の拡充を行い、主要な売上高の確保を図ります。また、市財政支出(指定管理料収入等)以外での収入の確保や新規事業への模索を行いながら健全な事業運営に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市財政支出額を除く主要な売上高【新規】</li> </ul>	40,269	49,742	千円	
	業務・組織に関する計画	適正な業務運営・法人組織体制の構築【統合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益法人として、組織等の整備を随時進め、適正な公益法人としての活動を行っています。また、コンプライアンスについて、随時役員・職員を集め研修を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も定期的に経営会議を開催し、施設運営管理状況の把握と、協会全体の経営計画の策定及び評価を行い改善していきます。また、随時理事・役員・職員等を対象にコンプライアンスについて研修を行い健全な組織構築を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な運営会議等の開催数</li> </ul>	24	24	回	
		人材育成等の研修計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益に資する活動をしているか、公益目的事業を行う能力・体制があるかなど、公益法人が満たさなければならない基準が厳格化されており、経理的基礎・技術的能力が必要となっています。労務・経理やその他事業に関連する研修や資格の取得を随時行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の資質向上のため、意識改革と知識の習得・技術の向上を図る研修会等への参加による人材育成を行います。また、労務・経理等の法人にかかわる研修やその他事業に関連する研修・資格の取得を随時行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得件数【新規】</li> <li>年間研修参加者数</li> </ul>	3	5	件	
							5	6	人

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財)かわさき市民活動センター	本市施策推進に向けた事業計画	市民活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体の育成・支援は、「川崎市市民活動支援指針」(平成13年9月)に基づき取組を推進しており、「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会 報告書」による提言を実施するためには、市民活動支援を担う職員の人材育成・能力強化が継続して必要です。</li> <li>平成31年3月に策定された「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」において、全市拠点として担う役割や機能強化が求められていることから、これを踏まえた更なる取組の推進に努める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民活動センターの施設利用の促進を図ります。</li> <li>②市民活動の活性化を促す市民公益活動助成金の活用を推進します。</li> <li>③市民活動団体のニーズに応える講座を適宜開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者数(利用者+相談者)</li> <li>かわさき市民公益活動助成金の申請団体数</li> <li>講座受講者満足度</li> </ul>	10,296	26,000	人
		青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者に関する基本的な考え方を継承し、一体化した計画「川崎市子ども・若者の未来応援プラン(平成30年度～33年度)」に基づいて、「こども文化センター」や「わくわくプラザ事業」において、地域での活動や多世代交流、放課後の活動を通した青少年の健全育成が進められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、利用の促進を図ります。</li> <li>②子育て家庭のニーズを事業内容へ反映させることを通じて「わくわくプラザ」の登録率を上げます。</li> <li>③わくわくプラザにおいて、新たに利用者アンケートを実施し、満足度の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども文化センター利用者数(延べ)【新規】</li> <li>わくわくプラザの登録率</li> <li>わくわくプラザの満足度【新規】</li> </ul>	637,758	1,612,301	人
	経営健全化に向けた事業計画	法人の自立化や経営の安定化の推進〔下記と統合について調整中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市民活動推進事業における主な自主財源】</li> <li>賛助会員受取会費、市民活動事業収益(施設・設備の使用料収入)、受取一般寄付金</li> <li>【青少年健全育成事業における主な自主財源】</li> <li>子育て支援・わくわくプラザ事業収益(サービス利用料)、青少年事業収益(実習生等の受入れに伴う謝礼金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利便性の向上を図るとともに、公益財団法人としての説明責任及び社会貢献を果たすことにより、自主財源の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主財源等の確保</li> </ul>	27,480	44,195	千円
		公益法人の会計基準により則した予算執行及び会計処理の確立(財務基準の遵守)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支相償は、公益法人が守らなければならない財務基準の一つで、原則として、各事業年度の収支を均衡させる必要があり、経常収益が経常費用を上回る状態が続くと、公益法人の認定を取り消される場合もあります。公益法人として重要な役割である公益目的事業を推進する上で、収支相償を満たし、効率よく事業を実施するために、法人の運営上収支均衡を図ることが重要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の計画的な執行に努めるとともに、収支相償に取り組みながら収支均衡を図っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支均衡の達成(経常収支比率)【変更】</li> </ul>	101.3	99~101	%
業務・組織に関する計画	法人の中核を担う人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年3月まで、法人の中核を担う人材は川崎市からの派遣職員が行っていたことから、法人の組織運営を担えるプロパー職員が不足しています。</li> <li>事業のサービス向上には、職員の資質向上を欠かすことができません。</li> <li>市民活動支援にかかる市の拠点として、職員の専門性を引き続き高めていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の資質向上と業務知識の習得を目的として、自主研修を実施するとともに市内外で開催される研修やシンポジウムへ積極的に参加させます。また、職員の業務に対する意欲向上と更なるスキルアップを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務関連研修の受講者数</li> </ul>	3,046	3,980	人	

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位	
川崎アゼリア(株)	本市施策推進に向けた事業計画	施設環境整備事業	1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経営状況等を踏まえ、不急の施設・設備の整備・更新工事は一時休止をしている状況ですが、お客様及びテナントに安全・安心・快適な施設空間を提供するため、計画的な施設・設備の整備・更新に努めています。 2 施設整備及び維持管理にあたっては、環境配慮、省エネルギーに向けた取り組みを行っています。 3 快適で心地よい施設環境、施設空間づくりを推進し、通行者数の維持・向上を図っています。 4 市民が安全で快適に利用できる公共地下歩道及び公共駐車場の管理運営に努めています。	1 施設・設備の安全・安心・快適性を維持・向上するために、劣化診断等に基づいた計画的な整備・更新を推進するとともに、施設・設備の快適性等に配慮した的確な維持管理を行います。 2 施設整備及び維持管理にあたっては、効率性、経済性を発揮するとともに、環境配慮、省エネルギー等にも最大限の配慮を払います。 3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う在宅ワークの広がり等により、通行者数は減少しています。施設・設備の安全・安心・快適性を維持し、顧客への良好なサービス水準を維持するとともに、効果的なプロモーション等により歩行者数の維持を図ります。 4 公共地下駐車場の管理・運営による川崎駅周辺の道路交通の円滑化や都市機能の維持・増進に努めます。	施設・設備の整備・更新計画の執行率【変更】	—	100	%	
				CO2排出量【変更】	7,638	7,966	t		
				通行者数	238.3	244.9	千人		
		店舗活性化推進事業	日々の店舗管理、店舗指導を的確に行い、強固な販売体制を築き、売上増を目指すとともに、リニューアルコンセプトに添ったリーシングを遂行し、各ゾーンに最適なテナントミックスを実現することにより施設全体の活性化、店舗売上の向上を図っています。また、効果的なプロモーションの展開により、アゼリアのブランディングと店舗売上の促進を図るとともに、リニューアルに当たって作成したデザインの基準に則り、各テナントと共に、快適で心地よい施設環境、施設空間づくりを推進しています。	現状の継続実施を基本とし、顧客に支持される魅力ある店舗への入替や効果的なプロモーションの展開、イベント広場の活用等の取組を強化し、施設全体の活性化、店舗売上の向上を図っていきます。また、ライフシェアモールの理念のもとに、各テナントと共に、快適で心地よい施設環境、施設空間づくりを推進します。	店舗売上高	11,317	14,203	百万円	
			店舗レジ客数	8.7	10.9	百万人			
		地域社会への連携・貢献事業	1 市と連携し、大震災発生時の川崎駅周辺における帰宅困難者による混乱の抑制に向けた避難誘導及び一時滞在施設開設訓練を実施するなど、災害時の対応力強化に取り組んでいます。 2 チャリティーコンサートの開催や熊本地震及び東日本大震災復興支援を目的とした地方物産展の開催等により、地域社会への連携・貢献に努めています。	1 関係団体等と連携し、防災関係訓練を実施、参加することにより、災害時の対応力を向上させます。 2 駅周辺の回遊性を向上させ、商業エリアを活性化させるため、近隣商店街や商業施設、行政等と連携したイベント等に取組むとともに、地方物産展を開催します。	防災関係訓練回数【変更】	3	3	回	
			近隣商店街・商業施設、行政等との連携イベント数及び地方物産展実施回数【変更】	10	12	回			
		経営健全化に向けた事業計画	財務の改善	1 令和2(2021)年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、新たな借入を行いました、リニューアルに伴う借入金を含め、約定どおり返済を行い、有利子負債の削減に努めています。 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により当期純利益の確保が図れていない状況ですが、金融機関との約定に基づく有利子負債の削減に努めています。 3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により営業収益が減少しており、営業収益成長率はマイナス成長が続いています。 4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い厳しい経営が強いられる中、収支の改善を図るため、継続的に経費の削減に努めています。	1 約定どおり返済を行い有利子負債の削減に取り組めます。 2 約定に基づき有利子負債の削減に努めるとともに、経営改善を進め、当期純利益の確保に取り組めます。 3 顧客に支持される魅力ある店舗への入替や効果的なプロモーションの展開、イベント広場の活用等により施設全体の活性化を図り、令和4(2022)から令和7(2025)年度でそれぞれ、48百万円、88百万円、201百万円、201百万円の営業収益の増加(令和2(2021)年度比)を目標に取り組めます。 4 委託業務や工事内容等の見直しを図るなど継続的な経費の削減に取り組めます。令和4(2022)から令和7(2025)年度でそれぞれ、20百万円、160百万円、267百万円、310百万円の売上原価の削減(令和2(2021)年度比)を目標とします。	有利子負債額	6,959	3,311	百万円
			有利子負債比率【新規】	128.0	75.8	%			
			営業収益成長率の増加【新規】	—	7.5	%			
		売上原価低減率の減少【新規】(調整中)	—	△10.4	%				
	業務・組織に関する計画	効率的な組織の構築【新規】	研修会の開催やマニュアルの整備、業務監査等を通じて社員の人材育成や業務の効率化、適正化等に取組んでいます。	1 適材適所、最適な人員配置に取組むとともに、売上の確保に向け魅力ある店舗の誘致や店舗売上増加に向けた販売促進等に取組めます。 2 業務の適正化のほか、効率的・効果的な組織、業務運営等に向け、業務監査に取組めます。	従業員一人あたり営業収益(売上高)【新規】	76,213	81,943	千円	
		業務監査の実施回数【新規】	2	2	回				

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
川崎冷蔵 (株)	本市施策推進 に向けた事業 計画	冷蔵・冷凍保管業務 事業	新型コロナウイルス感染症の影響や市場間競争など、卸売市場を取り巻く環境は厳しい状況であり、北部市場水産物部の取扱量も低迷を続けています。そのため、場内事業者の需要の減少等により一般保管取扱量は減少傾向にあり、稼働率の向上等売上の確保に努めていく必要があります。	卸売市場として冷蔵・冷凍保管機能を担う重要な事業となるため、引き続き、青果部や花き部を含めた北部市場全体の需要の掘り起こしに努めるなど、一般保管取扱量及び容積稼働率の確保・増加に努め、事業を推進します。	・一般保管取扱量 (入庫量)	17,593	17,748	t
		氷の製造及び販売業 務事業	新型コロナウイルス感染症の影響や市場間競争など、卸売市場を取り巻く環境は厳しい状況であり、北部市場の水産物部の取扱量も低迷を続けています。それら荷の減少、さらには利便性から自前の製氷装置で氷を作る業者が増えてきており、場内事業者への売上は減少傾向にありますが、市場の冷凍・冷蔵保管機能を担っており、継続していく必要があります。	北部市場水産物部の取扱量が低迷を続ける中であっても、今後も卸売市場の冷蔵・冷凍保管機能を担う重要な事業です。場内事業者への売上は減少傾向にあるものの、需要の掘り起こしに努めるとともに、更なるPRや営業強化等より、引き続き、事業を推進していきます。	・容積稼働率 (容積ベース)	96	96	%
	経営健全化に 向けた事業計 画	経常利益の確保	水産物部の取扱量の低迷が続く中、稼働率の向上や経費の抑制に努め、長期借入金の原資となる経常利益の確保をしています。	引き続き、効率的な運営に努め、長期借入金の返済原資となる経常利益を確保するとともに、持続可能な長期的会社運営の視点に立ち、経営を行っていきます。	・経常利益	37,163	22,721	千円
		自立的・安定的な経 営の実施【新規】	長期借入金の返済を計画的に実施しており、令和6(2024)年度の返済終了を目指しています。	借入金の返済を計画的に進めるとともに、返済終了後の自立的かつ安定的な経営に向けて、売上高の維持に努めていきます。	・有利子負債比率 【新規】	795.5	5.3	%
					・主要な売上高 【新規】	379,402	385,523	千円
	・使用料の減免金 額【新規】	24,629	0	千円				
	業務・組織に 関する計画	効率的な業務体制の 確保【新規】	水産物部の取扱量の低迷が続く中、稼働率向上に向け場内外事業者への効果的な営業展開等に努め、売上の確保や経費の削減を図りつつ、効率的な業務体制を確保していく必要があります。	水産物部の取扱量の低迷が続く状況において、状況の変化の把握に努め、売上高規模も踏まえたより効率的な業務体制を目指すことで、安定的な経営を確保していきます。	・売上高に対する 人件費率【新規】	29	28	%

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財)川崎市産業振興財団	本市施策推進に向けた事業計画	中小企業・ベンチャー育成事業【変更】	<p>中小企業サポートセンターの登録専門家を活用したワンデイコンサルティング等の経営相談のほか、「起業家オーディション」等による創業支援、「出張キャラバン隊」等による新製品・新技術開発、川崎市海外ビジネス支援センター (KOBIS) の運営を通じた海外展開支援など、市内中小企業が抱える様々な経営課題に対応しています。また、キングスカイフロントのクラスター機能の活性化・発展を目指して異分野交流・産官学金のマッチング事業を行っています。</p> <p>【指標1 令和2年度実績件数】窓口相談件数 (145)、ワンデイ・コンサルティング実施件数 (233)、専門家派遣実施件数 (45)、産学・新事業訪問件数 (681)</p> <p>【指標2 令和2年度実績件数】知的マッチング企業訪問件数 (214) 企業等のニーズ・シーズ調査 (44)、ビジネスマッチング (41)</p>	<p>多様な事業や相談チャンネルを通して入ってくる課題に対して、当財団の強みである実務に精通した専門相談員と協力し、中小企業サポートセンター、新産業振興課及び川崎市海外ビジネス支援センター等の連携・連絡体制を強化し、様々な支援施策のメニューを総合的に活用して効果的な支援を実行します。</p>	<p>・市内中小企業等経営支援件数【変更】</p> <p>・産官学金の共同研究、共同事業に向けたマッチング件数【変更】</p>	1,104	1,100	件
		産業振興施設管理運営【新規】	<p>産業振興施設管理運営として、川崎市産業振興会館及びかわさき新産業創造センターの管理運営を行っています。川崎市産業振興会館ではセミナー等の事業を実施し、かわさき新産業創造センターでは入居者の成長支援や大企業等とのマッチング等を実施しています。</p> <p>指定管理事業① 川崎市産業振興会館 指定管理期間：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度</p> <p>指定管理事業② かわさき新産業創造センター 指定管理期間：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度</p>	<p>・川崎市産業振興会館の設備更新やサービス向上、PR等を通じた利用率の向上に努めます。</p> <p>・かわさき新産業創造センターは、インキュベーションマネージャーが中小企業サポートセンター等と協働して中小企業・ベンチャー育成に関わる事業間の連携を更に進めることによって、かわさき新産業創造センターの価値向上に努めます。</p> <p>※なお、指定管理者の変更等により、目標を変更する場合があります。</p>	<p>・産業振興会館の会議室等の利用率</p> <p>・かわさき新産業創造センターにおける入居者等支援件数【新規】</p>	32	63	%
		研究開発推進事業	<p>文部科学省の補助金採択を受けて、国際戦略総合特区 (キングスカイフロント) に整備されたナノ医療イノベーションセンターの管理運営を行っているほか、一つ屋根の下に産学官が集うオープンイノベーション拠点として、難治性疾患の治療技術等の研究開発と社会実装を推進しています。</p>	<p>・ナノ医療イノベーションセンターの運営を、川崎市と連携しながら円滑に推進し、ライフサイエンス分野の国際戦略拠点の中核機関として、研究活動・社会実装を推進します。</p> <p>・適切な研究支援体制により、新たな研究プロジェクト等を推進し、ナノ医療イノベーションセンターに集う産学官による研究開発を活性化させ、研究成果の早期実用化を目指した事業化支援等を行います。</p>	<p>・特許出願数</p> <p>・iCONM入居率【新規】</p>	24	20	件
	経営健全化に向けた事業計画	財団全体の収益の推移	<p>産業振興施設管理運営における利用・入居増やナノ医療イノベーションセンターにおける国の大型の研究プロジェクトの獲得及び入居負担金の更なる増加などに取り組んでいます。</p>	<p>指定管理施設のサービス向上や広報活動等を行い利用・入居促進を目指しながら、財団で実施する多様な事業に関係する国や県などの補助・委託事業等の情報収集を行い、市以外の収入の獲得を目指します。</p>	<p>・市財政支出額を除く主要な経常収益</p>	1,055,953	713,781	千円
		借入金の返済能力【新規】	<p>令和3 (2021) 年度までは元本据え置き期間でしたが、利息は約定通りに支払っています。</p>	<p>減価償却等に伴って継続的な正味財産の減少が見込まれるため比率は上昇する傾向にありますが、確実な元本返済によって数値の上昇を抑制します。</p>	<p>・有利子負債比率【新規】</p> <p>・正味財産額【新規】</p>	47.3	67.5	%
	業務・組織に関する計画	効率的な支援体制等の構築【新規】	<p>オンラインで予約から相談までを完結できる窓口相談やオンラインセミナーなどの社会状況に対応して事業を実施できる体制を構築しています。また、職員が生産性を維持・向上しながら在宅勤務を実施できる体制を構築しています。</p>	<p>オンラインによる支援と実地での支援の組み合わせによって支援効果の最大化を図りながら中長期的な対応を進め、新たな生活様式に対応し得る支援サービスを提供します。また、組織運営の効率化の観点から業務プロセスや業務システムの見直し・改善を行います。</p>	<p>・業務改善・効率化に向けた取組【新規】</p>	1	3	件
		計画的な人材育成の推進【新規】	<p>人材育成計画に基づいて職員研修を実施しています。情報セキュリティ及びコンプライアンスは全体研修として年1回実施し、その他は各事業に必要な知識の習得のために外部研修の受講や個別研修の実施を行っています。【令和2(2020)年度実績】資格取得者：1名、中小企業大学校研修修了者：9名 計10名</p>	<p>研究施設運営や法令に定める資格者を適切に配置するために計画的な資格取得を行います。また、中小企業大学校で実施される中小企業診断士の理論政策更新研修など中小企業支援の新たな知識を定期的に補充することによって人材育成と能力開発を実施します。</p>	<p>・資格取得者及び研修修了者数【新規】</p>	10	10	人

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
川崎市信用保証協会	本市施策推進に向けた事業計画	信用保証事業	コロナ禍の状況等を見極めながら、コロナ禍の影響を受ける中小企業者等への資金繰り支援や、経営改善・事業再生支援等を行うとともに、コロナ後の新しい生活様式を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取組むことが求められています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調し、中小企業者等の安定的な資金調達を支援します。</li> <li>・信用保証協会法に基づく通知により3か年の中期事業計画及び年度ごとに経営計画を策定しており、策定に合わせて目標値を再設定します。（現行の中期事業計画は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度です。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証承諾金額</li> <li>・保証債務残高</li> <li>・企業訪問数</li> </ul>	183,128	40,000	百万円
		回収事業	良好な経済情勢や適切な期中管理等により、近年は代位弁済は減少傾向にありましたが、コロナ禍の影響や、新型コロナウイルス感染症対応資金の掘置期間や利子補給が終了することにより、代位弁済が増加することが見込まれます。また、無担保求償権や第三者保証人のない求償権の増加のため、回収環境は困難な状況にあります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止を図る上で重要な業務であることから、その最大化を図るため、初動対応の徹底と効率性を重視し管理します。求償権の行使については、担保権が設定されている案件については売却等を進め、無担保案件についてはサービサーへの委託により回収の強化を図ります。</li> <li>・信用保証協会法に基づく通知により3か年の中期事業計画及び年度ごとに経営計画を策定しており、策定に合わせて目標値を再設定します。（現行の中期事業計画は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度です。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元損回収金額</li> <li>・実際回収率</li> </ul>	302	550	百万円
	経営健全化に向けた事業計画	経営基盤の強化【新規】	適切な収入確保と効率的な業務運営による経費抑制に加え、安全で効率的な資金運用を行う等により収益確保に努め、経営基盤の強化を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な収入確保と効率的な業務運営による経費抑制に加え、安全で効率的な資金運用を行う等により収益確保に努め、収支差額の一部を基金準備金として繰り入れることにより、経営基盤を強化します。</li> <li>・信用保証協会法に基づく通知により3か年の中期事業計画及び年度ごとに経営計画を策定しており、策定に合わせて目標値を再設定します。（現行の中期事業計画は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度です。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常・経常外収支比率【新規】</li> <li>・基金準備金造成【新規】〔調整中〕</li> <li>・安全で効率的な資金運用</li> </ul>	101.3	103.9	%
					33	140	百万円	
					216	200	百万円	
	業務・組織に関する計画	資質向上を図るための人材育成	職員の資質向上を目的として、「職員研修要綱」「通信教育研修要領」「公的資格取得奨励制度内規」を整備し、研修受講や、中小企業診断士、信用調査検定（全国信用保証協会連合会主催の検定）等の各種資格の取得を促進しています。	階層に応じた研修の受講や、専門資格等の取得に対して積極的に取組むよう働きかけ、職員の資質向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成に関する取組（資格取得者等）</li> </ul>	10	15	人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信回数【新規】</li> </ul>					20	20	回	
	経営の透明性の向上	中期事業計画並びに年度経営計画に係る業務実績及びコンプライアンス体制並びに運営状況について評価を受け、公表しています。 また、統計や広報誌の掲載等、情報発信に努めています。	経営の透明性向上に資する資料として、中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにその評価、ディスクロージャー誌、広報誌及び統計資料について、適切に情報発信を行います。（合計年間20回掲載予定）					

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財)川崎・横浜公害保健センター	本市施策推進に向けた事業計画	検査・検診事業	川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者を対象とし、1年ごとに行う障害程度の見直しと、3年ごとの認定更新の審査に必要な検査・検診をセンターで行い、必要なデータを両市に提供しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初の被認定者数について、受診率を指標として医学的検査の受診者数を確保します。</li> <li>・認定更新期限が満了する3か月前に、被認定者に認定更新案内を通知することにより、周知を行います。</li> <li>・認定更新のサイクルによる年度ごとの受診者や、高齢化に伴う参加者の減少傾向等を見込み、各年度の受診率を推計します。</li> </ul>	・受診率【新規】	57	88	%
		保健福祉事業	公害健康被害被認定者の損なわれた健康の回復、保持増進と福祉の向上を目的として実施する事業であり、公害保健センターに本市が委託し、各分野の専門家による日常生活における療養の方法、呼吸指導等の訓練等、毎月1回の呼吸機能訓練教室を開催しています。また、被認定者全員に案内通知を発送し参加を募るとともに、参加者に対しては年度末にアンケート調査を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者数確保のため、被認定者への個別通知やチラシ配布等、広報の充実を図ります。</li> <li>・アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸機能訓練教室参加者数</li> <li>・「満足」と回答した者の率</li> </ul>	88	212	人
		健康被害予防事業	呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的として、呼吸器健康相談を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者確保のため、現状の広報手段である市政だより、タウンニュースでの啓発を活用していきます。</li> <li>・アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器健康相談参加者数</li> <li>・「満足」と回答した者の率</li> </ul>	23	54	人
	経営健全化に向けた事業計画	効率性の高い業務運営・改善【変更】	公益財団法人の本質により、各事業ごとの黒字化を抑制する収支相償が求められるため、経常収支比率や正味財産の額の推移に留意することにより、効率的かつバランスの取れた事業運営を行います。	経常収支比率や正味財産の額の推移を指標として、組織運営上、各事業を効率的に運営し、収支バランスに留意していきます。	・経常収支比率【新規】	90.2	85.7	%
					・正味財産の額【新規】	156,513	100,962	千円
	業務・組織に関する計画	効率的・効果的な組織運営【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・効果的な事業の実施ための組織体制の強化には、職員のスキルアップが必要不可欠です。</li> <li>・研修に参加して終わりではなく、それを組織内でフィードバックする機会を確保する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的な事業実施体制を構築するため、内外の研修に参加し、個々のスキルアップを図ります。</li> <li>・また、研修して学んだ知識などは、組織内で繰り返し更新や復習を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会参加後のフィードバック件数【新規】</li> </ul>	—	6	件

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7計画値	単位
(公財)川崎市シルバー人材センター	本市施策推進に向けた事業計画	シルバー人材センター受託事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗入会率を上げ、一般に事業の啓発を図るためには登録会員数の増加が必要です。</li> <li>・今後もより多くの会員に仕事を提供し、高齢者の生きがいを高め、就業機会の確保を図ることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員募集の広報活動として、市広報掲示板など各種広報媒体への記事の掲載等を充実させ、更に効果的な広報を検証し新規入会会員を獲得します。</li> <li>・就業機会創出活動による受注拡大、会員募集活動による登録会員数の増加、会員組織の活用による事務処理の効率化を図り、就業実人員数の増加を図る体制を整えます。</li> <li>・令和6年度までの目標値については、シルバー人材センター第3期基本計画に基づき設定し、その増加数から令和7年度の目標値を設定しておりますが、変化する社会状況等を見据えたシルバー人材センターの次期計画等で見直しを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センター登録者数</li> </ul>	5,780	7,180	人
		川崎市葬祭場管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理事業（期間：令和2年度から令和6年度の5年間）</li> <li>・高齢者人口の増加に伴う火葬需要の増大への対応が求められています。</li> <li>・家族葬、一日葬の増加など葬儀形態の変化に伴う多様なニーズへの対応が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期、冬期の火葬需要が増加する時期において、友引日開苑を実施することで火葬需要への対応を図ります。</li> <li>・葬祭場運営会議を定期的に開催し、情報・課題等の共有、課題等の整理・対応及び重要事項の決定を行うとともに、効率的な葬祭場運営に努めてまいります。</li> <li>【葬祭場運営会議における主な課題解決に係る取組事例】 新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬に関するガイドラインの策定、友引日開苑の日程、斎苑利用案内の改訂、予約システムの改修、斎苑工事に伴う臨時休苑等の対応 ※指定管理者の変更等によって目標変更の必要が生じる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬件数の確保</li> <li>・葬祭場運営会議開催数</li> <li>・苦情・改善要望等の件数【変更】【調整中】</li> </ul>	10,883	12,000	件
	経営健全化に向けた事業計画	契約高の向上による財務状況の改善	公共系、企業系の大口の顧客を獲得することにより契約金額が伸びる傾向があるため、多くの登録会員を就業させるための大口契約の受注拡大を図り、財源確保に努めることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業機会創出活動、会員募集を効果的にを行い、受注件数と登録会員数を増加させることで契約金額の増につなげます。</li> <li>・令和6年度までの目標値については、シルバー人材センター第3期基本計画に基づき設定し、その増加金額から令和7年度の目標値を設定しておりますが、変化する社会状況等を見据えたシルバー人材センターの次期計画等で見直しを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額</li> </ul>	938,204	979,000	千円
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率【新規】</li> </ul>	102.4	95~105	%
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・正味財産額【新規】</li> </ul>	237,403	242,403	千円
	業務・組織に関する計画	シルバー人材センター事業における業務の効率向上	事業の拡大と適正就業の推進のための事務局体制の強化には職員のスキルアップが必要不可欠です。また、関係機関との会議に出席し、常に最新の情報を確保することで、職員の業務知識の向上や効率的な事業展開に寄与できると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効率的な事業推進体制の強化を構築するため、内外問わず開催される関係機関の職員研修に参加し、職員のスキルアップを図ります。</li> <li>また、関係機関等への会議に積極的に参加し、知り得た情報を法人で共有し、業務拡大に役立てます。</li> <li>予定される職員の研修会参加内容としては、職業紹介事業講習、労働者派遣責任者業講習会、適正就業研修、業務システム研修などがあります。なお、参加対象職員については減少傾向にあるため、職員のスキルアップに必要な研修を厳選し、参加してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の研修参加件数</li> </ul>	6	5	件
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関会議出席件数</li> </ul>	16	25	件
		効率的・効果的な葬祭場運営に向けた法人内の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理事業（期間：令和2年度から令和6年度の5年間）</li> <li>・高齢者人口の増加による火葬需要の増加や葬儀形態の多様化により、火葬件数増加への対応や多様化する葬祭場利用者のニーズに対して、南北両斎苑では適切に管理運営を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎苑連絡会議を定期開催することにより、法人内の連携を強化するとともに、内部統制を図ります。</li> <li>【斎苑連絡会議における主な検討課題事例】 新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬に関するガイドラインの策定、友引日開苑の日程、斎苑利用案内の改訂、予約システムの改修、斎苑工事に伴う臨時休苑等の対応 ※指定管理者の変更等によって目標変更の必要が生じる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎苑連絡会議開催数</li> </ul>	12	12	回

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財)川崎市身体障害者協会	本市施策推進に向けた事業計画	障害者社会参加推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が広く社会参加できるよう各種教室や訓練等を実施する生活訓練等事業及びスポーツ大会等の企画を行っています。</li> <li>・日常生活・社会生活等に関する各種教室を開催する生活訓練等事業については、障害者の高齢化等により参加者数が減少傾向にあります。</li> <li>・スポーツ大会等への参加者数については、2020東京大会を契機に増加傾向にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種教室や訓練等を実施する生活訓練等事業では、障害者が広く参加できる教室等の企画・事業内容の充実を図ることで、参加者数の水準を維持できるよう取り組んでいきます。</li> <li>・また、スポーツ関係においては2020東京大会を契機とする障害者スポーツへの関心の高まりを、大会後もレガシーとして維持できるよう、スポーツ大会等のイベントの充実を図り、参加者数の維持・拡大を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活訓練等事業への参加者数</li> <li>・スポーツ大会等への参加者数</li> </ul>	1,546	3,800	人
		身体障害者に対する福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者等に福祉サービスを提供することで障害者の生活を支援しています。</li> <li>・福祉キャブについては、ここ数年、事業統合等により運行台数の増加が図られてきましたが、その分利用希望も増え、利用の競合により申し込みを受けられないことがあります。</li> <li>・相談支援センターについては、地区割変更等に係る対応が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉キャブについては、キャンセル発生時の利用調整等を行い利用に繋げることで利用率の向上を図り、また利用者の声を直にすくい上げ、利用環境の改善に常に取り組むことにより、顧客満足度の向上に取り組みます。</li> <li>・相談支援センターについては、地区割変更等にも適切に対応しながら、専門の相談員により、一人ひとりの相談者に対して、適切な助言及び支援を実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉キャブの顧客満足度</li> <li>・相談支援事業の相談件数【変更】</li> </ul>	92	90	%
		中部身体障害者福祉会館指定管理事業【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身館の運営を通じて、障害者の自立及び社会参加の支援を行います。</li> <li>・管理部門においては、障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供、及び地域福祉活動を進めるための行事、講習会等を実施しています。</li> <li>・作業室においては、法定福祉サービスである生活介護事業（定員15名）及び就労継続支援事業（定員10名）を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸し会議室等の事業については、会館のアピールや地域との交流、魅力ある内容の講習会の実施等により、利用実績の向上を図ります。</li> <li>・作業室については、介助技術の向上や職員の適切な配置、受け入れ利用者数に余裕のある曜日の利用を希望する方との新規利用契約などを図り、利用実績の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身館利用者数【新規】</li> <li>・作業室利用者数【新規】</li> </ul>	3,630	13,000	人
	経営健全化に向けた事業計画	収益性の改善【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益事業については、赤字の傾向が強いため、収支の改善が課題となっています。また、そのため収益事業についても一層の黒字が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人全般として収益の改善に取り組みます。</li> <li>・公益目的事業については事業の効果や合目的性を鑑みつつ、収益の改善を図ります。また同時に法人の経営基盤が揺るがぬよう、収益事業の拡大や収益拡大に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率【新規】</li> <li>・正味財産額【新規】</li> </ul>	97.793	98.3	%
		業務・組織に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率性を高める業務改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修などを通じて職員の資質向上を図ることで少人数の職員で対応することを可能とし、同時に適材適所の人員配置、職員が働きやすいような環境整備に取り組みます。また、安定的に事業運営がなされるよう、必要な資格を持った職員数の維持に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加回数</li> <li>・サービス管理責任者等の有資格者の人数【新規】</li> </ul>	113,818	103,641	千円
						18	20	回
						6	6	人

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会	本市施策推進に向けた事業計画	母子家庭等生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談については、相談内容が多様化しており、相談者のニーズを正確にこみ取り、市内の関係機関とも連携しながら、適切な支援に繋げる対応が求められています。</li> <li>講座受講者数については、利用の需要もあって一定の実績があるものの、社会状況の変化を踏まえたニーズを捉え、講座内容の検討、見直しを行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談件数については、対象世帯の利用促進につながる広報活動を行い、相談者に寄り添いながら適切な相談対応により、相談件数の増加を図ります。</li> <li>経済的自立に向けた就労支援講座に重点を置くことにより、生活支援講座の開催数は削減しますが、ニーズを捉えた講座開催に努めることで、引き続き参加者の促進を図ります。</li> <li>講座内容について、ニーズに沿いながら随時見直すことで、受講者の満足度の向上を図ります。</li> </ul>	生活相談件数	766	830	件
					講座受講者数	870	465	人
					講座受講者の満足度	90	92	%
		母子家庭等自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就労に関する相談件数は大きく増加しており、将来の安定した自立に向けて、社会情勢を踏まえ効果的に対応することが求められています。</li> <li>就労支援講座では、ニーズに合わせた講座を実施し、受講実績を上げていますが、ひとり親家庭の経済的自立を効果的に支援し、就労に繋げるためには、今後も社会情勢を注視し、ニーズに的確に対応し、新たな講座の開拓・実施に努める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労相談については、市内の関係機関と連携しながら、引き続き効率的かつ効果的な対応を行います。母子・父子自立支援プログラム策定対象者に対しては、資格の取得から就業まで継続して支援を行い、ひとり親家庭等の確実な自立につなげていきます。</li> <li>就業を取り巻く社会状況や企業ニーズ等を分析・把握しつつ、就業に結びつきやすい資格の取得に向けた講座を実施するとともに、生活支援講座から就労支援講座に重点を移すことで、講座実施回数やオンライン講習について拡大を進めながら、さらなる参加の促進を図ります。</li> <li>自立を目指すひとり親家庭に対して、就労相談における対応や資格取得の支援を適切に行うとともに、関係機関とも連携しながら、就労支援を受けたひとり親等（講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等）の就労決定率の増加を図ります。</li> </ul>	就労相談件数	2,414	2,570	件
					講座受講者数	1,044	1,120	人
					就労支援に係る講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等の就労決定率【変更】	73	80	%
	母子家庭等地域活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員数については、若い世代の組織離れ等の傾向により近年横ばいの傾向にあります。</li> <li>事業参加者数については、コロナ禍の影響をうけ減少しているものの、交流の機会となる取組や支援を実施することにより、一定の参加実績があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員数については、若い世代に対する広報活動を特に行うとともに、当該世代のニーズを把握しつつ、新たな会員獲得に向けた取組について検討しながら、新規会員の獲得を図ります。</li> <li>事業参加者数については、会員等のニーズ等も踏まえつつ、幅広い年代の声が幅広く取り入れられるように、協議会の事業運営のあり方について検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。</li> <li>会員ニーズを把握し、取組内容について適宜検討、見直し、地域活動への評価値の向上を図ります。</li> </ul>	会員数	575	620	人	
				事業参加者数	1,295	1,350	人	
				地域活動への評価	90	92	%	
	経営健全化に向けた事業計画	収益性の確保【新規】	<p>昨今の葬儀の簡素化の風潮に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、特に斎苑売店事業の収益が悪化していることに伴い、法人財産が大きく減少しています。公益目的支出計画により令和9(2027)年度末までに約55,000千円の支出が必要であることから、今後基本財産額を計算上下回る可能性を考慮し、安定した収益の確保に向けた取組を進める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益目的支出計画を踏まえた適正な支出を継続しながら、収益性を確保するため、次の事項に取り組みます。</li> <li>自動販売機設置事業について、既設置分の計画的な入札により手数料等の増収を図りながら、新たに開設する施設に対しても、機会を捉えて新規設置を進めます。</li> <li>斎苑の売店事業については、斎苑の指定管理者とも協議のうえ、運営方法の見直しによるさらなるコスト削減を進め、収益の改善を図ります。</li> </ul>	経常収支比率【新規】	92.1	91.3	%
					正味財産の推移【新規】	92,382	56,870	千円
	業務・組織に関する計画	事務執行体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、ひとり親等となる経緯が多様化し、様々な課題を抱えている家庭も多く、支援を実施するにあたっては、高い対応能力が必要となるケースがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等の変化や取り巻く社会情勢が変遷する中、多様化するニーズや事案に対応できる専門知識、スキルの向上を図ります。</li> </ul>	外部研修への参加（延べ人数）	15	20	人

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(一財)川崎市 まちづくり公社	本市施策推進に 向けた事業計画	各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>各拠点のまちづくりプロジェクトの一環として運営するノクティプラザ、新百合トウェンティワン等公社が所有する施設は、テナント等の高い入居率を維持し、施設本来の利用が行われることによって一定の不動産収入を得ています。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部テナントの収益が減少したため、これを支援するために賃料の減額等を行いました。高入居率を維持したため、ほぼ例年並みの不動産賃貸収入を得ることができました。</li> <li>しかしながら、コロナ禍をきっかけとした社会的なオフィスビルの需要低迷や商業施設からのテナント撤退も散見される中で、築後31年となる新百合トウェンティワンや24年のノクティをはじめとする各施設を、良好な状態に維持・管理し、高い利用率を継続していくことが必要です。</li> <li>K<sup>2</sup>タウンキャンパスは、研究開発拠点として良好な環境を維持するため、計画的な保全工事を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとの修繕計画の策定と確実な実施。</li> <li>テナント事業者からの情報収集、ニーズ把握を行い、的確な対応により高いテナント稼働率の維持を図ります。</li> <li>K<sup>2</sup>タウンキャンパスの令和12(2030)年度以降の施設の使用方針について、令和6(2024)年度中までに関係局と調整を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テナント稼働率【変更】</li> </ul>	95	96	%
		川崎市が進める公共施設等の建設や適切な維持管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社職員の技術力や資格及び市での実務経験を背景に、市からの要請を受けて毎年度100~120件程度の公共建築物の維持、保全のための設計・工事監理業務を執行しています。</li> <li>その他、市の出資団体等が所有する施設の長寿命化や修繕等の支援を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物の維持、保全のための設計・工事監理業務を継続して行います。</li> <li>市の出資団体等の所有施設の状況調査や長寿命化計画の作成など、建築技術の専門集団としての支援活動を継続していきます。</li> <li>川崎市から依頼があった場合は新設小学校等の建替施工に向けて市と協議を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託事業量の達成率【変更】</li> </ul>	100	100	%
		市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>溝口駅北口付近のハウジングサロンで、一般住宅及びマンション管理に係る市民からの幅広い相談に応じています。相談はNPO法人の建築士やマンション管理士が担い、現地に赴いての対応も実施しています。</li> <li>令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言に則して窓口相談を一時的に中止しましたが、ほぼ例年同様の693件の相談に対応しています。また、専門家講師によるマンション管理基礎セミナーを中止しましたが、コロナ禍の収束後は、年2回開催を予定しています。</li> <li>なお、この事業に対する市の補助金は、運営経費の約40%の定額であり、60%は当公社が負担しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人と連携し、住宅相談・マンション管理相談を継続します。</li> <li>ハウジングサロンの周知を目的とした広報を継続します。</li> <li>法的対応の充実のため、弁護士会との連携を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅相談・マンション管理相談件数</li> </ul>	693	700	件
	経営健全化に向けた事業計画	長期借入金の計画的な返済	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期借入金の返済については、中長期経営計画に定められた返済計画に基づき実施しており、新百合トウェンティワンの取得資金の借入金は令和2(2020)年12月に完済しました。これまで計画どおりに返済してきたことから、ノクティ、クレール小杉の取得資金の借入金残高は、令和2(2020)年度末時点で12,275,078千円となっています。これを令和22(2040)年に完済する計画となっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期経営計画に定められた返済計画に基づき返済します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点地区施設に係る長期借入金期末残高</li> </ul>	12,276	9,216	百万円
		有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持【変更】	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有施設の入居率は95%以上を維持しており、不動産賃料収入は令和2(2020)年度で約14億3千万円でした。また、公共建築物等の建設・維持管理の受託収入は1億200万円でした。所有施設を建設、購入する際の借入金である長期借入金を返済計画に基づき着実に返済しており有利子負債比率も順調に減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期経営計画に基づき、所有施設を適切に管理運営し、また、川崎市との年度協定に基づく公共建築物の設計・工事監理などの事業を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有利子負債比率【新規】</li> </ul>	249.1	158.1	%
						<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な売上高【変更】</li> </ul>	1,532	1,551
	業務・組織に関する計画	技術力の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社の業務を継続していくためには、職員の持つ技術力を将来に渡り保持していく必要があります。人材育成計画ではOJTを中心に、専門知識・技術等の取得のために講習会、研修会等に積極的に参加することとしています。令和2(2020)年度技術職員(18名)の保有している建築・設備系の資格・免許は18種、延べ47名です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格の維持、知識・技術の取得のために建築士等の法定的講習会、業界団体や川崎市の開催する研修会等に参加します。</li> <li>各職員が研修会等に参加し易い環境に配慮し、必要な経費は公社が負担します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術系講習・研修会等の出席延職員数</li> </ul>	31	54	人

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
川崎市住宅供給公社	本市施策推進に向けた事業計画	市営住宅管理事業	市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理、入居者の円滑な移行や地域での居住安定に向けた取組及び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の提供を図ることが求められています。	川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多くの入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持管理を進めるとともに、これからの市営住宅の管理に求められる事項として、民間賃貸住宅等への移行のサポートや入居者と地域の支援の担い手とのつながりづくりに取組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。	・空家解消率【変更】	77.8	87.8	%
		パートナーシップ事業	「空き家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住宅の活用強化と流通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。令和3（2021）年度時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」を実施しています。	住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織としての特性を活かし、川崎市との連携及び公社独自の取組を付加した「パートナーシップ事業」の推進を図ります。	・すまいの相談窓口における相談件数	490	500	件
		賃貸住宅管理事業	・住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用されています。引き続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅について求められる役割は大きくなっていくと考えています。 ・一方で、管理している賃貸住宅の築年数は20年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには設備のリニューアル等の空家対策に取組んでいく必要があります。	住宅供給公社が管理をしている賃貸住宅について、空き家対策や適切な建物管理等を実施することにより、現在の高い入居率を維持します。	・公社管理物件への入居率	99.46	99.56	%
	経営健全化に向けた事業計画	財務状況維持【新規】	出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現するべく、安定的な事業運営を目指し、安定的に収益を上げながら、経常収支比率は、100%以上を維持しています。	今後も安定的な事業運営を目指し、各事業を維持しながら、経常収支比率については、100%以上を維持します。	・経常収支比率【新規】	96.5	95.9	%
		業務・組織に関する計画	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全	住宅供給公社は、賃貸住宅や市営住宅の管理等を行っており、様々な入居者管理業務を行う中で、多くの個人情報を取り扱っています。個人情報を取り扱う際には、間違いを起こさないように注意を払って業務を行っておりますが、令和2（2020）年度に、誤送付するという事故を1件起こしてしまいました。今後、同様の事故を起こさないように再発防止策を講じ、実施をしているところです。	・個人情報の取扱い事故を起こさないよう、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を図ります。 ・職員に対しては、社内で定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理に関する意識の向上に努めます。	・個人情報の取扱い事故の発生件数【変更】	104.3	100
	人材育成	住宅供給公社では、公社独自の人事評価制度を導入しており、運用をする中で、適宜見直しを行っています。現在は、令和2（2020）年度に改定した人事評価制度に則り、職員一人ひとりの能力や実績について、各職位に求められる仕事を履行できているかを適正に評価し、評価結果を昇任や給与に反映しています。	人事評価制度を実施するにあたっては、組織目標の設定、個人目標の確認や年度末評価を適切に行う必要があります。住宅供給公社では、目標管理委員会の設置や評価者面談を適宜行いながら、公平な人事評価となるよう努めます。	・人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合【新規】	729,990	703,190	千円	
					1	0	件	
					・人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合【新規】	96.00	96.20	%

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
みぞのくち 新都市 (株)	本市施策推進に向けた事業計画	魅力あふれる再開発ビルの管理運営	平成9(1997)年に開業したノクティ1、ノクティ2(マルイファミリー)は、溝口駅前複合再開発のシンボルのビルとして、堅実な営業を継続し、溝口駅周辺の商業振興とまちづくりの発展に寄与してきましたが、社会状況の変化が厳しい中、ESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮した管理運営を通して、持続的に企業価値や施設価値の向上に取り組むとともに、地域や行政と連携しまちづくりへ寄与することが引き続き求められています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様や社会のニーズに的確に対応し、地域、お客様、ステークホルダーに信頼され、愛される商業施設へ進化し続ける努力を重ねるとともに、魅力ある施設づくり、環境にやさしい施設づくりを計画的に進めます。</li> <li>地域、行政等と連携し、地域生活拠点としてまちづくりに貢献していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客者数</li> <li>入居テナント率</li> <li>CO2排出量削減率【新規】</li> <li>顧客満足度【新規】</li> </ul>	1,680	2,150	万人
		地域、行政と連携したまちづくり貢献事業の実施【統合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業以来、地域に根差した会社として、地域を盛り上げ、地域の皆様に愛着のあるイベントを実施し、まちづくりに貢献しています。</li> <li>ノクティ2の屋上広場は、区役所と連携した区内の園庭のない保育園(児)への利用開放を行い、保育活動の充実に貢献しています。</li> <li>東急線と南武線の結節点で多くの人が集い、行き交う溝口駅前の商業施設の特性を活かし、大型ノクティビジョンやノクティ1・2ビルのデジタルサイネージ表示設備等を利用し、行政と連携した市重要施策の発信・提供を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年多くの方々に楽しく参加していただける季節ごとのイベントとして開催します。イベントの開催を通して地域の連帯とまちづくりに寄与していきます。</li> <li>区内の園庭のない保育園(児)への屋上庭園の開放利用を区役所と連携し引き続き促進します。</li> <li>ノクティが有する機能を活用し、行政と連携した行政情報の発信・提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業・地域関係者と協働したイベント開催数</li> <li>ノクティ2屋上開放を利用した保育園児数【変更】</li> <li>行政と連携した情報発信数</li> </ul>	2	4	回
	経営健全化に向けた事業計画	財務状況維持	商業施設を管理運営する株式会社として、継続的な発展を目指した経営に努めた結果、純利益を計上してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で純利益を計上することができなかったことから、商業動向や景気動向を踏まえた経営が必要となっています。	安定的、継続的な経営を行うため、収益の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支比率【新規】</li> <li>主要な売上高の推移(販売促進事業収入)【変更】</li> </ul>	99.6	101.0	%
					2,156,876	2,322,803	千円	
	業務・組織に関する計画	適正公正な運営組織維持	社会状況の変化が厳しい中、ESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮した公正な管理運営に努めています。	複合商業施設の管理運営会社として、公正な管理運営に努め、安定的・成長的な経営基盤づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修参加者数【新規】</li> </ul>	754	1,789	人

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財) 川崎市公園緑地協会	本市施策推進に向けた事業計画	緑化推進・普及啓発事業	緑化推進・普及啓発事業等を広報する媒体として広報誌・チラシ・パンフレット等の発行からホームページの活用まで幅広い広報活動を展開し、緑化推進事業（屋上緑化・思い出記念樹等）を周知拡充し、地域の緑化と市民の緑化意識の高揚を図り、花と緑あふれる潤いのある街づくりに努めています。	広報誌・チラシ・パンフレット・タウン紙等の紙媒体からホームページなどの電子媒体を幅広く活用し、更にフェイスブック等により、リアルタイムに情報を提供、共有するとともに、広く市民に緑化の推進・普及啓発事業（思い出記念樹・緑化助成金等）等を周知し拡充することに努めます。	・各種広報媒体出稿配布回数【調整中】	237	255	回
		緑のボランティア事業（緑のボランティアセンター運営事業）	緑のボランティアの育成と活動団体の支援を図るため、応募方式等による各種講座・出前講座等を開催し、緑のボランティアの育成と技術向上を図るとともに、講座修了者に協会人材バンク（令和2年度末201人）への登録と緑の活動団体（令和2年度末268団体）新規登録を推進し、市民の緑化意識向上に努めています。	緑のボランティア育成と活動支援を目的とした各種講座・出前講座等の内容の充実を図り、受講者数を増やすとともに、受講者の技術向上を推進します。そして講座修了者を協会人材バンクに登録し、各種イベントボランティアや各地域で活躍できる人材育成を行うことにより緑の活動団体の新規登録を増進し、市民の緑化意識向上に努めます。	・各種講座受講者数	1,385	2,250	人
		公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業	収益事業（売店・自動販売機・駐車場）を財源として、独自に展開している各種イベント（自主事業）を実施し、公園緑地及び運動施設並びに生田緑地ばら苑等の利用促進と緑化意識向上に努めています。	収益事業の収益を財源として花と緑を中心とした各種イベントを実施し参加者満足度を高め、公園緑地の利用促進と緑化意識の向上と推進、拡充を図ります。また、開催するイベント等の内容を充実させ、公園緑地、運動施設、ばら苑の魅力を知り利用者の拡充に努めます。	・緑の人材バンク新規登録数【新規】	8	12	人
	経営健全化に向けた事業計画	運営の自立性の向上【新規】	コロナ禍となる前では、経常収支比率は100%を超え、正味財産額も堅調に推移しておりましたが、令和2年度においては、緊急事態宣言下におけるイベントの中止や駐車場の一時閉鎖に伴い駐車場等事業収益が5千万円以上の減収となりました。また、令和5年度から等々力緑地の再編整備事業の実施に伴い、駐車場等事業収益の大幅な減収が見込まれるなか、市財政支出割合が高くなる傾向にならないように、新たに収益を確保できる事業を推進し、川崎市からの財政支出割合を低減するように努めています。	今後4ヶ年における安定した協会事業運営を行うために、目標値の逡抑抑制に向けて収益事業による自己収入を高めるとともに、経費削減策についても継続して検討を行い、公益事業を行える組織体制の構築と経営健全化に伴う財政構造の確立に努めます。	・緑の活動団体新規登録数【新規】	8	8	団体
					・各種イベント等参加者満足度【新規】	94	98	%
					・ばら苑来苑者数	32,336	76,500	人
	業務・組織に関する計画	職員体制の維持【新規】	令和3年度は常勤役員2名及び常勤職員19名の計21名で事業運営業務を行っています。	公益的目的事業の推進をするにあたり、緑のボランティアの育成と支援を行う活動拠点を中心とした事業運営を実施します。その上で等々力緑地再編整備事業の実施に伴い、等々力陸上競技場を主な業務として担当している常勤職員について、少なくとも3名の削減をするなどの適正な人員配置計画の策定を行い、協会組織のスリム化を図るとともに、当該計画に基づき、引き続き、効率的かつ安定的な業務遂行に努めます。	・経常収支比率【新規】	95.9	84.4	%
					・役員・常勤職員の人数（臨時職員を除く）【新規】	23	17	人
						・正味財産額の推移【新規】	534,854	429,576

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
川崎臨港 倉庫埠頭 (株)	本市施策推 進に向けた 事業計画	倉庫等の港湾物流 施設の運営事業	地元港運事業者等に対し、低廉かつ安定的に保管スペースや事務所等の供給を図ることにより、川崎港の発展に寄与しています。一方で利用者ニーズの変化や施設の老朽化への対応が課題となっています。 倉庫稼働率 令和2(2020)年度末時点 98% テントハウス稼働率 令和2(2020)年度末時点 89%	引き続き利用者ニーズに応じた適切かつ柔軟な運営を行いながら、契約満了時などの機会を捉えて極力稼働率への影響を抑えた効率的な老朽化対策を実施し、目標とする稼働率をクリアすることにより経営の安定を図ります。特にテントハウスについては、短期や部分利用などのニーズに応じた弾力的な運用を図りつつ、製材の国内需要減少への対応として新たな貨物ニーズの掘り起こしに努めます。	・倉庫稼働率	98	95	%
		港湾共同事務所等 の運営事業	長期利用が主であるものの、一定程度、小規模(1~3名)かつ短期の利用ニーズがあり、それぞれのニーズに応じて、利便性に配慮した事務所運営を行っています。 港湾共同事務所等利用率 令和2(2020)年度末時点 98%	当面は現状の傾向が継続することが想定されるため、引き続き利用者ニーズに応じて、利便性に配慮した事務所運営を行う必要がありますが、短期利用に伴い生じる空白期間を可能な限り短くするなどしながら、目標とする稼働率の達成、向上を図ります。	・港湾共同事務所等利用率	98	95	%
		コンテナターミナル 管理運営事業	指定管理者として適切に川崎港コンテナターミナルの管理運営を行うとともに、官民連携による積極的なポートセールスを行うことにより、コンテナ貨物取扱量は概ね堅調に推移しています。 コンテナ取扱貨物量 令和2(2020)年度実績 161,027 T E U	更なるコンテナ貨物取扱量増加に向けて、引き続き効率的かつ効果的な施設の管理運営を行うと同時に、適材適所や必要な体制整備を図り、適切な物流動向把握に基づく官民連携した積極的なポートセールスを行い、令和7年度までに、年間のコンテナ取扱貨物量20万TEU達成を目指します。	・コンテナ取扱貨物増加量 【変更】	-	10,000	TEU
	経営健全化 に向けた事 業計画	財務状況の改善	適切な事業運営により安定した経営を維持していますが、安定経営継続のためには、施設の老朽化対策や物流動向の変化への対応などの課題に適切に対処していく必要があります。 ①経常収支比率 ②主要な売上高推移	倉庫等の運営事業では、施設の老朽化への対応を図りつつ、利用者ニーズを捉えた適切かつ柔軟な運営を行い、倉庫等の高稼働率の維持・向上を図ります。コンテナターミナル管理運営事業では、引き続き、効果的・効率的な管理運営に努め、市等と連携し積極的なポートセールスを行い、コンテナ貨物取扱量の増加とそれに伴う利用料金収入の増加を図ります。	・経常収支比率【新規】 ・主要な売上高【新規】	112 746,924	110 698,000	% 千円
業務・組織 に関する計 画	業務プロセスの可 視化等	業務プロセスの明確化を目的とした主な業務の手順書作成として、令和2年度に人事に関する手順書を作成しました。	主な業務の手順書を作成し、業務プロセスの可視化に努めます。	・業務プロセスの明確化を 目的とした主な業務の手順 書作成件数【新規】	1	5	件	
	職員の人材育成	外部研修会への参加回数 令和2(2020)年度実績 31回 資格取得数 令和2(2020)年度実績 2件	引き続き、事業内容や特性に応じた外部研修や資格取得の推奨等を通じて、職員一人ひとりの能力を高め、法人の運営を担っていく人材の育成に努めます。	・外部研修会への参加回数 ・資格取得数	31 2	30 2	回 件	

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
かわさきファズ(株)	本市施策推進に向けた事業計画	かわさきファズ物流センター事業	かわさきファズ物流センター入居率 令和2(2020)年度末時点 100% 加工型テナント入居率 令和2(2020)年度末時点 61% 東扇島総合物流拠点地区協議会の開催回数 令和2(2020)年度実績 2回 事業別の行政サービスコスト 令和2(2020)年度実績 ▲922,653千円	外資系倉庫会社等の進出が予想される中、他社の賃料水準やテナントのニーズ等情報収集に努め入居率100%（うち加工型テナント70%）を目指します。 また、かわさきファズ株式会社が東扇島総合物流拠点地区協議会の事務局となり、本市、東扇島総合物流拠点地区進出企業等とともに東扇島内のパトロールや、車両の放置に関する注意喚起等を行うことで、交通環境改善による川崎港コンテナターミナルの利便性向上に向けた取組みを行います。また、清掃・美化活動等により、同地区周辺の環境改善について取り組みます。	・かわさきファズ物流センター入居率	100	100	%
					・加工型テナント入居率	61	70	%
					・東扇島総合物流拠点地区協議会にて集約した意見等の情報共有【変更】	2	2	回
	経営健全化に向けた事業計画	財務状況の改善【新規】	経常利益 令和2年度実績 921,653千円 有利子負債比率 令和2年度実績 201.2%	各事業における計画を着実に実行し、収入の増加を目指すとともに、計画的な修繕の実施により施設を適切に維持管理するなど、効率的に事業を行い、目標とする経常利益の達成を目指します。 また、金融機関からの借入れについても計画取り返済を進め、有利子負債比率の改善により、財務の健全化を目指します。	・経常利益の額【新規】	921,653	949,000	千円
					・有利子負債比率【新規】（調整中）	201.2	66.6	%
	業務・組織に関する計画	コンプライアンスに関する取組【変更】	令和2（2020）年度実績、1回	監査法人と期末に行う監査だけでなく、期中にも経営者と会計監査人との意見交換会を毎年実施し、経営全般や経理事務等について外部のチェックを受けることで、多角的な視点から気付く注意点を全職員に定例会などで周知徹底を図り、コンプライアンスに反する事案の発生防止に努めます。	・監査法人との意見交換会実施回数【新規】	1	1	回
経営環境の変化に対応できる人員構成の構築					平成30年度実績 5回（首都圏物流会社施設見学会（3回）、電気協会実務研修会、廃棄物処理施設設置者等講習会） 令和元年度実績 3回（首都圏物流会社施設見学会、電気協会実務研修会、廃棄物処理施設設置者等講習会） 令和2年度実績 2回（保税業務研修会、新型コロナウイルスに関する研修会）	激しく変化している物流状況の把握や、入居テナントの多様なニーズに対応するため、首都圏で当社と類似している物流会社への施設見学会や保税業務、コロナウイルスに関する勉強会により、物流の動向や施設管理の進め方、社会環境の変化に対する動向把握等の社員の専門的知識・技術の習得を図り、常に経営環境の変化に対応できる人員の育成を図ります。	・同業他社等の施設見学会及び勉強会への参加回数	2

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財) 川崎市消防防災指導公社	本市施策推進に向けた事業計画	防火防災及び救急に関する普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業として、各種救命講習会を開催し、市民救命士等の養成を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1回あたりの受講人数を制限して実施しているため令和元(2019)年度後半から受講人数が減少しています。</li> <li>・受託事業として、地震体験車の派遣を伴う消防訓練指導により、市民の防火防災意識の普及啓発を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震体験車の派遣については、コロナ禍の社会変容を踏まえて、市民ニーズ等を把握しながら効率的に実施していきます。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の終息後も引き続き、講習の教材費について説明するとともに、企業や学校関係者への講習会を実施するなど、ニーズに対応した講習を実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合</li> </ul>	45.5	47.6	%
		各種講習会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定講習機関からの受託事業として、防火管理講習会等の各種資格講習会を開催し、防火管理等に必要な有資格者を養成していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により1回あたりの受講者数を制限して実施しているため、資格講習会受講者数が減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各講習会の希望状況等を踏まえて、効率的に講習会を開催するとともに、企業等への講習会を実施するなど、ニーズに対応した講習を実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格講習会受講者数</li> </ul>	2,655	4,600	人
		アクアライン消防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾アクアラインにおけるトンネル災害時に、床版下から災害対応する車両及び資機材の日常点検管理並びに資機材等を提供することにより、公設消防隊の活動を支援する事業です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害活動に際して消防機関が安心して活用できるよう、専門知識を持った職員が日常点検を実施します。</li> <li>・有事の際に、公設消防隊の活動に有効となる資機材等について更新していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検実施回数</li> </ul>	365	365	回
	経営健全化に向けた事業計画	経営の健全化【変更】	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25(2013)年4月に公益財団法人に移行し、公益目的事業と収益事業の2事業を行っていましたが、平成27(2015)年度末で収益事業を廃止したことにより、現在は公益事業1事業で運営しており、今までに職員の削減や担当替えを行うとともに、経常経費の見直し等を行い対応しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震体験車や救命講習に派遣する人員について、職員と嘱託職員及び臨時職員並びに救急ボランティアを適正に組み合わせるとともに、組織の適正化により、経常収支比率及び正味財産の向上を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率【新規】</li> </ul>	97.4	97.4	%
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・正味財産【新規】</li> </ul>	659,366	483,506	千円
	業務・組織に関する計画	市民サービス向上を目的とした職員研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員への導入教養研修をはじめとして、各事業に係る研修会を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務能力の向上を目的とした研修のほか、各事業の法令改正等に係る研修を継続的に実施し、各種講習会事業でフィードバックするとともに、関係する外部研修にも積極的に参加し市民サービスの向上を図り、効率的な業務を遂行するため組織の最適化を図っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会の実施・受講回数</li> </ul>	9	9	回

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位
(公財)川崎市学校給食会	本市施策推進に向けた事業計画	安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給【統合】	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市学校給食会は、安全・安心で良質な給食物資の継続的・安定的な供給をすることにより、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。給食物資の安全面では、委託仕様書における「学校給食用物資規格基準書」に基づき、毎月の献立に必要な物資を登録業者に提示し毎月開催する入札及び物資選定委員会において、この基準に合格した食材を選定し安全性を確保した上で学校に提供しています。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を廉価で安定的に供給しています。</li> <li>野菜や果物が一部傷んでいたものや物資に梱包材が混入していたもの等、学校や学校給食センターから納品された食材の不具合に関する連絡を受け付けます。連絡を受けた場合は直ちに状況を確認し、必要に応じ、給食提供前に速やかに交換、代替品等により対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。</li> <li>給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を一般検査機関に依頼し、実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、入札及び物資選定委員会を開催することにより、安全・安心で良質な給食物資の供給を目指します。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入については、登録業者が「学校給食用物資規格基準書」に定める物資を、本市の学校給食に支障なく納品できる体制が確保されているか把握しつつ、新規登録希望業者へも「学校給食用物資納入者指定登録基準」に合格し、現登録業者と同様の対応ができるか慎重に選考しながら給食物資をより廉価で安定的に供給していきます。さらに、「給食物資納入指定業者の処分に関する規程」に則り、事例が生じた場合は速やかに対応していきます。</li> <li>製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への注意喚起や指導を行います。また指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めていきます。</li> <li>食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食停止等の発生件数</li> <li>学校給食用物資納入業者登録数</li> </ul>	0	0	件
		成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進	川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だより等の発行と学校への配布、給食食材を活用した食育講座等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。	食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。また、各種団体と協力し開催する講座を市と連携しながら、より多くの学校に広げられるよう取組を進めています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育講座の開催校数【変更】〔調整中〕</li> <li>アンケートによる受講者の理解度【新規】</li> </ul>	-	検討中	校
	経営健全化に向けた事業計画	コスト意識を持った効率的な事務執行【新規】	これまでも、コスト意識を持った効率的な事務執行体制を図るため、給食管理システムの導入や送金方法の見直し、電子データの積極的な活用等により業務改善に努めてきました。	今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制を図り、経費の節約を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>正味財産の推移【新規】</li> </ul>	266,178	14,365	千円
	業務・組織に関する計画	公益法人会計基準に則った会計処理	本法人は、給食物資の調達や令和2年度以前の学校給食費の未納金の債権管理など、年間50億円程度の事業を担い、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。給食物資に係る業者への支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機能を備えています。	事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士による定期的なチェックの履行率【新規】</li> </ul>	100 (12/12)	100 (12/12)	%
		職員の資質向上に向けた取組	公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人を参加させています。また、職員の資質向上のための内部研修を実施しています。	公益財団法人に関する各種手続きを理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項を再確認し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にチェックシートによる自己検証を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催</li> <li>服務チェックシートの正答率【新規】</li> </ul>	17	17	回
							100	100

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 3 方針案の策定状況

### (2) 各法人の取組項目・指標と目標値

法人名	取組種別	事業・項目名	現状	行動計画	指標	R2現状値	R7目標値	単位			
(公財)川崎市生涯学習財団	本市施策推進に向けた事業計画	生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業	高い専門性を備えた継続的で系統的な学びの場であるかわさき市民アカデミー協働事業や川崎市の子どもたちが、友好自治体との交流を行うサマーキャンプなどの青少年学校外活動事業、シニア世代を対象に、これまで培ってきた経験や知識を活力ある地域社会づくりや学校支援に活かすシニア活動支援事業などを行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさき市民アカデミー協働事業については、事業広報や会場の確保、対外活動支援等を継続して実施し、参加者の増加を目指します。</li> <li>・青少年学校外活動事業については、内容の充実を図るほか事業内容の魅力の向上に努め、定員までの充足を目指します。</li> <li>・シニア活動支援事業については、生涯学習ボランティアの養成講座の実施と学校等への生涯学習ボランティアの派遣、学習した知識・経験を活かし地域貢献をめざす市民アカデミー地域協働講座、シニア活動講演会を継続して実施し、生涯学習に取り組むシニア世代の拡充を目指します。</li> <li>・その他支援事業については、ランチタイムロビーコンサート等を継続して実施し、本法人が実施する各事業の周知に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者数</li> </ul>	3,539	9,300	人			
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者満足度【新規】</li> </ul>	-	84	%			
		生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業	生涯学習プラザ情報コーナーの紙媒体情報、生涯学習情報誌「ステージアップ」による情報提供を行うとともに、本法人が運営するホームページ「かわさきの生涯学習情報」で川崎市や関連施設・団体等の生涯学習情報を広く情報発信・提供しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、生涯学習プラザ情報コーナーの紙媒体情報や生涯学習情報誌での情報提供を行うとともに、本法人が運営するホームページ「かわさきの生涯学習情報」で川崎市や関連施設・団体等の生涯学習情報を広く情報発信・提供していただけるようにホームページの充実を図ります。</li> <li>・また、情報提供先と連絡を密にし、情報収集の拡充に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページアクセス件数</li> <li>・学習情報掲載件数</li> </ul>	167,000	187,000	1,623	2,200	件	件
	寺子屋先生養成事業	市からの委託を受け、市内の各校で実施されている「地域の寺子屋事業」で学習支援の活動をする寺子屋先生を養成する講座を各区で開催しています。	「地域の寺子屋事業」の拡充に合わせて、市と連携を取りながら、寺子屋先生養成講座を実施し、寺子屋事業の運営を担う人材の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺子屋先生養成講座を受講した人数【変更】</li> <li>・寺子屋先生養成講座受講者満足度【新規】</li> </ul>	91	171	-	84	人	%	
	経営健全化に向けた事業計画	自主財源の増加	生涯学習プラザの会議室等の貸出を行っているほか、収益事業として、市民が体力や健康状況に合わせたトレーニングやエクササイズなどに気軽に参加することで、健康な身体づくりや受講生同士の交流を目指すスポーツ教室、手軽に趣味や生活技術を学ぶことや受講生同士の交流を目指す文化教室、陶芸を通して作品に対する豊かな感性を磨くとともに、技術の習得や受講生同士の交流を目指す陶芸教室などを実施しています。	公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益事業・施設提供事業による収益増によって、安定的な経営基盤の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料等収入の増加</li> <li>・施設使用料収入の増加</li> </ul>	11,906	24,565	16,342	21,887	千円	千円
		収支改善【変更】	経常収支の改善に向けた取り組みを行っています。	組織体制や事務分担、委託業務、事務経費など恒常的な経費の見直しにより効率性を高めることでコスト縮減を図るとともに、安定的な財政基盤の確保のため、収入の増加及び管理費の縮減に向けた取組を着実に進めます。 ※指定管理料については、大山街通ふるさと館が令和5年(2023)度末に指定管理期間が終了することから、今後継続の可否により数値が変動する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率の推移【変更】</li> <li>・正味財産の推移【新規】</li> </ul>	96.3	100.1	294,769	287,714	%	千円
		業務・組織に関する計画	人材育成研修の実施	職員等の意欲や能力向上を目的に研修を実施し、人材育成を行っています。	社会的ニーズや時節に応じた研修など今必要な研修を実施し、人材育成研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の参加人数【変更】</li> </ul>	90	95			人
		事業・業務の点検	毎週1回開催する運営調整会議及び経営委員会で、各事業・業務の成果と課題の検証を行っています。会議の中では、課題に対して実際のデータを参照しながら課題解決に向け、話し合いを行っています。	毎週1回開催する運営調整会議及び経営委員会で各事業・業務の点検評価を行うことで、課題解消や改善点を迅速に各事業・業務に反映するとともに、次年度の事業計画にも反映します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数</li> </ul>	49	49			回	

# 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について

## 4 方針の策定スケジュール

次期方針の策定スケジュールについては、以下のとおり行財政改革第3期プログラムの策定と連動したものとする。

